

## 平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・ 内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 29 年 10 月 24 日（火）から平成 29 年 11 月 22 日（水）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、40 の個人及び団体より延べ 308 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な改正の内容については、別紙 1～別紙 5 を御参照ください。

（注）金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）並びにフェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン案にお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、後日公表させていただきます。

### 2. 本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、平成 29 年 12 月 22 日（金）に閣議決定されており、内閣府令等と併せて、本日公布されております。

### 3. 施行日

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）の施行日は、「公布の日（平成 29 年 5 月 24 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 30 年 4 月 1 日です。（当該施行日を決める政令は、平成 29 年 12 月 22 日（金）に閣議決定されており、本日公布されております。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなります。

#### ○ 本件で公表する政令

政令	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令	別紙 1 (PDF: 398KB)

#### ○ 本件で公表する内閣府令

内閣府令	具体的な内容
金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令	別紙 2 - 1 (PDF: 232KB)

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	別紙 2 - 2 (PDF: 2,055KB)
--	-------------------------

## ○ 本件で公表する共管命令

共管命令	具体的な内容
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令	別紙 3 - 1 (PDF: 79KB)
中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令	別紙 3 - 2 (PDF: 82KB)
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令	別紙 3 - 3 (PDF: 66KB)
労働金庫法施行規則の一部を改正する命令	別紙 3 - 4 (PDF: 64KB)
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令	別紙 3 - 5 (PDF: 241KB)

## ○ 本件で公表する告示

告示	具体的な内容
高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件	別紙 4 - 1 (PDF: 29KB)
金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件	別紙 4 - 2 (PDF: 73KB)
金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件	別紙 4 - 3 (PDF: 75KB)

## ○ 本件で公表する監督指針

監督指針	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	別紙 5 - 1 (PDF: 448KB)
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針	別紙 5 - 2 (PDF: 3,228KB)

なお、本件のうち一部の政令・内閣府令等については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

### お問い合わせ先

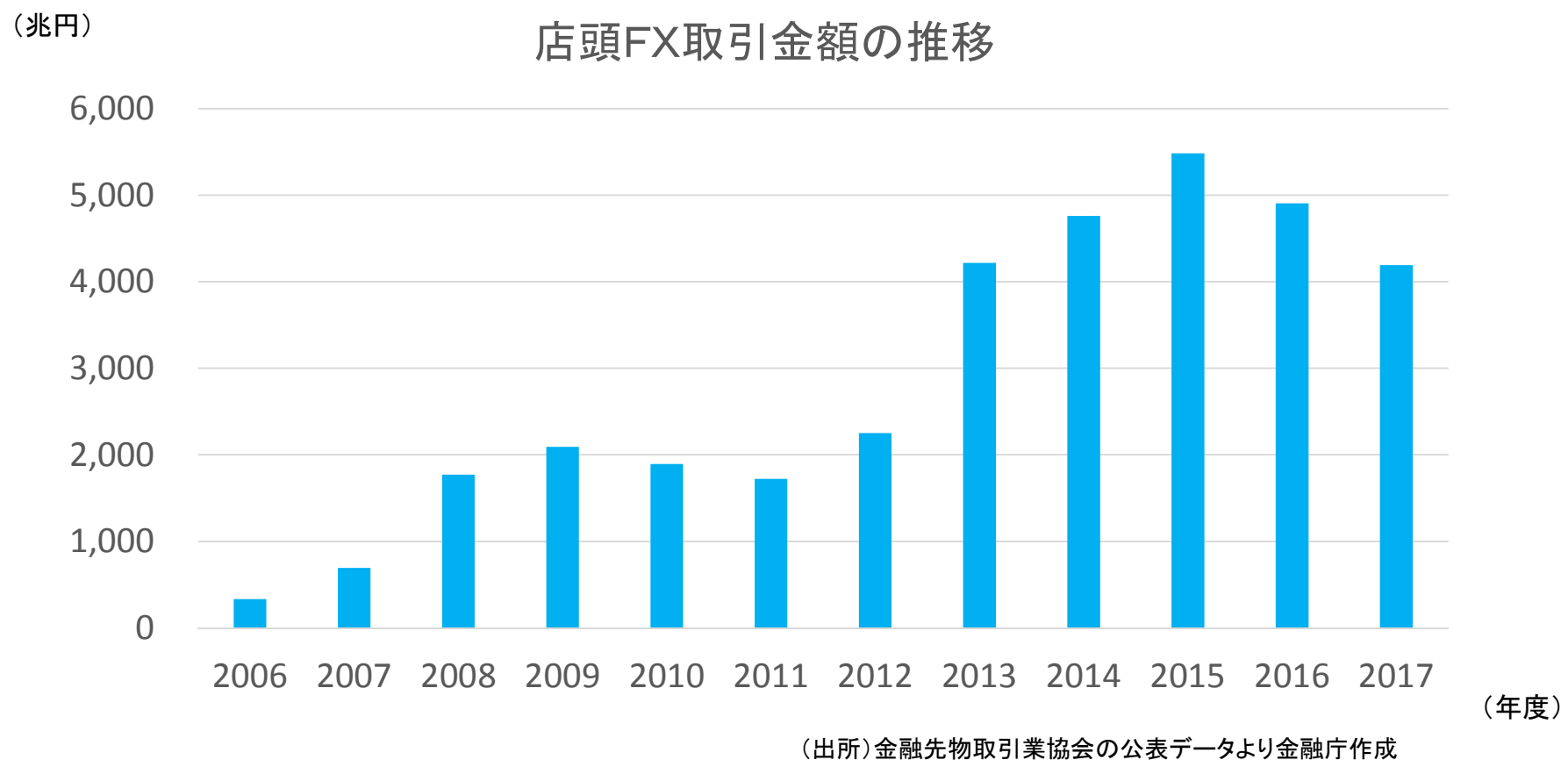
金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙 1、2 - 2、3、4）について…総務企画局市場課市場機能強化室（内線 3943、2622）

（別紙 2 - 1）について…総務企画局企業開示課（内線 3802、3849）

（別紙 5）について…監督局証券課（内線 3892）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。



## 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告書の概要(平成30年6月13日)

### 問題意識

- 店頭FX取引市場については、リーマン・ショック以降の国際的な金融規制の対象ではないものの、年間取引規模が近年5,000兆円程度まで拡大
- 店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性

### 店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応策

#### ◆ 自己資本・ストレステストの拡充

- ストレステストの厳格化等
  - 顧客未収金及びカバー取引先破綻リスクについて、一日終了時点の建玉残高に基づく算出から日中最大の建玉残高を勘案した算出に変更
  - 顧客未収金について、控除する証拠金を実預託証拠金から契約上必要な証拠金に変更
  - カバー取引先破綻リスクについて、G-SIFIsのリスクも適正に勘案
  - 実施頻度を年1回から毎日に増加 等
- ストレステストの結果への対応
  - 自己資本が十分でない業者について、当局が自己資本の積増し又は証拠金率の引上げ(レバレッジ倍率の引下げ)等を通じたリスク量の削減を求める

#### ◆ 取引データの報告制度

- 不公正取引の防止や決済リスク管理の強化を図るため、日々の取引データについて、金融先物取引業協会及び当局に報告

#### ◆ その他の施策

- ロスカット取引に係る監視間隔の短縮
- 未カバーポジションの情報開示 等

※ 全般的な証拠金率の引上げ(レバレッジ倍率の引下げ)について、自己資本・ストレステストの拡充の効果を評価した上で、必要な場合、再度検討

## 「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

平成30年6月28日現在

座 長  メ ン バ ー	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	青 克美	株式会社東京証券取引所執行役員
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
	石原 秀威	新日鐵住金株式会社執行役員財務部長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	太田 洋	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	貝増 眞	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事 兼教育第1企画部長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	清原 健	弁護士(清原国際法律事務所)
	熊谷 五郎	みずほ証券株式会社市場情報戦略部上級研究員
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授
	小林 建司	三菱商事株式会社総務部長
	小林 昭広	大和証券株式会社専務取締役
	三瓶 裕喜	フィデリティ投信株式会社ヘッド オブ エンゲージメント
	高濱 滋	日本公認会計士協会副会長
	中熊 靖和	野村アセットマネジメント株式会社企業調査部部長
永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部教授	
水口 啓子	株式会社日本格付研究所審議役兼チーフアナリスト	
柳澤 祐介	東京海上アセットマネジメント株式会社運用本部部長 兼責任投資グループリーダー	
和里田 聰	松井証券株式会社常務取締役	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省大臣官房参事官
	堀田 秀之	財務省大臣官房信用機構課長
	松本 加代	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

(敬称略・五十音順)

## 報告の内容

### I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

### II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

### III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

### IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

## 今後の取組み

#### ① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

#### ② 開示のベストプラクティスの収集・公表

#### ③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

(平成28年4月18日公表)

制度開示に係る自由度の向上と  
対話に資する情報の充実による、  
効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との  
建設的な対話の促進

企業の持続的な成長と  
中長期的な企業価値の向上

### ○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

### ○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

#### ① 決算短信

- ・ 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- ・ 速報性に着目し記載内容を削減
- ・ 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

#### ② 事業報告等

- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

#### ③ 有価証券報告書

- ・ 事業報告との共通化(大株主の状況の計算における自己株式の取扱い)
- ・ 記載の重複排除のための開示内容の合理化(新株予約権等)
- ・ 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

### ○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

#### ① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し

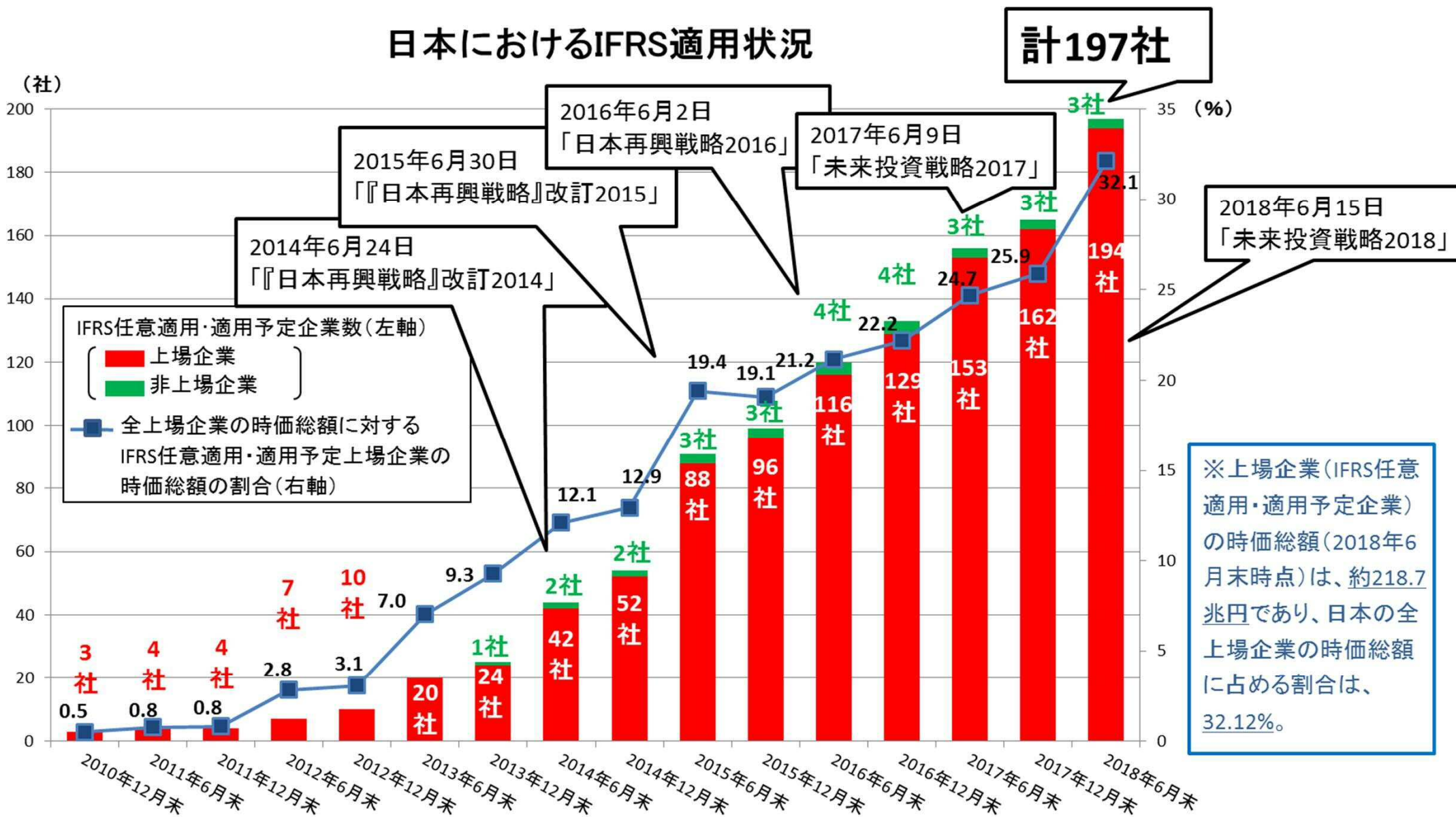
- ・ 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

#### ② 事業報告等の電子化の推進

- ・ 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

### ○フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施 等

# 日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。



# 会計監査の信頼性確保に向けて 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

## 1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード  
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備  
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

## 2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実  
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実  
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

## 3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮  
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施  
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

## 4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保  
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化  
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化  
(品質管理レビュー等の見直し等)

## 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化  
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保  
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立  
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則  
《監査法人のガバナンス・コード》

監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会

平成 29 年 3 月 31 日

## 「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の策定について

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

平成28年3月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、平成28年7月、本検討会が設置され、5回に亘る審議を経て、同年12月、パブリックコメント案を策定・公表し、広く意見を求めた。本検討会では、寄せられた意見も参考にしつつ、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を取りまとめることとしたものである。

本原則は、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- ・ 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること、
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること、
- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと、
- ・ さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などを規定している。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることが想定されている。

各監査法人においては、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進められていくことを期待したい。

## 【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

### 考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われられないということにならないよう留意すべきである。

### 指針

- 1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。
- 1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。
- 1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

- 1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。
- 1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

## 【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

### 考え方

監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

### 指針

2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。



**原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。**

#### **考え方**

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。

#### **指針**

3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

- 3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

## 【業務運営】

**原則4** 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

### 考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

### 指針

4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

- ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
  - ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること
- 4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。
- 4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

## 【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

### 考え方

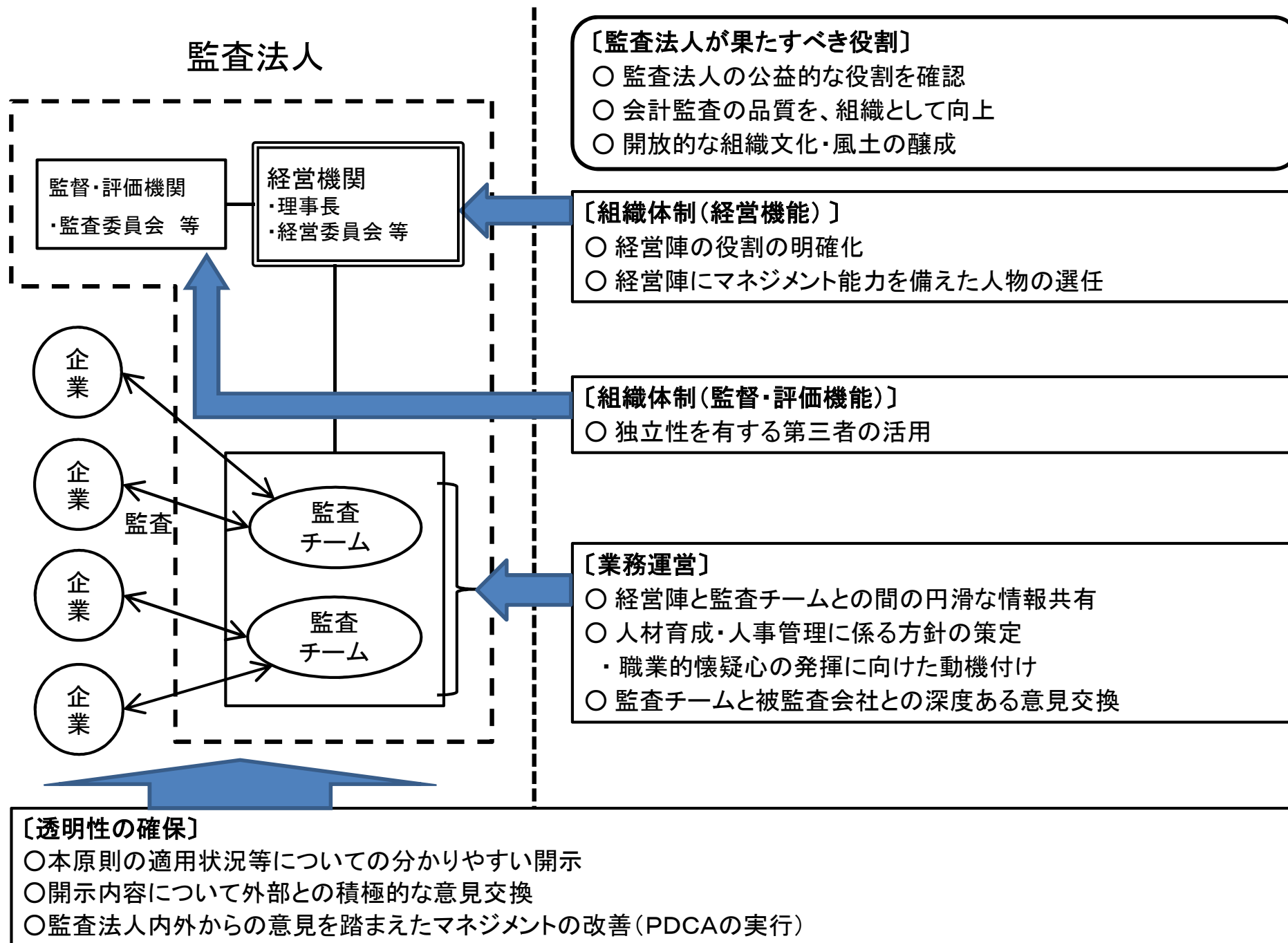
会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

### 指針

- 5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。
- 5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。
  - ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
  - ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
  - ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方
  - ・ 経営機関の構成や役割

- ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
  - ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価
- 5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。
- 5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。
- 5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。



## 監査法人のローテーション制度に関する調査報告 (第一次報告)

平成 29 年 7 月 20 日

金 融 庁

## 目次

I. 本調査の経緯・目的	2
II. 我が国におけるパートナーローテーション制度及び監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論の経緯	4
1. パートナーローテーション制度の導入	4
2. 監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論とパートナーローテーション制度の強化 (金融審議会公認会計士制度部会 (2006 年))	4
III. 金融審議会公認会計士制度部会 (2006 年) 以降の進展・状況変化	6
1. 東芝事案とパートナーローテーション制度等との関係	6
(1) 監査法人等に対する行政処分の概要	6
(2) 東芝の監査契約と監査チームの状況	6
(3) 東芝事案において、「新たな視点での会計監査」が有効に機能しなかったと考えられる主な 原因・要因とその具体的な影響	8
2. 企業と監査法人の監査契約の固定化 (契約の長期化)	10
3. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入	12
IV. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度	14
1. 監査法人の強制ローテーション制度の導入及び欧州各国における制度対応	14
(1) 会計監査に係る制度改正の概要	14
(2) 監査法人の強制ローテーション制度	14
(3) 監査法人の強制ローテーション制度に関連するその他の制度改正	15
(4) 欧州各国における制度対応	15
2. 監査法人の強制ローテーション制度導入後の具体的な動き	18
(1) イギリス	18
(2) フランス	20
(3) ドイツ	22
(4) オランダ	23
(参考) 欧州以外の諸外国における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる状況	26
(1) アメリカ	26
(2) インド	27
(3) 南アフリカ	28
V. まとめ	30
【資料 1】パートナーローテーション制度	33
【資料 2】強制入札制度	35
【資料 3】共同監査	37
【資料 4】監査人の交代に伴う監査法人間の引継ぎ	39
【資料 5】各国における上場企業の監査市場の状況	40



## I. 本調査の経緯・目的

近時の不正会計事案などを契機として、我が国の会計監査の信頼性が問われている。その信頼性を確保するためには、監査法人の独立性を確保し、職業的懐疑心の発揮を促すことが重要である。

監査法人の独立性を確保する手段として、企業が監査契約を締結する監査法人<sup>1</sup>を一定期間毎に強制的に交代させる制度（以下、「監査法人の強制ローテーション制度」という。）を導入することについては、2006年に金融審議会公認会計士制度部会において議論が行われた。同年12月に取りまとめられた同部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」においては、当時における判断として、監査法人の強制ローテーション制度の導入には一定の利点があるとしつつも「慎重な対応が求められ」、パートナーローテーション制度<sup>2</sup>に関して、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する業務執行社員等に係る制度を強化すべきであるとされた。

2006年から10年余が経過しているがその間も我が国においては、不正会計事案が発生し、パートナーローテーション制度は、同制度の導入時に期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、その目的・効果を必ずしも達成していない状況にあるとも言える。またこの間、諸外国では、金融危機等を受けて監査法人の強制ローテーション制度の導入が議論され、欧州においては、2014年に制定された法定監査規則において監査法人の強制ローテーション制度の導入が決定され、2016年より適用が開始されるといった変化が起きている。

こうした状況を踏まえ、2016年3月に公表された『「会計監査の在り方に関する懇談会」提言』では、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、諸外国の最近の動向も踏まえつつ、期待される効果、導入に伴う留意点や、制度の実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきであるとされた。

本調査報告は、同提言を受け、監査法人の強制ローテーション制度に関する諸外国の制度対応やその背景を調査・分析するとともに、諸外国において同制度を導入する際に制度の実効性を確保するためにどのような方策がとられているか等について取りまとめたものである。なお、本調査報告は2006年から現在までの諸外国における制度の変化や監査市場の動向に関する調査を中心とした第一次報告であり、今後、国内関係者からのヒアリング等を含めさらに調査を進めていく必要がある。

なお、本調査にあたり、会計監査の在り方に関する懇談会のメンバーである、引頭麻実大和総研専務理事、初川浩司公認会計士、八田進二青山学院大学大学院教授（肩書は2016年12月時点）には、海外調査に参加いただくなどのご協力を

いただいた。また、本調査報告のとりまとめにあたり、紺野卓日本大学准教授には、助言をいただくなどのご協力をいただいた。

<sup>1</sup> 本調査報告においては、（個人の）監査事務所を含め、広く「監査法人」と記述している。

<sup>2</sup> パートナーローテーション制度とは、業務執行社員（パートナー）が継続的に同じ被監査企業の会計監査に従事できる期間に上限を設け、これを強制的に交代させる制度である【資料1】。

## II. 我が国におけるパートナーローテーション制度及び監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論の経緯

### 1. パートナーローテーション制度の導入

我が国においては、1997年の金融機関等の破綻を契機にした会計監査の在り方に対する厳しい批判を背景に、会計監査の適切性を確保するためには監査法人の被監査企業からの独立性を強化する必要があるとの観点から、日本公認会計士協会の自主規制として、1998年4月よりパートナーローテーション制度が導入された。その際、継続的に同じ被監査企業の会計監査に業務執行社員として従事することができる最長継続任期は、「例えば、概ね10年」とされた。その後、2002年4月からは、最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とするよう強化された。

2003年の公認会計士法の改正により、パートナーローテーション制度は法定化され、上場会社を含む一定の大会社等の会計監査に係る業務執行社員について、最長継続任期を7年、最短インターバルを2年とすることが義務付けられた。

### 2. 監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論とパートナーローテーション制度の強化（金融審議会公認会計士制度部会（2006年））

その後、カネボウの不正会計事案<sup>3</sup>などを契機として、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において、業務執行社員や監査法人のローテーション制度の在り方について再度議論がなされた。

同年12月に同部会が取りまとめた報告書である「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」においては、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、

監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査企業に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査企業の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv) 大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。

とされた。

<sup>3</sup> 2006年、金融庁は、カネボウの会計監査を担当していた中央青山監査法人（当時）及び担当公認会計士に対し、有価証券報告書の財務書類に虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明したことにより行政処分を行った。処分された公認会計士は、いずれも長年カネボウの会計監査を担当しており、こうした企業との「馴れ合い」が不正の土壌と指摘された。

また、同部会の議論では、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する筆頭業務執行社員等に関しては、最長継続任期を5年、最短インターバルを5年とすることが適当とされ、2007年の公認会計士法の改正により法定化された。

### III. 金融審議会公認会計士制度部会（2006年）以降の進展・状況変化

#### 1. 東芝事案とパートナーローテーション制度等との関係

2006年の金融審議会公認会計士制度部会での議論から10年余が経過しているが、その間も、我が国においては会計監査の信頼性が問われる不正会計事案が発生している。2015年に東芝に対し、金融庁が有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令を発出した事案（以下、「東芝事案」という。）においては、同社の会計監査を行っていた新日本有限責任監査法人（以下、「新日本監査法人」という。）に対しても、相当の注意を怠って重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、金融庁が行政処分を行った。

東芝事案において、会計監査を実施した新日本監査法人では、パートナーローテーション制度を含め、被監査企業からの独立性の確保に関する法令などは遵守されていた。しかしながら、パートナーローテーション制度は結果として、期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、有効に機能していなかったと考えられる。

以下、東芝事案において、パートナーローテーション制度が有効に機能しなかった状況について検証・分析する。

##### (1) 監査法人等に対する行政処分の概要

2015年12月22日、金融庁は、東芝の会計監査を行っていた新日本監査法人及び同社の会計監査を担当していた公認会計士について、同社の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の会計監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、同監査法人に対しては新規業務停止3月及び業務改善命令を、担当公認会計士7名に対しては1月～6月の業務停止を命じた。なお、同監査法人に対しては、併せて、約21億円の課徴金納付を命じた。

##### (2) 東芝の監査契約と監査チームの状況

東芝は、証券取引法監査が導入された1951年から会計監査を受けている。新日本監査法人は、同監査法人の前身の監査法人時期を含めると約47年間、個人事務所の時期を含めると約63年間にわたり、継続して同社の会計監査を受嘱し、実施していた。

ただし、同監査法人では、同社の会計監査において、2003年の公認会計士法、及び2007年の改正法の規定どおりに、筆頭業務執行社員については最長継続任期を5年、その他の業務執行社員については7年とするパートナーローテーションを実施しており、2015年の行政処分の対象となった業務執行社員7名のうち1名は以前に東芝及び東芝グループの会計監査を経験していない者が就任していた。

また、過去11年（2004年3月期から2014年3月期）の同社の有価証券報

告書に係る会計監査に従事した業務執行社員は下記表1（【表1】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移）の通りである。このうち、最も長期間、同社の会計監査に従事していた者は「D」の業務執行社員であるが、同者は業務執行社員を法定年数務めた後、2年の最短インターバルを経て筆頭業務執行社員に就任しており、法令には準拠していた。

【表1】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移

提出年月日	開示書類	筆頭業務執行社員	業務執行社員		
			D	E	F
2004年 6月25日	第165期有価証券報告書 (2003年4月1日～2004年3月31日)	A	D	E	-
2005年 6月24日	第166期有価証券報告書 (2004年4月1日～2005年3月31日)	A	D	F	J
2006年 6月27日	第167期有価証券報告書 (2005年4月1日～2006年3月31日)	B	D	F	K
2007年 6月25日	第168期有価証券報告書 (2006年4月1日～2007年3月31日)	C	D	F	K
2008年 6月25日	第169期有価証券報告書 (2007年4月1日～2008年3月31日)	C	D	F	K
2009年 6月24日	第170期有価証券報告書 (2008年4月1日～2009年3月31日)	C	D	G	K
2010年 6月23日	第171期有価証券報告書 (2009年4月1日～2010年3月31日)	C	G	I	K
2011年 6月23日	第172期有価証券報告書 (2010年4月1日～2011年3月31日)	C	G	I	L
2012年 6月22日	第173期有価証券報告書 (2011年4月1日～2012年3月31日)	D	H	I	L
2013年 6月25日	第174期有価証券報告書 (2012年4月1日～2013年3月31日)	D	H	I	L
2014年 6月25日	第175期有価証券報告書 (2013年4月1日～2014年3月31日)	D	H	I	L

出典：有価証券報告書より金融庁作成。

注：太線で囲まれた期間の財務書類に係る監査が行政処分の対象。

(3) 東芝事案において、「新たな視点での会計監査」が有効に機能しなかったと考えられる主な原因・要因とその具体的な影響

① 東芝のガバナンスへの過信

東芝は、これまで日本企業の中でもいち早く委員会設置会社に移行するなど優良なガバナンスを備えた企業のフロントランナーであると言われ、また、長期間にわたり大きな会計不正も発覚していなかった。このため、新日本監査法人の同社担当の監査チームは、同社のガバナンスを過信していた。同監査法人は、同社担当の監査チームには、同社の行う事業に精通した公認会計士や、同社が適用している米国会計基準に精通した公認会計士を配置してきた。しかしながら、同監査法人が約47年間にわたって同社の監査を担当している中で、同社担当の監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり同社や同社の子会社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、同社担当の監査チームにおいて同社のガバナンスへの過信が生じ、同社側から説明を受けたり、資料の提出を受けたりした際に、批判的な観点からの検証手続きが十分に行われないうことが多くなり、会計監査において、さらに一歩、深掘りしようという姿勢に欠けることにつながったと考えられる<sup>4</sup>。

② 監査手続の前例踏襲や過去の監査従事者の判断への過信

東芝事案においては、監査チームのメンバーが、パソコン事業において製造原価がマイナスとなるなどの異常値を認識していたにもかかわらず、そのリスクについて監査チーム内での情報共有が不十分であった。また、監査チーム内において不正の兆候を把握した場合の上位者への報告義務を課すなどの適切な指示、指導及び監督が業務執行社員によって十分に行われていなかった<sup>5</sup>。

このように監査チーム内において適切な対応がなされなかったのは、上記①で述べたように、同社担当の監査チームが同社のガバナンスを過信していたことに加え、

- ・ 東芝のリスクやリスクを踏まえて行うべき監査手法や手続について、これまでの監査手法や手続を信頼するあまり、同監査法人内の同社担当の監査チームにおいて適時の見直しが行われていなかったこと、
  - ・ 会計監査を行う時点において、東芝の行う事業が、過去の監査チームが同社から聴取を行った時点と同じ状況にあるものと思い込み、新たな視点での説明や証拠を求めることなく監査手続を行い、会計監査に新たな視点を加えることが難しくなっていたこと<sup>6</sup>、
- などに起因するものと考えられる。

<sup>4</sup> 2015年12月22日 金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」3. (1) 柱書き参照。

<sup>5</sup> 同上3. (1) ア参照。

<sup>6</sup> 同上3. (1) (2) 参照。

③ 東芝に対する会計監査に及ぼした具体的な影響

①、②に掲げた原因・要因により、新日本監査法人が行った東芝の個別事業の会計監査において、以下のように監査手続が十分に実施されなかった。

同社はパソコン事業を営む社内カンパニーにおいて、外部製造委託会社に主要部品を有償で供給して、パソコンの製造を委託し、完成品たるパソコンを買取る取引（以下、「部品供給取引」という。）を行っていた。

2009年3月期第2四半期以降、同社はパソコン事業において、部品供給取引を利用し、毎四半期末に正常な生産に必要な数量を超えた部品を、一定価格を上乗せした価格で外部製造委託会社へ販売し、未収入金として計上するとともに、上乗せした価格と同額の製造原価を減額した形にすることによって、不正に多額の利益を計上していた。この結果、パソコン事業の製造損益は四半期末月に利益が拡大し、翌月には悪化する状況が繰り返される中で、時期を追うごとに製造損益の振れ幅は拡大し、2012年3月期には、四半期末月の製造原価が非常に低い水準に、さらに、2013年3月期には、四半期末月の製造原価がマイナスとなる異常値となっていた<sup>7</sup>。

こうした状況下における同監査法人の監査において、2010年3月期に、監査チームは毎四半期末月の製造原価の減額を認識し、同社からは「部品メーカーからの多額のキャッシュバックがあった」との本来の理由とは異なる説明を受けていた。しかしながら、その際に部品メーカーとのキャッシュバックの合意に関する証憑等入手せず、同社からの説明を監査調査に記載するのみで、同社側の説明や提出資料に対し、批判的な観点からの検証は十分に実施されなかった。四半期末月の製造原価が非常に低い水準となっていた2012年3月期においても、従前と監査手法は変わらなかった。さらに、2013年3月期においても、製造原価がマイナスとなる異常値が認識されたにもかかわらず、監査チームにおいては批判的な観点からの検証は十分に行われなかった<sup>8</sup>。2010年3月期と、2012年3月期及び2013年3月期では、業務執行社員4名のうち、筆頭業務執行社員を含む3名が交代していた<sup>9</sup>にもかかわらず、交代後の業務執行社員も、会計監査に新たな視点を加えることができず、監査手法の新たな見直しにはつながらなかった。

さらに、2010年3月期時点に比較して、2013年3月期では、検出された異常値の度合いが大きくなってはいたが、監査チームのメンバーにおいては、過去に問題が無いと判断したことで、改めて異常が発見された際の検証がおろそかになり、監査チーム内での情報共有も不十分であった。また、このように、監査チームのメンバーが、パソコン事業において製造原価がマイナスと

<sup>7</sup> 2015年12月22日 金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」3. (1) ア参照。

<sup>8</sup> 同上3. (1) ア参照。

<sup>9</sup> 【表1】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移を参照。

なっていることを示す資料等を同社から入手していたにもかかわらず、業務執行社員らは、異常が認識されれば監査チーム内の下位者から報告があるものと思ひ込み、下位者に対して異常を認識した場合の報告義務を課す等の適切な指示や指導を行わなかった<sup>10</sup>。

このように、異常値の評価、証憑等の入手手続、監査チーム内の情報共有などを行う際、同社のガバナンスへの過信や、監査手続の前例踏襲、過去の監査従事者の判断への過信などから、監査チームは不正を見抜くための有効な監査手続を実施することができなかった<sup>11</sup>。

以上の通り、東芝事案については、公認会計士法の規定どおりにパートナーローテーション制度が実施されていたが、本事案の発生原因を分析すると、パートナーローテーション制度は期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、結果として、制度導入時に期待した効果を十分に発揮するものとしては機能しなかったと考えられる。

## 2. 企業と監査法人の監査契約の固定化（契約の長期化）

東芝事案では、約47年間の長期にわたり同じ監査法人との監査契約が継続していたが、青山学院大学大学院 町田祥弘教授の研究<sup>12</sup>によると、我が国において、上場企業がどれくらいの期間、同じ監査法人と継続して契約しているのかという監査契約の固定化状況は【表2】の通りとなっている。

2010年度における上場企業3,630社のうち、2000年度に上場していた企業は2,450社、1990年度は1,079社、1980年度は784社である。そのうち、各年度において2010年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた上場企業の数（比率）は、2000年度が1,500社（61%）、1990年度が615社（57%）、1980年度が490社（63%）と高い水準となっている。特に上場の歴史が長い企業において長期間同じ監査法人と監査契約を結んでいる傾向が見られる。

<sup>10</sup> 2015年12月22日 金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」3.（1）ア参照。

<sup>11</sup> 同上3.（1）柱書き及び3.（1）ア参照。

<sup>12</sup> 町田祥弘「監査規制をめぐる新たな動向と課題 -監査事務所の強制的交代の問題を中心として-」『会計監査ジャーナル』No. 725（2015.12）、86頁。

【表2】 監査市場における監査契約の固定化状況

年度	2010年度における上場企業が存在していた数（社）	2010年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）	2010年度と異なる監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）
2000	2,450社	1,500社（61%）	950社（39%）
1990	1,079社	615社（57%）	464社（43%）
1980	784社	490社（63%）	294社（37%）

【表3】は2016年度 TOPIX 上位100社の企業を対象に、この10年間に監査法人が交代した企業の割合を示している。2016年度の TOPIX 上位100社のうち、2007年度にも存在していた企業96社を対象に調査したところ、監査法人が交代した企業は5社（5%）であり、91社（95%）は同じ監査法人を利用している。このことは、この10年間に監査契約の固定化の状況には変化がなかったことを示しており、我が国の大企業については監査法人との契約期間は一層長期化しつつあると言える。

【表3】 直近10年間に監査法人が交代した企業の割合

年度	2016年度におけるTOPIX100社が存在していた数（社） (a)	(a)のうち、2016年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）	(a)のうち、2016年度と異なる監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）
2007	96社	91社（95%）	5社（5%）

欧州においても監査契約の固定化が進んできたことが指摘されている。【表4】にある通り、イギリスの監査市場（2010年）では、FTSE100（時価総額上位100社）の67%、FTSE250の52%が10年間同じ監査法人から会計監査を受けていた。また、FTSE100の31%、FTSE250の20%は20年間同じ監査法人から会計監査を受けている。このようにイギリスにおいても監査契約の固定化が見られるが、10年間同じ監査法人を利用している企業の割合を日英で比較すると、イギリスのFTSE100企業では67%であるのに対し、TOPIX上位100社では95%であり、イギリスに比べて我が国の方が、監査法人における監査契約の固定化が顕著であると考えられる。

【表4】イギリスの監査市場における監査契約の固定化状況<sup>13</sup>

	10年間同じ監査法人から 会計監査を受けている比率 (%)	20年間同じ監査法人から 会計監査を受けている比率 (%)
FTSE100	67%	31%
FTSE250	52%	20%

### 3. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入

欧州では、金融危機の深刻化を受け、「企業の財務的健全性の正確さを保証する監査は、金融監督やコーポレートガバナンスとともに、金融の安定に貢献する鍵となる」との認識のもと<sup>14</sup>、2010年以降、会計監査制度の改革が進められた。

まず、2010年、欧州委員会が公表した「監査に関する政策：危機からの教訓」と題するグリーンペーパー（政府の提出する政策の提案書）（以下、「グリーンペーパー」という。）に基づく、パブリックコンサルテーションが実施された。グリーンペーパーでは、金融危機に至る過程で銀行の会計監査が適切に機能していたかとの問題意識から、監査法人の在り方等をめぐり、監査法人の強制ローテーション制度を含め、以下のような事項を議論・調査することが提言された。

- ・ 監査人の役割：利害関係者とのコミュニケーション、無限定適正意見以外の意見の在り方、監査報告書における潜在的なリスク等の有益な情報の提供（監査報告書の透明化）
- ・ 監査法人のガバナンスと独立性：監査法人の強制ローテーション制度、非監査サービスの提供に係る規制の強化
- ・ 監査法人への監督：監査監督当局と監査法人の対話の強化、グローバル監査ネットワークの監督
- ・ 監査市場の寡占：共同監査、監査法人の強制ローテーション制度、強制入札制度

2010年のグリーンペーパーに続き、翌2011年、欧州委員会により、制度改革による影響がメリット・デメリットに分類される形で評価された。その後、2014年には以下の指令改正等が行われ、2016年6月に適用が開始された。

- ・ 「法定監査指令」の改正（Directive 2014/56/EU、Directive 2006/43/ECを改正。以下、「新EU法定監査指令」という。）

- ・ 「PIE（Public Interest Entity：社会的影響度の高い事業体<sup>15</sup>）に関する法定監査規則」の制定（Regulation (EU) No.537/2014。以下、「新EU法定監査規則」という。）

新EU法定監査指令及び新EU法定監査規則（以下、両者を合わせて「新EU法定監査規則」という。）により、PIEの会計監査について監査法人の強制ローテーション制度を含む監査法人の強固な独立性を確保するための新たな諸制度が導入された。

【表5】欧州における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる議論の変遷

年	月	出来事
2008年	9月	世界的な金融危機の深刻化
2010年	10月	欧州委員会によるグリーンペーパーの公表（～12月パブリックコンサルテーションを実施）
2011年	11月	欧州委員会による、新EU法定監査規制に関する提案の欧州議会及び欧州連合理事会への提出
2013年		欧州議会、欧州連合理事会による審議 三者対話（欧州委員会、欧州議会及び欧州連合理事会の代表間での非公式な調整）を並行的に実施
2014年	4月	欧州議会による、最終修正案の可決
	5月	欧州連合理事会による、最終修正案の可決
	6月	EU官報公布
2016年	6月	新EU法定監査規則の施行
		新EU法定監査指令に基づくEU加盟国の国内立法化期限

<sup>13</sup> 町田祥弘、前掲稿、85頁。

<sup>14</sup> European Commission [EC], “Green Paper Audit Policy : Lessons from the Crisis,” p.3, 2010.

<sup>15</sup> 新EU法定監査指令は、PIEを以下のように定義している。

(i)譲渡可能証券がEU加盟各国いずれかの市場で取引されることが認められており、当該加盟国の法律に準拠している組織、(ii)金融機関、(iii)保険会社、(iv)各加盟国によってPIEとして定義された組織

## IV. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度

### 1. 監査法人の強制ローテーション制度の導入及び欧州各国における制度対応

#### (1) 会計監査に係る制度改正の概要

欧州委員会は、新 EU 法定監査規制の主なポイントは以下の3項目の実現であり、会計監査の品質向上の基礎となる監査法人の独立性及び職業的懐疑心の強化は、監査法人の強制ローテーション制度の導入を含む一連の施策が全て実施されることによって初めて達成できるとしている。

##### (a) 会計監査人の社会的責任の明確化

- ・ 監査品質の向上（より詳細で情報量の多い監査報告書）
- ・ 透明性の強化（監査法人の透明性報告書）
- ・ 説明責任の強化（被監査企業における監査委員会機能の強化）

##### (b) 強固な独立性の仕組み

- ・ PIE の会計監査への監査法人の強制ローテーション制度の導入
- ・ 被監査 PIE に対する非監査業務提供の禁止
- ・ PIE から受取る非監査業務収入の上限の設定

##### (c) EU 監査市場の活性化及び監視体制の確保

- ・ 会計監査の単一市場化（国際監査基準の適用）
- ・ 監査法人の選択肢の拡大（寡占監査市場からの脱却）
- ・ 監査法人への監視強化（EU 共通の監視機関の設立）

#### (2) 監査法人の強制ローテーション制度

監査法人の強制ローテーション制度については新 EU 法定監査規則第 17 条に以下の通り規定されている。

(a) PIE の会計監査人を任命する場合、初回の任期については、原則として、最短任期を 1 年（更新可能）とし、最長継続任期を 10 年（更新されている場合は、更新前の期間と合算）とする（第 1 項）。ただし、加盟国は、1 年より長い最短任期、又は 10 年より短い最長継続任期を設定することができる。（第 2 項）

(b) 最長継続任期経過後、会計監査人は、同一ネットワークに属するメンバーファームを含め、当該 PIE に対して 4 年間会計監査を実施してはならない。（第 3 項）

(c) 加盟国は、以下の場合において、最長継続任期の延長を可能とすること

ができる。（第 4 項）

- 最長継続任期経過後、公開入札が行われた場合（20 年まで延長可能）
- 共同監査を実施し、共同監査報告書が提出された場合（24 年まで延長可能）

(d)（公開入札による 20 年までの延長、共同監査による 24 年までの延長について）監査委員会の推薦に基づき、経営機関又は監督機関が、当初の最長継続任期の延長を株主総会に提案し、これが承認された場合、最長継続任期の延長が可能となる。（第 5 項）

(e) 例外的に、PIE が規制当局に最長継続任期の延長を依頼し、これが許可された場合、（公開入札による 20 年までの延長、共同監査による 24 年までの延長について、延長後の最長継続任期を超えて、更に）2 年を上限として会計監査人の再任が可能となる。（第 6 項）

#### (3) 監査法人の強制ローテーション制度に関連するその他の制度改正

新 EU 法定監査規則では、監査法人の強制ローテーション制度の導入と併せて、企業の監査委員会に対して、監査法人候補の選定に責任を持つことや、経営陣及び株主並びに監督当局に必要な応じ監査法人候補の選定理由を説明することによりその選定過程を透明にすることを求めている。オランダ当局によると、監査委員会が監査法人候補の選定に説明責任を持つことにより、監査法人の強制ローテーション制度においてより高い品質の会計監査を行う監査法人が選択される効果を見込んでいるとのことである。

#### (4) 欧州各国における制度対応

今回の新 EU 法定監査規制はいずれも 2014 年 6 月 16 日に効力を発生し、翌 17 日に施行された。国内立法化を求められる EU 指令 (EU Directive) と異なり EU 規則 (EU Regulation) は EU 加盟国において直接適用されるが、監査法人の強制ローテーション制度に関する新 EU 法定監査規則については解釈・選択が求められるものが少なく、また、柔軟な経過措置や例外規定も講じられていることから、各国において、新 EU 法定監査指令の実施と併せ、監査法人の強制ローテーション制度に関する新 EU 法定監査規則の制度の詳細を規定した国内法が整備されている。

##### ① イギリス

イギリスでは、BIS (Department for Business, Innovation and Skills : ビジネス・イノベーション・技術省) が作成した法律案を基に 2016 年 6 月に会社法が改正され、今回の EU 規制が立法化された。制度の内容は、新 EU 法定監査規則の内容とほぼ同様であり、2015 年 1 月より FTSE350 企業に対し 10 年ごとの強制入札が義務付けられていることから、これらの

企業の最長継続任期は20年となっている。

【表6】イギリスにおける新EU法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2010年1月	FRC (Financial Reporting Council : イギリス財務報告評議会) が監査法人ガバナンス・コード (Audit Firm Governance Code) を公表
2012年9月	コーポレートガバナンス・コード (UK Corporate Governance Code) が改訂され、FTSE350企業における10年毎の外部監査契約入札を規定
2015年9月	FRCによる、倫理基準、監査基準、コーポレートガバナンス・コード、監査委員会ガイダンスの改訂のコンサルテーション
2015年10月	BISによる法案策定のためのテクニカルコンサルテーション
2016年6月	法律制定

② フランス

フランスでは、2016年3月に監査法人の強制ローテーション制度が立法化された。フランスでは、従来から法律により連結財務諸表の作成が要求されている企業は共同監査が義務付けられている。新EU法定監査規則では、共同監査の場合には共同監査人間の牽制が働くことを理由に24年の最長継続任期が認められており、フランスの国内法においても、同様に共同監査の場合の監査法人の最長継続任期を24年としている。なお、共同監査を義務付けられていない企業について、単独の監査法人が会計監査を行う場合の監査法人の最長継続任期は10年（公開入札を行ったときは更に6年延長可能）とされている。

【表7】フランスにおける新EU法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2012年7月	H3C (Haut Conseil du commissariat aux comptes : フランス会計監査役高等評議会) がEU法定監査規制に関する提案を報告
2015年～	公認会計士、規制当局 (監査等)、司法省、財務省ら関係者による協議
2015年12月～2016年2月	司法省がフランス商法の関連条文改正のための草案作成
2016年3月	法律制定

③ ドイツ

ドイツでは2015年12月に監査法人の強制ローテーション制度を含む会計監査に関する国内法 (AReG, Abschlussprüfungsreformgesetz) の法案が公表され、2016年3月中旬に連邦議会で採択、5月に制定された。ドイツでは、銀行と保険会社については入札による延長を認めないことと

されている。

【表8】ドイツにおける新EU法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2015年3月	BMJV (Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz : 独連邦司法消費者保護省) による法案作成
2015年3月	BMJVによる関係者への意見招集
2016年5月	法律制定

④ オランダ

オランダでは、新EU法定監査規則に先行して、2012年12月に監査法人の強制ローテーション制度が制定された。最長継続任期は8年、最短インターバルは2年等、新EU法定監査規則 (最長継続任期10年、最短インターバル4年) と異なる内容であったため、2015年10月、新EU法定監査規則と整合させる目的で国内法の修正が行われた。新EU法定監査規則では、監査法人の強制ローテーション制度の適用について経過措置が認められているが、オランダにおいては、既に十分な準備期間が確保されていたとして、当該経過措置を適用せず、2016年6月から直ちに適用された。

【表9】オランダにおける新EU法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2012年2月	財務省が公認会計士法の改正法案を作成
2012年12月	法律制定
2015年10月	新EU法定監査規制との整合性を図るため、国内法を修正



## 2. 監査法人の強制ローテーション制度導入後の具体的な動き

監査法人の強制ローテーション制度の導入後、欧州各国において、どのような動きが見られるのかについて、2016年9月より関係当局等への訪問によるヒアリング等の調査を行い、把握した情報は以下の通りである。グリーンペーパーについて行われたパブリックコンサルテーションをはじめとする一連の議論では、監査法人の強制ローテーション制度に関して、

- ・ そもそも企業にとって監査法人の選択肢が限られている状況では新たな監査法人を選定することが難しい
- ・ ローテーションによって、被監査企業に関する専門知識と経験が継承されないことから、新しく交代した監査法人において特に初年度及び翌年度の会計監査の実効性が失われる可能性がある
- ・ 監査法人が受嘱をめぐって競争することに伴い監査報酬が減少する可能性がある

といった留意点が挙げられていた。このため、ヒアリングにおいてはこれらの留意点がどのように認識され、どのような対応がなされているかについても質問を行った。

### (1) イギリス

#### ① イギリスの監査市場の概況

イギリスでは、FTSE350企業の会計監査のうち98%が、被監査企業数シェア上位6つの監査法人により行われており、多い順にPwC(27%)、KPMG(26%)、Deloitte(25%)、EY(17%)となっている。また、前述の通りFTSE100企業のうち、10年間同じ監査法人の会計監査を受けている企業の比率は67%、20年間同じ監査法人である比率は31%となっている<sup>16</sup>。

【表10】イギリスにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア (%)
PwC	27%
KPMG	26%
Deloitte	25%
EY	17%
BDO	2%
Grant Thornton	1%

出典：“FEATURE Audit fees survey,” Financial Director, p.26, March 2015.

注：対象はFTSE350企業。

<sup>16</sup> 出典・詳細は、【表4】イギリスの監査市場における監査契約の固定化状況を参照。

### ② 関係当局からのヒアリング等

#### i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となるPIEは2,300社<sup>17</sup>であり、当局によれば、これらのPIEに対する会計監査を行う監査法人の数は、40～50法人程度と見られている。

イギリスでは2015年よりFTSE350企業に対して強制入札制度が適用されたことを契機に、監査法人の強制ローテーション制度導入に先立って、企業による自発的な監査法人の交代が起きているとのことであった。新EU法定監査規則では公開入札を行った場合は監査法人の最長継続任期が10年から20年に延長されることもあり、強制入札制度は監査法人の強制ローテーション制度の円滑な導入に貢献していると見られている。

なお、現在の自発的な監査法人の交代は多くの場合Big4<sup>18</sup>から別のBig4へという形で行われており、Big4から中小監査法人への変更は極めて少ないと見られている。

また、新EU法定監査規則においては、監査法人の独立性の観点から、被監査PIEに対する非監査業務提供が禁止されている。このため、特に金融機関について、監査法人の強制ローテーション制度と非監査業務との同時提供禁止ルールとを両立させつつ交代先の監査法人を選定することは、その業務の特殊性や規模等から念入りな準備が必要となる可能性があると見られている。したがって、監査法人の変更に当たっては、数年単位、場合によっては5年計画といった長期的な計画の下で、非監査業務と監査業務の関係を整理する必要があるとの指摘もある。

#### ii) 監査品質への影響

監査法人の交代にあたり、監査法人の引継ぎの手続は、交代後数年の会計監査、特に初年度監査を行うために非常に重要であり、2016年6月に公認会計士団体より指針が改正されている。また、強制入札制度の導入後は監査法人の交代が増加しており、監査法人それぞれが様々な企業で前任・後任という立場になるため、相互に協力し合う意識が向上していると指摘されている。

#### iii) 監査報酬への影響

監査法人の強制ローテーション制度の導入に伴う競争により監査報酬が減少するのではないか、との懸念について、実際には、監査法人の交代が行われても、一般的に報酬は下がっておらず、むしろ増加しているとの意見もあ

<sup>17</sup> Federation of European Accountants [FEE], “Definition of Public Interest Entities(PIEs) in Europe,” p.8, October 2014.

<sup>18</sup> 世界的に展開する4つの大規模会計事務所(Deloitte、EY、KPMG、PwC)及び各国に所在するこれらの会計事務所のネットワーク法人をいう。

る<sup>19</sup>。その理由の一つとして、監査法人の選任に当たって、監査委員会が詳細に検討を行っていることが監査報酬が合理的な水準に落ち着くことに寄与していると考えられるとのことである<sup>20</sup>。また、企業によっては、会計監査の品質に対する取組みや監査手続についてのプレゼンテーションを監査法人から受けた上で監査法人を決定し、その後報酬について協議しているケースもあるとのことである。

iv) その他 (FRC による検査結果の活用)

イギリスの会計監査改革においては、強制入札制度、監査法人の強制ローテーション制度及び監督当局による監査法人の検査がうまく組み合わせられて実施されることにより、適切な効果をもたらされると捉えられている。また、2014年9月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、監査委員会によりその責任において監査法人が選択されるようになり、その一環として、監査法人の品質に関する評価についても真剣に議論が行われるようになっていくことも、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施に影響しているとのことである。

同国の監査監督当局である FRC による監査法人の検査は、法人全体の品質管理だけではなく個別の会計監査業務についても対象とされており、個別監査業務の検査結果については、監査法人にだけでなく、対象企業の監査委員会の議長にも FRC から直接伝達されている。検査結果は入札時の参考とされ、企業がより適切な監査法人を選べるようになることに貢献しているとのことである。

(2) フランス

① フランスの監査市場の概況

フランスにおいては、主要株価指数である CAC 40 を構成している企業を含む PIE の大部分が、Big 4 と同様に基盤を有する Mazars を合わせた Big 5 による会計監査を受けている。同国では共同監査が義務付けられており、連結財務諸表の作成が義務付けられる企業には 2 つ以上の監査法人で会計監査が行われている。このことから、中小規模の監査法人も Big 5 と共同監査を行うことで PIE の会計監査に携わっている。

<sup>19</sup> “FTSE250 auditors survey,” Accountancy, p.20-21, June 2016.

<sup>20</sup> イギリスにおいては Extended auditor’s reports が採用され、監査人が設定した重要性の金額等が記載されており、当局は重要性の金額を踏まえて監査報酬の水準をモニタリングすることが可能であるとの指摘がある。

【表 11】フランスにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア (%)
EY	32%
Deloitte	23%
PwC	21%
KPMG	14%
Mazars	10%

出典：“CACoCAC 2015 Etude sur les CAC du CAC 40 en 2014,” Day One, September 2015.

注：対象は CAC 40 企業。シェアが 100% を超えているのは、データの取得時点が異なるため。

② 関係当局からのヒアリング等

i) 制度導入後の状況

フランスでは、監査法人の任期が平均 24~25 年程度とみられており、新 EU 法定監査規則における共同監査を実施した場合の監査法人の強制ローテーション制度の最長継続任期 24 年に近い数値となっているため、制度導入による監査法人交代の混乱といった影響はほぼないと考えられている。

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 2,533 社<sup>21</sup>であり、PIE を監査する監査法人の数は、200 法人程度と見られている。共同監査が義務付けられているため、他の欧州諸国よりも PIE を監査する監査法人の数が多。ただし、200 法人のうち約 170 法人は PIE を 1 社のみ監査している中小規模の監査法人である。昨今、会計監査については規制の強化が進み、PIE を監査する監査法人の責任が増大しており、今後は監査法人の合併あるいは撤退により、PIE を監査する監査法人の数は減少していくと予想されている。こうした中、共同監査は中小規模の監査法人が PIE の監査業務の経験を積む機会を提供し、監査法人の育成に資すると考えられている。

監査法人の選択肢が限られている状況では、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施は難しいのではないかと懸念については、共同監査は複数の監査法人の組み合わせによる人員確保を可能とし、中小監査法人を育成することにより監査市場の寡占状態の改善を図ることができるため、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施に資すると考えられている。

ii) 監査品質への影響

欧州委員会のパブリックコンサルテーションで議論された監査法人の強制ローテーション制度による知識・経験の中断の懸念については、共同監査では、共同監査人が交互に交代し、知識や経験の不足を補うことができることから、円滑な交代が可能であるとされている。

<sup>21</sup> 脚注 17 に掲げる文献の 7 頁。

### iii) 監査報酬への影響

当局によれば、監査法人の強制ローテーション制度導入後、間もないため、監査報酬への影響はまだ明らかになっていないとのことである。なお、新 EU 法定監査規制の導入前は、企業の経営陣が監査法人を選定しており、経営の立場から監査報酬の低さを重視して選定される傾向にあったが、監査委員会が監査法人を選定する責任を有することとなったため、今後は、監査報酬だけでなく、会計監査の品質、保有するシステムやチームの編成が適切かなども総合的に勘案して監査法人が選定されると目されている。

### iv) その他（監査委員会の機能強化）

今般の欧州の会計監査改革では、監査法人の強制ローテーション制度の導入だけでなく、監査委員会の機能と責任も強化されている。改革は監査法人に対するものだけではなく、企業のコーポレートガバナンス強化と一体となり、会計監査のステークホルダー全体の機能強化による会計監査の質の向上に向けた取組みが進められている。

## (3) ドイツ

### ① ドイツの監査市場の概況

ドイツにおいては、上場企業監査のうち、94%の会計監査を被監査企業数シェア上位5つの監査法人が占めており、上位から PwC(28%)、KPMG(27%)、EY(24%)、Deloitte(11%)、BDO(4%)となっている。なお、同国の上場金融サービス業の監査の大宗は KPMG が行っている。

【表 12】ドイツにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア (%)
PwC	28%
KPMG	27%
EY	24%
Deloitte	11%
BDO	4%

出典：DAX160 企業のアニュアルレポート（2014）。

注：対象は DAX160 企業。

## ② 関係当局からのヒアリング等

### i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 1,600 社<sup>22</sup>であり、制度導入の影響を受ける監査法人の数は 80 から 90 法人程度と目されている。以前は百数十の監査法人が PIE に対する会計監査を行っていたが、グローバル化、IFRS 監査に要求される知識の高度化、会計監査への規制の強化等により、PIE の会計監査に要求されるレベルが高くなってきていることから、PIE に対する監査法人の数は減少傾向にある。

Big 4 は上場企業監査の 90% を占めており、非監査業務の同時提供禁止ルールを守りつつ新規の監査先として検討すべき企業を識別するため、現在監査を受嘱していない企業も含め、各企業における監査法人の利用状況をデータベース化し、監査業務・非監査業務の調整を開始している。

### ii) 監査報酬への影響

制度が開始されて間もないため、制度の導入が監査報酬・監査時間や競争状況に与える影響は現時点では把握できていない。しかし、新 EU 法定監査規則における 20 年の最長継続任期の適用を受けるためには、厳格な入札プロセスを経て監査法人を選定することが必要となるとともに、監査委員会は監査法人の選定基準を明確化することが求められている。このため、監査委員会は監査時間や報酬も含め適切な選定を行うと目されている。実際、監査委員会は将来のローテーションに向けて、監査法人との情報交換を開始しつつある。

監査委員会が監査法人の選定を担うにあたり、more detailed and informative audit report、いわゆる詳細かつ情報量の多い監査報告書<sup>23</sup>はそれぞれの監査法人が企業のどういったリスクに着目し会計監査を行っているかをより詳細に記載することから、監査委員会の監督機能強化に貢献するとともに、監査委員会が監査法人の会計監査の品質などを評価する上でも重要な情報となるとされている。

## (4) オランダ

### ① オランダの監査市場の概況

オランダでは PIE 監査のうち、87%の会計監査を被監査企業数シェア上位4つの監査法人が占めており、上位から KPMG(29%)、EY(25%)、PwC(20%)、Deloitte(13%)となっている。

<sup>22</sup> 脚注 17 に掲げる文献の 7 頁。

<sup>23</sup> 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では「監査報告書の透明化」と呼ばれている。

【表 13】 オランダにおける監査市場の状況

	上場企業等数シェア (%)
KPMG	29%
EY	25%
PwC	20%
Deloitte	13%

出典：IFIAR, “Member Profiles,” 2017. (データの時点は 2016)

注：対象は PIE。

## ② 関係当局からのヒアリング等

### i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 1,200 社<sup>24</sup>であり、オランダでは制度導入の影響を受ける監査法人の数は 9 法人程度と目されている。

同国では、2000 年代に主要な上場企業において不正会計問題が発生したことなどから、会計監査制度の改革が積極的に行われており、2012 年に強制入札制度が国内立法化され、これまで移行期間中であったが<sup>25</sup>、新 EU 法定監査規則の制定を受け、EU の規制に統一することとなった。この 2 年間で、先行して監査法人を交代することで最適な監査法人を選ぶことができるとの理由から、多くの PIE が監査法人を自発的に交代させている。監査監督当局は、既に行われている筆頭業務執行社員の定期的な交代に加えて、監査法人を交代させる二重のローテーション制度が働くことにより、監査法人の独立性や新たな視点の確保が機能することを企図している。

非監査業務の同時提供の禁止<sup>25</sup>などにより、交代できる監査法人の数は極めて限定されるのではないかと懸念が示されていたが、企業側及び監査法人側の双方において監査法人交代の準備が進んでおり、問題はないものと見られている。

また、同国では、特に大規模な金融機関等、業種に特別な監査能力が求められる場合、後任の監査法人におけるリソースの確保のため、グローバルネットワークからイギリスの公認会計士など必要な能力を持った人材を呼ぶことで対応が可能と考えられている。

### ii) 監査品質への影響

オランダの公認会計士協会は、監査法人の強制ローテーション制度の影響を受ける 9 つの大手監査法人を対象に、監査人交代時の引継ぎ【参考資料 4】を強化するための手続を定めたガイダンスを策定・公表した。当該ガイダン

スでは、書類の移送や個別監査手続の方法などについて、守秘義務を踏まえつつ、監査法人同士の対応方法を定めている。

### iii) その他（監査委員会の機能強化等）

同国では、監査委員会が適切な監査法人を選ぶための情報をより充実させるため、監査法人の作成する透明性報告書の内容の充実や、監査監督当局が監査法人に検査を行った際の検査結果の企業に対するフィードバックの方式に係る法令改正が行われた。具体的には、これまでの検査結果報告書は個別監査業務の検査内容を含まない一般的なレポート (general report) であったが、2014 年の検査からは、個社名・個人名は伏せながら個別監査業務の検査内容を含む検査結果報告書を企業に提供することが可能となった。

<sup>24</sup> 脚注 17 に掲げる文献の 7 頁。

<sup>25</sup> 新 EU 法定監査規則第 5 条。

## (参考) 欧州以外の諸外国における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる状況

### (1) アメリカ

2002年のアメリカ企業改革法制定から約9年後の2011年8月、PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board : 公開会社会計監督委員会) は監査人の独立性と監査法人のローテーションに関するコンセプトリリース (Concept Release on Auditor Independence and Audit Firm Rotation) を公表した<sup>26</sup>。

同コンセプトリリースでは、監査法人の強制ローテーション制度の導入によって、監査法人と被監査企業の関係が根本的に変革され、監査法人の機能が大幅に強化される可能性があるとして、監査法人の独立性と監査法人の強制ローテーション制度についてのコメントが募集された。また、2012年3月にはコンセプトリリースに関する公開ラウンドテーブルが開催され、関係各界の有識者から幅広く意見を聴取するため、投資家、財務諸表作成者、学者、公認会計士及び規制当局などが参加した。

その後、2013年7月に公開企業による監査法人の強制ローテーション制度の導入を禁止する法案が下院を通過したが、上院では審議されずに失効した<sup>27</sup>。それ以降、アメリカにおいて、監査法人の強制ローテーション制度導入に向けた検討プロジェクトは行われていない。

このように、同国においては、現在、監査法人の強制ローテーション制度の導入は議題として取り上げられていないが、監査法人の独立性確保は重要な課題の1つとされている。

PCAOBが現在取り組んでいる会計監査に関する基準設定等の議題としては、会計上の見積り、公正価値評価など、会計監査において特に職業的懐疑心の発揮が重要となる領域に関するものが増加しており、そのためにも独立性は重要な課題であるとされている。最近基準化されたものには、会計監査の透明化を促進するもの (業務執行社員の氏名の開示、重要な他の監査人 (重要な子会社を担当している親会社監査人以外の監査人等) の情報の開示等) があり、情報開示は監査人の独立性を評価する上で有用であるとのことであった。

また、監査法人を監視する責任を有する監査委員会が適切に会計監査の品質を評価し監査法人を選任できるようにするため、AQI (Audit Quality Indicators : 監査品質の指標) の導入について現在検討が行われている。AQI

を実施しその内容を会計監査のステークホルダーに開示することは監査法人の独立性の確保や会計監査の品質向上を図ることにつながると考えられている。なお、PCAOBは2017年6月に、監査報告書の1項目として監査法人の長期間の関与 (Audit firm tenure) について記載することを含む監査基準の改訂案を公表した。

以上のとおり、PCAOBにおいて、監査法人の独立性の確保は、引き続き、重要な課題と認識されている。

なお、前述の公開ラウンドテーブルにおいては、監査法人の強制ローテーション制度を導入するとした場合に留意すべき事項への対応策についての議論も行われ、例えば以下のような意見が聞かれたとのことである<sup>28</sup>。

- ローテーション期間を十分に長く設定する (10年またはそれ以上)
- ローテーションの対象となる業種を限定する
- 監査リスクが高い場合にのみローテーションを実施する
- 検査結果に問題があった場合にのみローテーションを実施する
- 特殊事情がある場合、ローテーションの時期を延期する
- 非監査業務を行っている場合、調整するための期間を十分に確保する
- ローテーションが一斉に行われぬような配慮を行う
- 初年度監査や監査人の引継ぎに関する基準を策定する
- 交代初年度においては、前任監査人との共同監査を行う
- PCAOBが初年度監査の検査を行う

### (2) インド

インドでは2013年8月に「2013年新会社法 (Companies Act, 2013)」が公布され、1956年に制定された旧会社法が全面的に見直された。この中で、公開企業における独立取締役の選任義務や監査委員会の設置義務等の企業のガバナンス強化と合わせて、従来ICAI (The Institute of Chartered Accountants of India : インド勅許会計士協会) による倫理規則で定められていた監査人のローテーション制度が法的に義務付けられた。

同制度では同国の公開企業<sup>29</sup>は、監査法人を10年 (個人の場合は5年) で交代させることが求められる。監査法人交代に伴う最短インターバルは5年

<sup>26</sup> PCAOB, "Release No. 2011-006 CONCEPT RELEASE ON AUDITOR INDEPENDENCE AND AUDIT FIRM ROTATION," August 2011.

<sup>27</sup> The Library of Congress, H.R.1564 - Audit Integrity and Job Protection Act, <https://www.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/1564/text>

<sup>28</sup> 同ラウンドテーブルについては、PCAOB, "Transcript: Public Meeting on Auditor Independence and Audit Firm Rotation," 2012 参照。

<sup>29</sup> 監査人の強制ローテーション制度の対象となる公開企業は以下の通り (日本円換算額は2017年3月末時点の為替レートによる)。

- a) 上場会社
- b) 払込資本金が1億ルピー (約1億7千万円) 以上の公開会社
- c) 払込資本金が2億ルピー (約3億4千万円) 以上の非公開会社
- d) 借入・社債等が5億ルピー (約8億6千万円) 以上の公開会社・非公開会社

である。監査法人の交代にあたり、同一ネットワークの監査法人への交代は認められず、また、前会計年度に業務執行社員をしていた者が別の監査法人に移動する場合、その監査法人への交代についても5年間の最短インターバルが適用される。

なお、新会社法は2014年4月1日より施行されているが、同年3月31日に公布された施行令において、監査法人の強制ローテーション制度の導入に際しての経過措置（例えば、旧会社法の下で既に10年同一の監査法人を利用している場合は最長継続任期は13年となる）が設けられている。

2016年4月から6月にかけて同国のGrand Thornton及びPrime Database社が実施したサンプル調査<sup>30</sup>では、

- ・ 78%の企業が、監査法人の強制ローテーション制度は財務報告の改善につながる独立性の促進のために正しい方向の取組みであると認識
  - ・ 企業の間で監査法人の強制ローテーション制度の理解が進んでいる一方で、82%の企業は、監査人の交代の決定または決定のための明確な計画ができていないと回答
- といった結果となっている。

### (3) 南アフリカ

南アフリカの監査監督当局であるIRBA（Independent Regulatory Board for Auditors：監査人規制独立委員会）は、2016年10月25日、監査法人の強制ローテーション制度に関する提案を行うとともに、同日から同年12月24日までパブリックコメントを行い、2017年6月2日に監査法人の強制ローテーションに関する指針（Rule on Mandatory Audit Firm Rotation）を公示した。同指針では、上場会社及びその他のPIEの会計監査を行う監査法人の最長継続任期を10年、最短インターバルを5年としている。当該ローテーション制度は、2023年4月1日以降の会計年度より適用される。なお、共同監査のケースにおいて、両方の監査法人の最長継続任期がいずれも10年以上になる場合、一方の監査法人が交代することとし、もう一方の監査法人は最長継続任期を2年延長することができるかと規定している。

IRBAは監査法人の強制ローテーション制度を導入した背景として、欧州において監査法人の強制ローテーション制度が導入されたこと、IRBAの監査法人への検査の主な指摘事項に独立性に関するものがあつたことを挙げるとともに、監査市場の寡占や、上場企業監査を行う業務執行社員のうちブラックアフリカン割合が3%に満たないこと等に言及している<sup>31</sup>。

<sup>30</sup> Grant Thornton, “The Future of Audit in India – A series by Grand Thornton Part I – Mandatory Firm Rotation – Is India Inc. ready? – A survey,” p.8-14, 2016. 調査は監査法人の強制ローテーション制度の対象企業であるNational Stock Exchange 上場企業1,480社中、303社から得られた回答を分析している。

<sup>31</sup> IRBA, “The IRBA announces measures to strengthen auditor independence and enhance investor protection,” August 2016.

【表14】南アフリカにおける監査市場の状況

	上場企業の時価総額シェア (%)	上場企業数シェア (%)
PwC	48%	21%
Deloitte	22%	18%
EY	14%	11%
KPMG	12%	17%
Grant Thornton	4%	14%
Mazars	1%	6%

出典：IFIAR, “Member Profiles,” 2017.（データの時点は不明）

※ その他の事例として、韓国では、2003年12月に株式会社の外部監査人に関する法律（Act on External Audit of Stock Companies）が採択され2006年1月以降に開始される会計年度から、一監査法人が連続して6年を超えて同じ被監査企業に対して会計監査を行うことが禁じられた。

韓国政府は1997年の金融危機以降、会計制度の改革を検討していたが、アメリカでエンロン事件を契機に監査法人の強制ローテーション制度の導入が検討されていたことが、韓国における制度導入に影響を与えたとされる。

その後、アメリカにおいて監査法人の強制ローテーション制度が最終的に導入に至らなかったこと等を理由として、2009年2月に同制度は廃止された。

## V. まとめ

カネボウなどの不正会計事案を受けた監査法人の独立性強化策として、2006年に金融審議会からパートナーローテーションの制度強化が打ち出され<sup>32</sup>、それが実施されて10年余が経過した。

### 1. パートナーローテーション制度の有効性の検証

この間、我が国では依然として重大な不正会計事案が発生している。特に、東芝事案では、同一監査法人（前身の監査法人を含む。）が約47年間、個人事務所の時期を含めると約63年間にわたり同社の会計監査を実施しており、同社のガバナンスへの過信や、監査手続の前例踏襲、過去の監査従事者の判断への過信などから職業的懐疑心を鈍らせることとなり、結果として、監査チームは不正を見抜くために有効な会計監査を実施することができなかった。

東芝事案においては、制度強化後のパートナーローテーションが実施されていたが、事案の発生原因・要因を踏まえると、パートナーローテーションは制度導入時に期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、結果として十分にその効果を発揮するものとしては機能しなかったと考えられる。

### 2. 企業と監査法人の監査契約の固定化

また、TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社に留まるなど、この10年の間に同一監査法人との監査契約はさらに固定化しており、監査法人の自発的な交代は進んでいない状況である。これらの点は、あまりにも長期間にわたり同一監査法人の会計監査を継続している企業の場合、株主や他のステークホルダーの理解が得られるかということも含め、独立性の確保の観点から検討すべき論点であると考えられる。

### 3. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入

一方、欧州では、この10年間の変化として、監査法人の独立性の強化や、企業の監査に新任の監査人による「新たな視点」を入れるため、原則として同一監査法人の最長継続任期为10年<sup>33</sup>とする監査法人の強制ローテーション制度が2016年より導入された。

欧州における、監査法人の強制ローテーション制度導入の際の議論では、同制度は監査法人の強固な独立性を強化し、会計監査の品質向上につながるとされる一方で、監査法人の交代により、監査法人に一時的な知識・経験の不足が生じることや、監査市場が寡占化していることで他の監査法人を選任することが困難であるといった留意点が指摘されたところである。監査法人の強制ローテーション制度の導入後、

<sup>32</sup> 金融審議会公認会計士制度部会「公認会計士・監査法人制度の充実強化について」（2006.12）。

<sup>33</sup> 最長継続任期は、公開入札が行われた場合は20年まで、共同監査を実施した場合は24年まで延長することが可能。

上記の留意点への対応を含め、欧州各国の動きについて、欧州各国の関係当局等へのヒアリング等の調査を行ったところ、監査法人の交代が会計監査の品質に与える影響等については、欧州の監査法人の強制ローテーション制度は導入後間がなく、その見極めにはなお時間が必要であるとのことであった。また、欧州では、各国ごとに同制度の導入に至る経緯や各国における監査市場の状況などが異なっているが、上記の留意点への対応として、それぞれに工夫をしているとのことであった。例えば、イギリスにおいては監査法人の強制入札制度の導入、フランスでは共同監査の義務付け、さらに、欧州各国では監査法人間の引継ぎルールの整備といった対応をすることにより、これまでのところ、混乱なく監査法人の強制ローテーション制度が実施されつつあるとの見方が示された。

現在、各国の上場企業監査の市場は総じて寡占化の傾向にあり、イギリス、フランス、ドイツ、オランダのBig4のシェアは9割以上であり、我が国においても上場企業全体の4分の3の監査をBig4が行っている。こうした中、監査法人の強制ローテーション制度導入のメリットの一つとして、上場企業監査を行うことができる監査法人がBig4以外にも増え、寡占解消につながるものが考えられるのではないかと見方もある。今回の調査において、監査法人の強制ローテーション制度の導入が監査市場の寡占解消に影響を及ぼすかについて、欧州各国の当局からは、寡占解消につながるか分からないとする見方と、寡占解消を促す影響があるとの見方の両方があった。

また、監査法人の強制ローテーション制度による監査報酬への影響について、欧州各国の当局からは、監査報酬の多寡のみをもって交代後の監査法人を選ぶことにはならず、監査報酬への影響は少ないとの見方があった。また、この点に関しては、企業の監査人を選任する監査委員会が、監査法人の選任にあたって、監査報酬のみではなく、監査法人に求められる独立性と専門性を有しているかについて検証することが重要であるとの見方が示された。

今回の調査報告は、会計監査の信頼性の確保のために監査法人の独立性の確保を徹底する方策の有効な選択肢の一つとして、監査法人の強制ローテーション制度について調査したものであり、主として、ここ10年の我が国における国内の会計監査をめぐる状況や、欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入の状況等について調査を行い、実態の把握を行ったものである。我が国においても、10年前に監査法人の強制ローテーション制度の導入が議論された際には、上記の留意点と同様の懸念が指摘されたところである。しかし、現在の欧州の状況を踏まえれば、我が国において、依然としてこのような懸念が妥当なのか、その懸念に対応するために工夫する余地があるのか、我が国の監査制度や監査市場の状況を精査しつつ、改めて検討することが重要であると考えられる。今後は、欧州における監査法人の強制ローテーション制度導入の効果等を注視するとともに、我が国において、監査法人、企業、機関投資家、関係団体、有識者など会計監査関係者からのヒアリング

等の調査を行い、監査法人の強制ローテーション制度の導入に関する論点についての分析・検討を進めていくことが考えられる。

#### 【資料1】パートナーローテーション制度

パートナーローテーション制度とは、業務執行社員（パートナー）が継続的に同じ被監査企業に従事できる期間に上限を設け、これを強制的に交代させる制度である。一般的には、一定のインターバルを置けば当該業務執行社員が再度同じ被監査企業に対して会計監査を行うことは可能とされている。

大企業に対する会計監査の場合、複数の業務執行社員が任に当たることが多いが、その場合、パートナーローテーション制度の対象を会計監査の責任者であり監査報告書に署名する筆頭業務執行社員（Lead audit partner/Key audit partner）に限定する場合と、会計監査の審査を行う審査担当社員や主担当ではない業務執行社員も対象に含める場合とがある。

##### 1. アメリカにおけるパートナーローテーション制度

エンロン事件後 2002 年に成立した企業改革法（Sarbanes-Oxley Act Section 203, 208）等により、筆頭業務執行社員及び審査担当社員には最長継続任期 5 年、最短インターバル 5 年、その他の業務執行社員は、最長継続任期 7 年、最短インターバル 2 年のパートナーローテーション制度が義務付けられた。

##### 2. 国際倫理基準におけるパートナーローテーション制度

IFAC (International Federation of Accountants : 国際会計士連盟) は、2001 年に「職業会計士の倫理規程」(国際倫理基準) を改訂し、業務執行社員について最長継続任期 7 年、最短インターバル 2 年のパートナーローテーションを求めたこととした。

その後、金融危機を受け、2012 年以降、IESBA<sup>34</sup> (International Ethics Standards Board for Accountants : 国際職業会計士倫理基準審議会) において、PIE に対する会計監査におけるパートナーローテーション制度の強化について検討が行われた。

具体的には、現行規程について、PIE である被監査企業に対して、主要な業務執行社員が連続する 16 年のうち 14 年間関与する可能性があることについて、多数の利害関係者から懸念が示された。検討の結果、2016 年 12 月改定案が基本合意され、筆頭業務執行社員及び審査担当社員の最短インターバルの延長（筆頭業務執行社員は 2 年を 5 年、審査担当社員は 2 年を 3 年）並びにインターバル中の監査チームや被監査企業との協議の禁止などの業務制限が規定された。

なお、IESBA は、監査法人の強制ローテーション制度について、欧州やその他の同制度を導入した各国の状況や同制度の効果を注視していくこととしている。

##### 3. 欧州におけるパートナーローテーション制度

米国のパートナーローテーション制度導入やイタリアのパルマラット等の不

<sup>34</sup> IFAC 内組織で職業会計士の倫理基準を策定している機関。



正会計事案の発生を受け、2006年にEU法定監査指令が改正されパートナーローテーション制度が義務付けられた。現在では、新EU法定監査規則第17条第7項において筆頭業務執行社員（Key audit partner）に対するローテーション制度が定められており、最長継続任期7年、最短インターバル3年とされている。

なお、新EU法定監査指令の定義（第2条第16項）によれば筆頭業務執行社員とは以下のいずれかに該当する者を指す。

- 監査法人を代表して会計監査を行う主たる責任者として、特定の会計監査に従事する監査法人により指定を受けた社員
- グループ会社に対する会計監査を行うにあたり、グループ会社に対する会計監査を行う主たる責任者として監査法人により指定された社員、及び重要な子会社において主たる責任者として指定された社員
- 監査報告書に署名する社員

## 【資料2】強制入札制度

### 1. 制度の概要

強制入札制度とは、企業が監査人を選定する際に、公開の入札を義務付ける制度であり、多くの場合、「一定期間中に一度は必ず入札を行うこと」といった「期間」が定められている。

イギリスでは、2014年にCMA（Competition & Markets Authority：競争・市場庁）が規則（The Statutory Audit Services for Large Companies Market Investigation（Mandatory Use of Competitive Tender Processes and Audit Committee Responsibilities） Order 2014）を定め、FTSE 350企業は、少なくとも10年毎に監査契約を入札にかける義務を負うこととされている。

### 2. 期待される効果や留意点

強制入札制度の導入については、入札のプロセスにおいて、企業、監査委員会、株主間のガバナンスが働くことにより、より高い品質の会計監査を提供する監査法人に交代する可能性が高まる効果が期待されている。

また、企業にとっては入札の際の監査法人の提案を通じて、これまで企業自身では気付かなかった事業上のリスクや会計上のリスクについて、新たな視点からの気づきをもたらされるとの効果が期待される。一方、強制入札制度については、監査法人の強制ローテーション制度とは異なり、監査法人が交代しない結果となる場合があり、新たな視点が確実に得られるわけではない。

監査法人にとっては、新しい企業から受嘱できる可能性が広がる効果が期待される一方、制度導入に伴って必要となる入札の準備コストを、全体として入札価格に反映させられない場合、監査法人側の負担増となる。

また、強制入札制度導入により価格競争となるため監査報酬は減少するとの指摘も存在するが、監査委員会が、価格を開示しない状態で選定を行う方式で入札するなど、監査品質を重視した選定を行う結果、報酬が減少しない場合も少なくないと指摘されている。

### 3. イギリスにおける制度導入後の状況

イギリスではFTSE350企業を対象に強制入札制度が義務付けられた結果、既に多くの企業が自主的に監査法人の交代の実施ないし交代の決定を行っており（対象企業のうち交代実施済の企業と交代を決定した企業はそれぞれ30社程度）、強制入札制度は有効に機能するとともに、監査法人の強制ローテーション制度の採用をよりスムーズにしていると受け止められている。また、欧州における監査法人のローテーション期間は10年であるが、入札を行うことにより20年まで延長可能となるため、入札を行う企業は今後FTSE350企業だけでなく、PIE全体に広がることが予想されている。

制度導入後、これまで同国では監査法人の交代に伴う報酬低下の傾向は見られ

ていない。これは、監査委員会の役割強化に伴い、牽制機能が働いていることも一因とみられている。

2017年2月、FRCは強制入札に関するベストプラクティス（Audit Tenders Notes on Best Practice）を公表した<sup>35</sup>。当該文書では、強制入札制度導入後に監査法人を交代した企業は、監査法人の交代により「新たな視点」が得られることが利点になっているとしている。また、強制入札のベストプラクティスとして、より監査品質を重視した監査法人の選定が行われるよう、(i) 監査委員会が監査法人選定のプロセスや選定基準を明確化して、投資家等に対し開示しておくこと、(ii) 報酬について、企業の経営者ではなく監査委員会によって交渉が進められるべきであること、(iii) 監査法人の交代に伴う引継ぎ等について留意すべきこと、などが記述されている。なお、報酬については、現状、入札に伴う値下げ圧力は見られていないとしている。その上で、投資家は監査報酬が他社と比べて低いことを気にするとの投資家代表の意見を引用しつつ、監査委員会に対し、入札のプロセスでの監査報酬の在り方について、主要な投資家の考えを求めるべきであるとしている。

<sup>35</sup> FRC, “Audit Tenders - Notes on Best Practice,” February 2017.

## 【資料3】共同監査

### 1. 制度の概要

共同監査とは、複数の監査法人が共同して1つの企業等の会計監査を行うことを指す。

フランスでは、共同監査が制度として一定の場合に義務化されている。同国における共同監査の歴史は古く、制度の導入は1966年に遡る。フランス商法が主たる根拠法で、連結財務諸表の作成が法により要求される企業において最低2つ以上の監査人により会計監査を行うことが規定されている（フランス商法L823-2）。共同監査において会計監査業務は分割されるが、責任は分割されず、双方の監査人が会計監査全体の責任を負うとされている。また、共同監査における各々の監査人の役割分担は、職業行動基準により規定されており（フランス商法L823-15）、2007年の新基準によれば、共同監査の監査人は作業計画や監査手続の共有に合意し、定量的・定性的な合意に則って業務負荷を調整すること、更には監査実施中に適宜業務の再配分を行うことが求められている。

なお、共同監査の運用実態としては、会計監査の担当領域を監査人の中で必ずしも機械的に半分に分ける必要はなく、例えば、高リスク領域は当該領域に経験・スキルが十分に備わっている監査法人が行うといった分担がなされている。また、監査法人の強制ローテーション制度の運用との関係では、共同監査にあたる複数の監査法人は、通常、円滑な引継ぎのために交代時期をずらすことが一般的とされている。

### 2. 期待される効果や留意点

共同監査に期待される効果として、会計監査に新たな視点を持ち込めること、相互チェックによる客観性の向上、大手以外の監査市場への参入機会の増加が挙げられる。共同監査においては、それぞれの監査法人の担当領域について相互にレビューが行われることから、それぞれの監査調書を閲覧し、内容を点検することになる。また、中小監査法人にとっては、共同監査の場合、単独監査に比して、より大規模な企業の会計監査の受嘱を可能とすることから、中小監査法人を育成するための手段になるとの見方が存在する。監査法人の強制ローテーション制度は知識・経験の蓄積が中断する可能性があるとの懸念についても、共同監査においては監査法人が互いのローテーション時期をずらすことにより、当該懸念を緩和している。また、共同監査により複数の監査法人を選定している企業は、一方の監査法人が存続しなくなった場合においても監査人を突然失うリスクを回避することができる。

一方、留意点として、複数の監査法人を選定する手間を要すること<sup>36</sup>、監査法

<sup>36</sup> 共同監査においては、監査法人の選定に時間を要することも多く、新EU法定監査規則において共同監査のローテーション期間の延長が24年まで（原則は10年）認められることとなった理由の一つと指摘されている。

人間の調整・情報共有等のためにコミュニケーションコストが発生すること、単独の監査法人を採用する場合よりも監査報酬が高くなる可能性が挙げられる。

### 3. 我が国における共同監査

我が国において、共同監査は、例えば企業が合併した際に、合併後の企業の会計監査を、合併前のそれぞれの企業の会計監査を担当していた監査法人等が共同で行う場合などについて行われている。

共同監査において表明した監査意見については、共同で責任を負うこととなるため、共同監査を行う監査法人等の間で、相互の品質管理体制の確認や共同監査に関する方針や手続、業務分担等を定めることが監査の基準<sup>37</sup>で求められている。

我が国において上場会社に対する共同監査の近時の状況は【表 15】に記載する通りである。2002 年度頃は、広範に行われ、2006 年度にカネボウを監査していた中央青山監査法人が業務停止になったことに伴い急増したが、その翌年度に大幅に減少し、2014 年度は 10 社強にとどまっている。また、共同監査の態様をみると（監査法人ではなく）個人公認会計士同士での共同監査となっている。

この背景としては、従来は大規模上場企業の会計監査については、一監査法人単独での受嘱は困難であるとして複数の監査法人による共同監査が行われていたが、大手監査法人の規模の拡大が進んだことに伴い、一監査法人単独での受嘱が可能になってきたことなどによるものと考えられる。

【表 15】 上場会社の会計監査における共同監査数 (単位：社)

	合計	共同監査の態様		
		法人・法人	法人・個人	個人・個人
2002 年度	186	48	37	101
2004 年度	164	43	31	90
2005 年度	186	85	26	75
2006 年度 (注2、注3)	309	166	78	65
2008 年度	63	8	8	47
2010 年度	32	2	2	28
2012 年度	14	3	1	10
2014 年度	13	1	1	11

出典：日本公認会計士協会「有価証券報告書提出会社関係資料」『会計・監査ジャーナル』。

注1：共同監査を責任者の態様ごとに分類したものであり、例えば、「法人・個人」は監査法人と個人公認会計士による共同監査を示す。

注2：2006年7月1日 カネボウを監査していた中央青山監査法人が業務停止。

注3：2007年7月31日 カネボウを監査していた中央青山監査法人の後継監査法人が解散。

<sup>37</sup> 企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」、日本公認会計士協会「品質管理基準委員会報告書第1号 監査事務所における品質管理」。

### 【資料4】 監査人の交代に伴う監査法人間の引継ぎ

同一企業の監査人の交代について、「従前の会計監査で積み重ねられてきた知識や経験が失われるリスクがある」と指摘されていることを踏まえると、前任の監査法人と後任の監査法人との間での確実かつ十分な引継ぎが行われることは極めて重要である。

この点、欧州では、監査人が交代する際の被監査企業の情報の引継ぎと監査法人の守秘義務との関係の整理等の実務上の要請により、監査法人の強制ローテーション制度導入に先立ち、引継ぎについての法改正やガイダンス策定等が行われている。例えば、フランスにおいては、従来監査基準で引継ぎの実施が定められていたが、実効性強化の観点から法律により定められることとなった。また、オランダにおいては、公認会計士協会により会計監査人交代時の円滑な引継ぎのためのガイダンスが策定された。

【資料5】各国における上場企業の監査市場の状況

各国において、企業の国際化や大規模化等が進む中で、特に上場企業を監査する監査法人は寡占化が進んでいる。

【表16】各国における上場企業の会計監査の寡占化の状況

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
上場被監査企業等数に占めるBig4の割合	74%	99%	95%	90%	90%
上場被監査企業等数に占めるBig6の割合	81%	100%	98%	—	—

出典：日本 日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」、QUICKより金融庁作成(2017.3)。

アメリカ “Auditor Market Share of the S&P 500,” Audit Analytics, February 2017.

イギリス “FEATURE Audit fees survey,” Financial Director, p.26, March 2015.

ドイツ DAX160企業のアニュアルレポート(2014)。

フランス “CACoCAC 2015 Etude sur les CAC du CAC 40 en 2014,” Day One, September 2015.

注1：日本取引所グループ「上場会社数・上場株式数」(2017.3)及び世界銀行(The World Bank) “Listed domestic companies, total” (2016)によると、各国の上場企業数は、日本3,558社、アメリカ4,331社、イギリス1,858社、ドイツ531社、フランス485社。

注2：フランスは共同監査による受嘱を含む。

【表16】の通り、我が国では上場企業の80%以上が、他の諸外国では上場企業の95%以上がBig6<sup>38</sup>の会計監査を受けている。

特にアメリカでは、上場企業の99%がBig4の会計監査を受けており、上場企業の会計監査の寡占状態が顕著である。

我が国においては、上場企業のBig4による監査占有率がアメリカやイギリスほど高くないが、約7割強の上場企業がBig4の会計監査を受けており、他の諸外国同様、上場企業の会計監査の寡占化がみられる。

フランスではBig4に加え、フランス国内に主要な基盤を有するMazarsがBig4に次ぐ規模を占めている。Mazarsについては、フランスにおける共同監査制度(前述【資料3】)に対応して成長してきたとの指摘がある<sup>39</sup>。

<sup>38</sup> 「Big6」とは、世界的に展開する6つの大規模会計事務所(Big4及びそれに準ずる規模のBDO、Grant Thornton)及び各国に所在するこれらの会計事務所のネットワーク法人をいう。

<sup>39</sup> 例えば、フランスに本社を置く多国籍企業が共同監査先を選定する場合、Big4との間では既に非監査業務契約を締結していることも多いことから、独立性確保の観点からMazarsを選定することが多いとの指摘がある。

【表17】各国における業務執行社員+職員数(上位6つの監査法人)(単位:人)

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
1	新日本(EY)	6,055	Deloitte	70,603	PwC	19,741	KPMG	9,533	Deloitte	9,400
2	トーマツ(Deloitte)	5,968	PwC	49,000	EY	19,424	PwC	9,417	KPMG	8,200
3	あずさ(KPMG)	5,337	EY	39,400	Deloitte	15,768	EY	8,075	EY	6,256
4	あらた(PwC)	2,040	KPMG	30,903	KPMG	12,764	Deloitte	5,346	PwC	5,000
5	太陽(Grant Thornton)	381	Grant Thornton	7,906	Grant Thornton	4,461	Moore Stephens International	1,985	Mazars	2,679
6	東陽(BDO)	210	RSM	7,731	BDO	3,696	Nexia International	1,921	Kreston International	1,727

出典：日本 2015年度に各監査法人が提出した業務及び財産の状況に関する説明書類。

アメリカ “The 2016 AccountingToday Top 100 Firms,” AccountingToday, 2016.

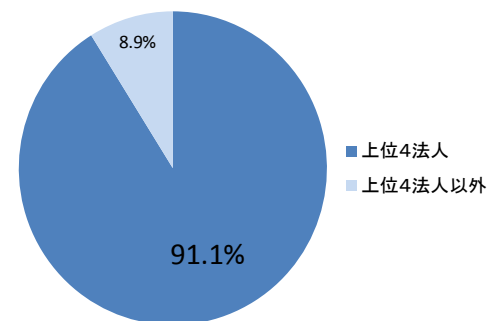
イギリス “Country survey,” International Accounting Bulletin, P.31, December 2015/January 2016.

ドイツ “Country survey,” International Accounting Bulletin, P.13, June 2015.

フランス “Rankings,” International Accounting Bulletin, P.20, October 2015. 他。

注：日本以外については、日本では監査法人とは別法人であるグループ会社において営まれているアドバイザー業務、税務等の事業に係る人員が含まれていることに留意が必要。

【図】我が国における上場企業の会計監査に占める上位4つの監査法人の割合(時価総額ベース)



出典：日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」、QUICKより金融庁作成(2017.3)。

【表 18】上場企業の監査法人の交代と監査報酬の動向（2015年1月～12月）

		交代後	
		Big 4	Big 4 以外
交代前	Big 4	増加 3社 (15%) 据え置き 4社 (20%) <b>減少 13社 (65%)</b>	増加 1社 (5.5%) 据え置き 1社 (5.5%) <b>減少 16社 (89%)</b>
	Big 4 以外	<b>増加 9社 (53%)</b> 据え置き 3社 (18%) 減少 5社 (29%)	増加 9社 (23%) <b>据え置き 21社 (54%)</b> 減少 9社 (23%)

出典：総合企業情報データベース eol（2015.12）。

日本国内の上場企業における2015年1月から12月の間の監査法人の交代（全体で94件）と監査報酬の変化について、いわゆるBig 4とBig 4以外とのグループに区別してみたところ、【表 18】の通りとなっている。これをみると、

- ・ Big 4からBig 4以外への交代のケースでは、監査報酬が減少している企業が多く（18社のうち16社（89%））、
- ・ Big 4以外からBig 4への交代のケースでは、監査報酬が増加している企業が多く（17社のうち9社（53%））、

全体として、Big 4の監査報酬の水準がBig 4以外に比して高くなっていることが窺われる。

また、Big 4以外のグループ内での交代のケースでは、監査報酬の増減数が拮抗している（増加：9社、減少9社、据え置き21社）一方、Big 4内での交代のケースでは、監査報酬が減少する企業が多い。

この背景としては、Big 4の間での価格競争の激しさがあるとも考えられるが、監査報酬については、個々の企業のリスクに応じた監査時間の変動、企業の業況などの変動要因もあることから、変動のうちのどの程度が競争上の理由に帰するかについては幅をもってみる必要があると考えられる。

## 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 調査報告のポイント

## 「パートナーローテーション」の有効性の検証

- 過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

## 企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- 企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
  - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
  - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

## 欧州における監査法人のローテーション制度導入

- EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

## 監査報告書の透明化

- 現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明（監査意見）以外の監査人の見解の記載は限定的。
- 海外では、監査報告書において、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを記載する制度の導入が進んでいる。

【参考】改訂後の監査報告書のイメージ

⇒「会計監査の在り方に関する懇談会」において、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ企業会計審議会において審議を行い、監査基準を改訂。  
2021年3月期決算より適用開始  
(2020年3月期決算より早期適用可)。

### <海外の状況>

- 英国：金融危機等を受け導入（2012年より適用）。
- EU：金融危機等を受けた一連の法定監査改革案（ローテーション制度等を含む）の一施策として、EU加盟国において導入（2016年より適用）。
- 米国：公開会社会計監督委員会（PCAOB）において新たな監査基準を公表し、証券取引委員会（SEC）による承認済（2019年6月より段階的に適用）。

独立監査人の監査報告書	
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士〇〇 印
監査意見	（略）
意見の根拠	（略）
監査上の主要な検討事項	
	【例1】 固定資産の減損 【例2】 のれんの評価
監査人及び監査役及び監査役会の責任	（略）
監査人の責任	（略）
利害関係	（略）
	以上

## 監査基準の改訂に関する意見書

平成 30 年 7 月 5 日  
企業会計審議会



# 企 業 会 計 審 議 会 委 員 名 簿

(平成 30 年 7 月 5 日現在)

	氏 名	現 職
会 長	平松 一夫	関西学院大学名誉教授
委 員	伊豫田 隆俊	甲南大学共通教育センター教授
	岡田 譲治	三井物産(株)常勤監査役
	釜 和明	(公財)財務会計基準機構理事長 (株)IHI 相談役
	川村 雄介	(株)大和総研副理事長
	住田 清芽	日本公認会計士協会常務理事
	関根 愛子	日本公認会計士協会会長
	徳賀 芳弘	京都大学副学長・教授
	中川 順子	野村アセットマネジメント(株)執行役専務
	野崎 邦夫	住友化学(株)取締役専務執行役員
	八田 進二	大原大学院大学会計研究科教授
	挽 文子	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	水口 啓子	(株)日本格付研究所審議役チーフアナリスト
弥永 真生	筑波大学ビジネスサイエンス系教授	

〔50音順、敬称略〕

企業会計審議会 監査部会委員等名簿

(平成30年7月5日現在)

	氏名	現職
部会長	伊豫田 隆俊	甲南大学共通教育センター教授
委員	岡田 譲治	三井物産(株)常勤監査役
	住田 清芽	日本公認会計士協会常務理事
	関根 愛子	日本公認会計士協会会長
	八田 進二	大原大学院大学会計研究科教授
	水口 啓子	(株)日本格付研究所審議役チーフアナリスト
	弥永 真生	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
臨時委員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 上席運用部長(投資調査)
	今給黎 真一	(株)日立製作所財務統括本部担当本部長
	大瀧 晃栄	SMBC日興証券(株)株式調査部 シニアアナリスト
	荻原 紀男	(株)豆蔵ホールディングス代表取締役会長
	小畑 良晴	(一社)日本経済団体連合会経済基盤本部長
	紙谷 孝雄	公認会計士
	熊谷 五郎	みずほ証券(株)市場情報戦略部上級研究員
	永田 雅仁	(公社)日本監査役協会専務理事
	中西 和幸	弁護士
	初川 浩司	公認会計士
	林 隆敏	関西学院大学教授
	林田 晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長
	町田 祥弘	青山学院大学大学院教授
	松本 祥尚	関西大学大学院教授
	吉見 宏	北海道大学大学院教授
	幹事	竹林 俊憲

[50音順、敬称略]

# 監査基準の改訂について

平成 30 年 7 月 5 日  
企業会計審議会

## 一 経緯

公認会計士（監査法人を含む。）による財務諸表の監査は、財務諸表の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための資本市場の重要なインフラストラクチャーである。こうした観点から、当審議会では、監査をめぐる内外の動向を踏まえ、これまでも必要に応じて監査基準の改訂を行ってきた。

しかしながら、近時、我が国では、不正会計事案などを契機として監査の信頼性が改めて問われている状況にあり、その信頼性を確保するための取組みの一つとして、財務諸表利用者に対する監査に関する情報提供を充実させる必要性が指摘されている。

我が国を含め、国際的に採用されてきた従来の監査報告書は、記載文言を標準化して監査人の意見を簡潔明瞭に記載する、いわゆる短文式の監査報告書であった。これに対しては、かねてより、監査意見に至る監査のプロセスに関する情報が十分に提供されず、監査の内容が見えにくいとの指摘がされてきた。

こうした中、主に世界的な金融危機を契機に、監査の信頼性を確保するための取組みの一つとして、監査意見を簡潔明瞭に記載する枠組みは基本的に維持しつつ、監査プロセスの透明性を向上させることを目的に、監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」という。）を監査報告書に記載する監査基準の改訂が国際的に行われてきている。

当審議会は、こうした国際的な動向を踏まえつつ、我が国の監査プロセスの透明性を向上させる観点から、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査基準の改訂について審議を行い、平成 30 年 5 月、監査部会において公開草案を公表し、広く各界の意見を求め、寄せられた意見を参考としつつ、公開草案の内容を一部修正して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。

監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があり、これにより、

- ・ 財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の信頼性向上に資すること
- ・ 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること
- ・ 監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の間のコミュニケーションや、監査人と経営者との議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した

様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながる

等効果が期待される。

このような効果が発揮されるためには、監査人、監査役等、経営者といった各関係者において、今回の改訂の趣旨を十分に理解の上、実施された監査の内容に関する情報が財務諸表利用者に適切に伝わるよう運用を図っていくことが重要である。

## 二 主な改訂点とその考え方

### 1 「監査上の主要な検討事項」について

#### (1) 監査報告書における位置付け

我が国では監査基準設定当初より、監査報告書は、監査の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段であることから、その内容を簡潔明瞭に記載して報告する、いわゆる短文式の監査報告書が採用されている。監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、財務諸表利用者に対し、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査報告書における監査意見の位置付けを変更するものではない。このため、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別しなければならないことを明確にした。

#### (2) 「監査上の主要な検討事項」の決定

監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、

- ・ 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- ・ 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- ・ 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

等について考慮した上で特に注意を払った事項を決定し、当該決定を行った事項の中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」として決定することとなる。

監査人は、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定段階から監査の過程を通じて監査役等と協議を行うなど、適切な連携を図ることが求められており、「監査上の主要な検討事項」は、そのような協議を行った事項の中から絞り込みが行われ、決定されるものである。

#### (3) 「監査上の主要な検討事項」の記載

監査人は、「監査上の主要な検討事項」であると決定した事項について、監査

報告書に「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、

- ・ 「監査上の主要な検討事項」の内容
- ・ 監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由
- ・ 監査における監査人の対応

を記載することとなる。

「監査上の主要な検討事項」の記載を有意義なものとするためには、監査人は財務諸表の監査の過程を通じて監査役等と適切な連携を図った上で、監査人が監査役等に対して行う報告内容を基礎として、当該財務諸表の監査に固有の情報を記載することが重要である。また、財務諸表利用者にとって有用なものとなるように、監査人は、過度に専門的な用語の使用を控えて分かりやすく記載するよう留意する必要がある。

#### (4) 監査意見が無限定適正意見以外の場合の取扱い

財務諸表に重要な虚偽の表示があること、又は重要な監査手続を実施できなかったこと等により無限定適正意見を表明することができない場合には、監査人はその理由、影響等について、区分を設けて記載しなければならないとされている。

不適正意見の場合には、重要かつ広範な事項について虚偽の表示があることから、通常、当該意見に至った理由が最も重要な事項であると想定されるが、当該理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載するときには、意見の根拠の区分に記載すべき内容と明確に区別しなければならない。限定付適正意見の場合に、当該意見に至った理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載するときも同様である。

なお、意見不表明の場合において、その根拠となった理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載することは、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができていないにもかかわらず、当該事項について部分的に保証しているかのような印象を与える可能性がある。このため、意見不表明の場合には、「監査上の主要な検討事項」は記載しないことが適当である。

#### (5) 「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係

企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。したがって、監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。この際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。

監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当する。

監査人は、「監査上の主要な検討事項」の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、「監査上の主要な検討事項」として記載することが適切である。財務諸表利用者に対して、監査の内容に関するより充実した情報が提供されることは、公共の利益に資するものと推定されることから、「監査上の主要な検討事項」と決定された事項について監査報告書に記載が行われない場合は極めて限定的であると考えられる。

もっとも、「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査の内容に関する情報を提供するものであることから、監査人はその記載に当たり、企業に関する未公表の情報を不適切に提供することとならないよう留意する必要がある。「監査上の主要な検討事項」の記載に関する経営者及び監査役等との協議は、監査人が、当該事項の記載の結果生じる可能性がある不利益の重要性に関する経営者の見解を理解するために役立つと考えられる。

## 2 報告基準に関わるその他の改訂事項について

国際的な監査基準では、「監査上の主要な検討事項」の記載以外にも、監査報告書の記載内容の明瞭化や充実を図ることを目的とした改訂が行われている。

当審議会は、我が国においても、財務諸表利用者の監査及び財務諸表への理解を深めるとともに、国際的な監査基準との整合性を確保する観点から、これらの点についても監査基準の改訂を行うこととした。

なお、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても、今後、同様の観点からの改訂を検討することが必要である。

### (1) 監査報告書の記載区分等

現行の我が国の監査基準では、監査報告書には、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を区分した上で記載することが求められている。

この点に関して、以下の通り改訂を行うこととする。

- ・ 監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載することとし、記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設ける
- ・ 経営者の責任を経営者及び監査役等の責任に変更し、監査役等の財務報告に関する責任を記載する

### (2) 継続企業の前提に関する事項

現行の我が国の監査基準では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、監査人は、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に注記されていることを確かめた上で、当該事項について監査報告書に追記することが求められている。

この点について、継続企業の前提に関する評価と開示に関する経営者及び監査人の対応についてより明確にするため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に監査人が監査報告書に記載する要件は変更することなく、独立した区分を設けて継続企業の前提に関する事項を記載することとした。あわせて、経営者は継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任を有し、監査人はその検討を行う責任を有することを、経営者の責任、監査人の責任に関する記載内容にそれぞれ追加することとした。

また、経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、その旨及びその内容を有価証券報告書の「事業等のリスク」に、経営者による対応策を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載することとされている。監査人は、監査の過程で継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無及びその内容を確かめることとされている。この点に関し、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、経営者による開示について検討することとなる。

### 三 実施時期等

- 1 改訂監査基準中、「監査上の主要な検討事項」については、平成 33 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げない。
- 2 改訂監査基準中、報告基準に関わるその他の改訂事項については、平成 32 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用する。
- 3 改訂監査基準の実施に当たり、関係法令において、「監査上の主要な検討事項」の適用範囲その他の基準の改訂に伴う所要の整備を行うことが適当である。
- 4 改訂監査基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

# 監査基準

## 第一 監査の目的

- 1 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。  
財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。
- 2 財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。

## 第二 一般基準

- 1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。
- 2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
- 3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。
- 5 監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。
- 6 監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理（以下「品質管理」という。）の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。
- 7 監査人は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。
- 8 監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。



### 第三 実施基準

#### 一 基本原則

- 1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。
- 3 監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 4 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。
- 5 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 6 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。
- 7 監査人は、監査の各段階において、監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と協議する等適切な連携を図らなければならない。
- 8 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければならない。

#### 二 監査計画の策定

- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企

業環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。

- 3 監査人は、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。
- 5 監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。
- 6 監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。
- 7 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。
- 8 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

### 三 監査の実施

- 1 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。
- 2 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 3 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための

実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。

- 4 監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。
- 5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 6 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。
- 7 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。
- 8 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。
- 9 監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

#### 四 他の監査人等の利用

- 1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。
- 2 監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。
- 3 監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

## 第四 報告基準

### 一 基本原則

- 1 監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様にすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、すべての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。

- 2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。
- 3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。
- 4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。
- 5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。

### 二 監査報告書の記載区分

- 1 監査人は、監査報告書において、監査人の意見、意見の根拠、経営者及び監査役等の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。
- 2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分

を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に関する事項
- (2) 当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」という。）
- (3) 財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項

### 三 無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

#### (1) 監査人の意見

監査対象とした財務諸表の範囲、及び経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること

#### (2) 意見の根拠

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

#### (3) 経営者及び監査役等の責任

経営者には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること

監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること

#### (4) 監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること

監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は監査人の判断

によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること、監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること

#### 四 意見に関する除外

- 1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。
- 2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。

#### 五 監査範囲の制約

- 1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。
- 2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、意見の根拠の区分に、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。
- 3 監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
- 4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

#### 六 継続企業の前提

- 1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。
- 2 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
- 3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
- 4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

## 七 監査上の主要な検討事項

- 1 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。
- 2 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

## 八 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象

- (4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

## 九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報

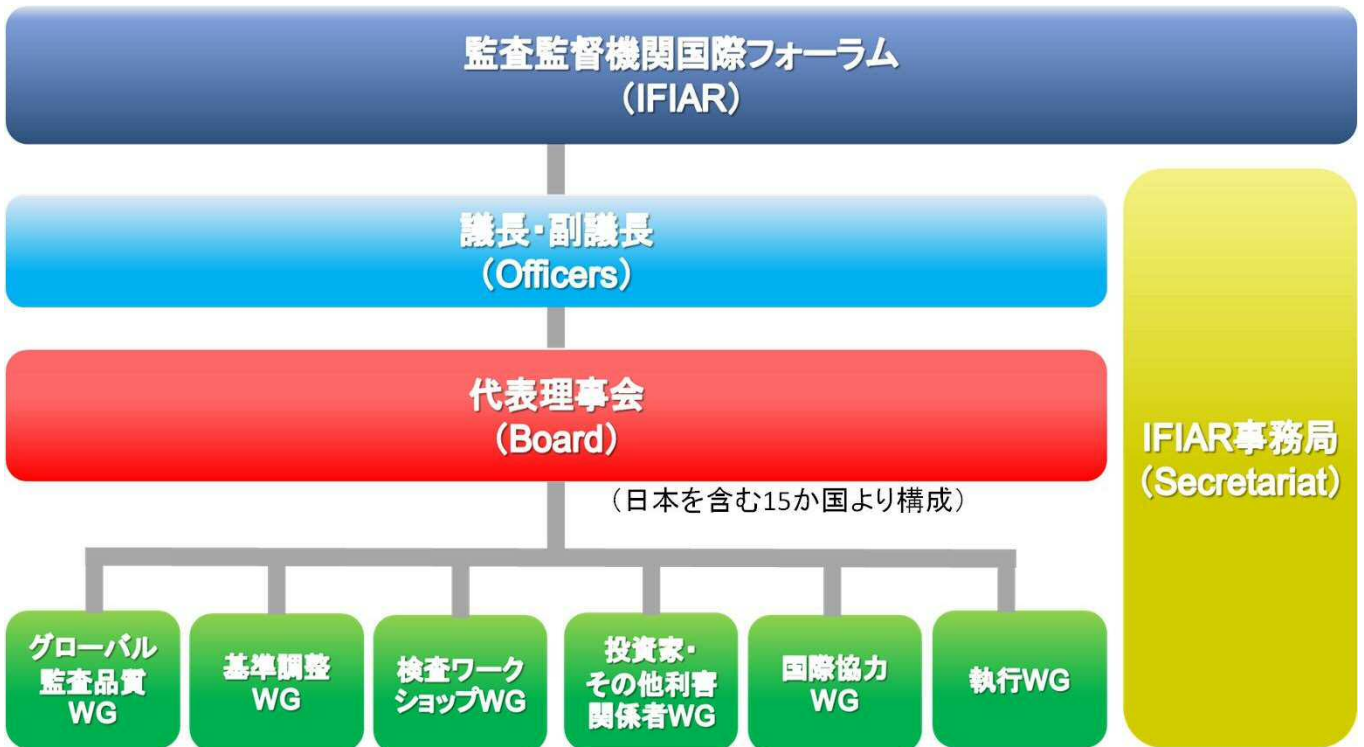
監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならない。



# IFIAR組織構成及び加盟国

## ○ IFIAR組織図



## ○ IFIAR加盟国(52カ国・地域)

(平成30年6月末現在)

<p>◆欧州(31)</p> <p>アイルランド、アルバニア イギリス、イタリア オーストリア、オランダ キプロス、ギリシャ、クロアチア ジブラルタル、ジョージア スイス、スウェーデン スロバキア、スロベニア スペイン、チェコ デンマーク、ドイツ ノルウェー、ハンガリー フィンランド、フランス ブルガリア、ベルギー ポーランド、ポルトガル リトアニア、リヒテンシュタイン ルクセンブルグ、ロシア</p>	<p>◆アジア(10)</p> <p>インドネシア 韓国 シンガポール スリランカ タイ チャイニーズタイペイ 日本 マレーシア オーストラリア ニュージーランド</p>	<p>◆アフリカ(4)</p> <p>エジプト ボツワナ 南アフリカ モーリシャス</p>
	<p>◆中東(3)</p> <p>アブダビ ドバイ トルコ</p>	<p>◆北米(3)</p> <p>アメリカ カナダ ケイマン</p>
		<p>◆南米(1)</p> <p>ブラジル</p>

※下線を引いてある22カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

## 日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

### 背景

- 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR イフィアール) は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関となる。
  - 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学をあげた支援が必要。
  - 誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。
- ⇒ 世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

### ネットワークの会員・活動内容

- 会員 別紙の各団体
- 活動内容
  - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
  - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
  - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組みを紹介

## 日本 IFIAR ネットワーク 会員

### 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

### 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

### 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

### 【その他】

- 日本弁護士連合会

### 【オブザーバー】

- 東京都

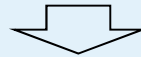
計 22 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

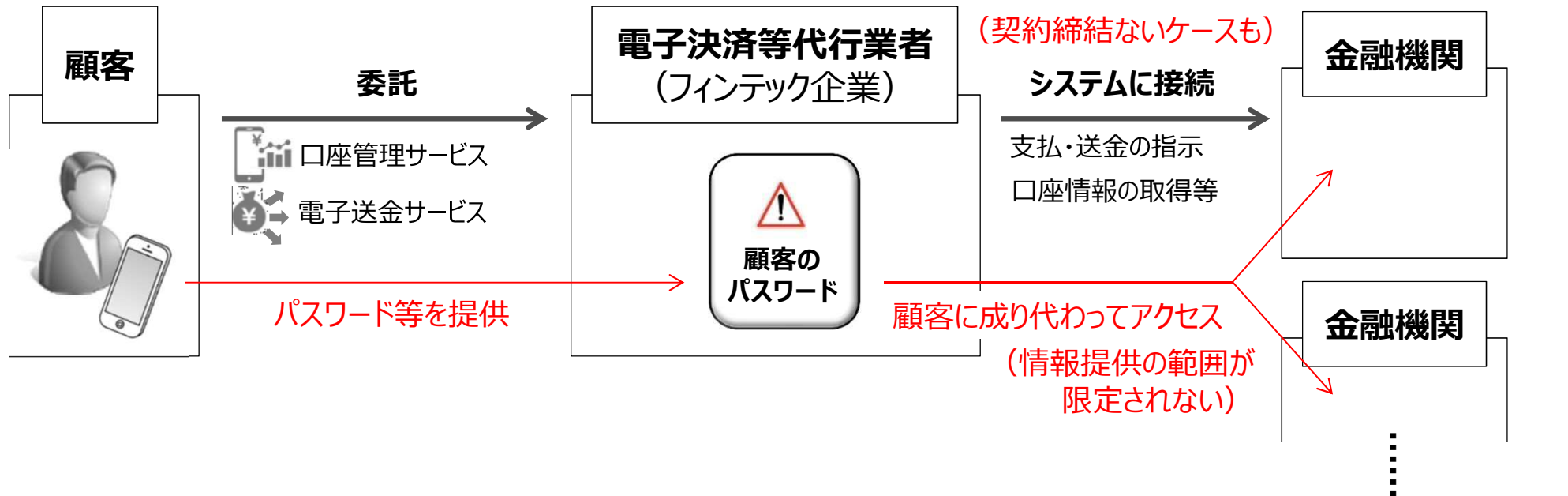
## 背景・問題意識等

フィンテック(金融×IT)の動きが世界的規模で加速



利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との  
オープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備

### 法施行(平成30年6月1日)前

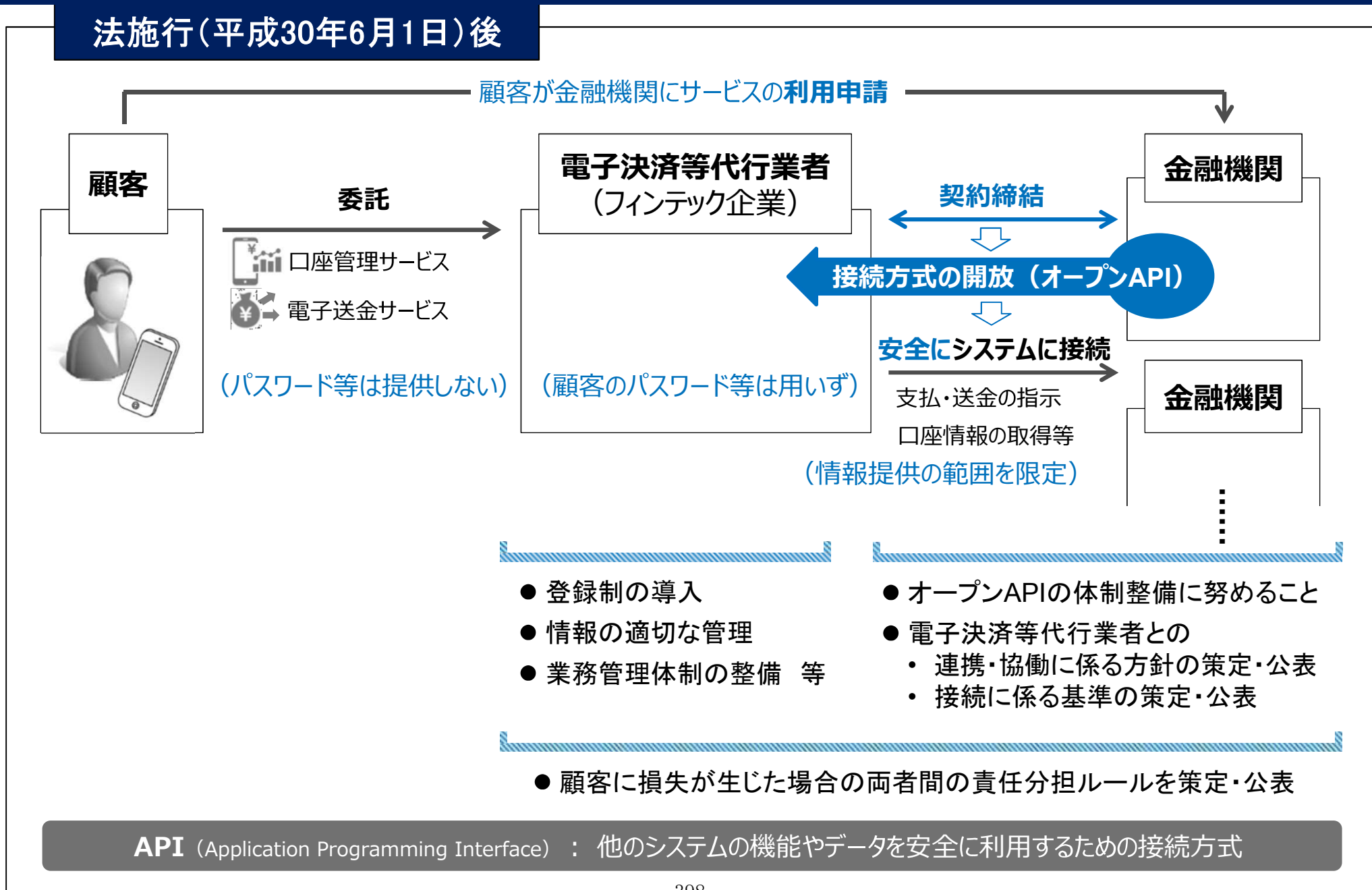


● 情報セキュリティ等、利用者保護上の懸念

● 法的位置付けが不安定

● 連携・協働が進みにくい

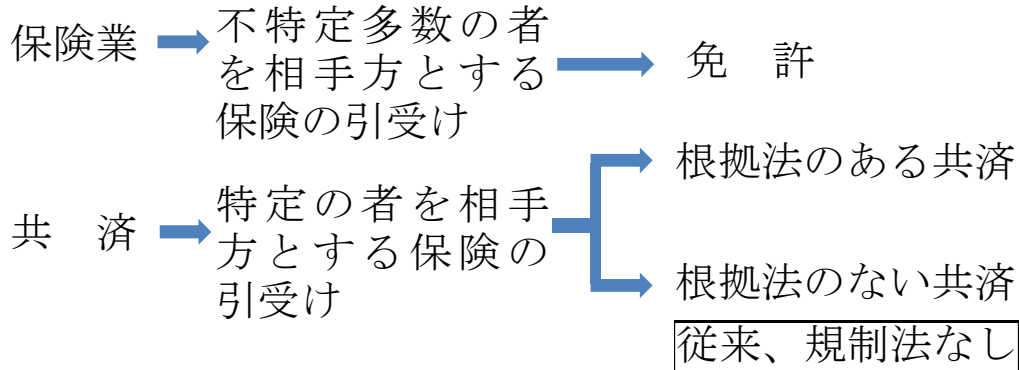
平成29年 5月26日 成立  
 6月 2日 公布  
 平成30年 6月 1日 施行



「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の概要

— 少額短期保険業者の経過措置の延長について —

○ 保険業と共済の関係



○ 監督法令がなく、契約者保護の観点から問題とされていた根拠法のない共済の受け皿として、平成 17 年の保険業法改正により少額短期保険制度※を創設。

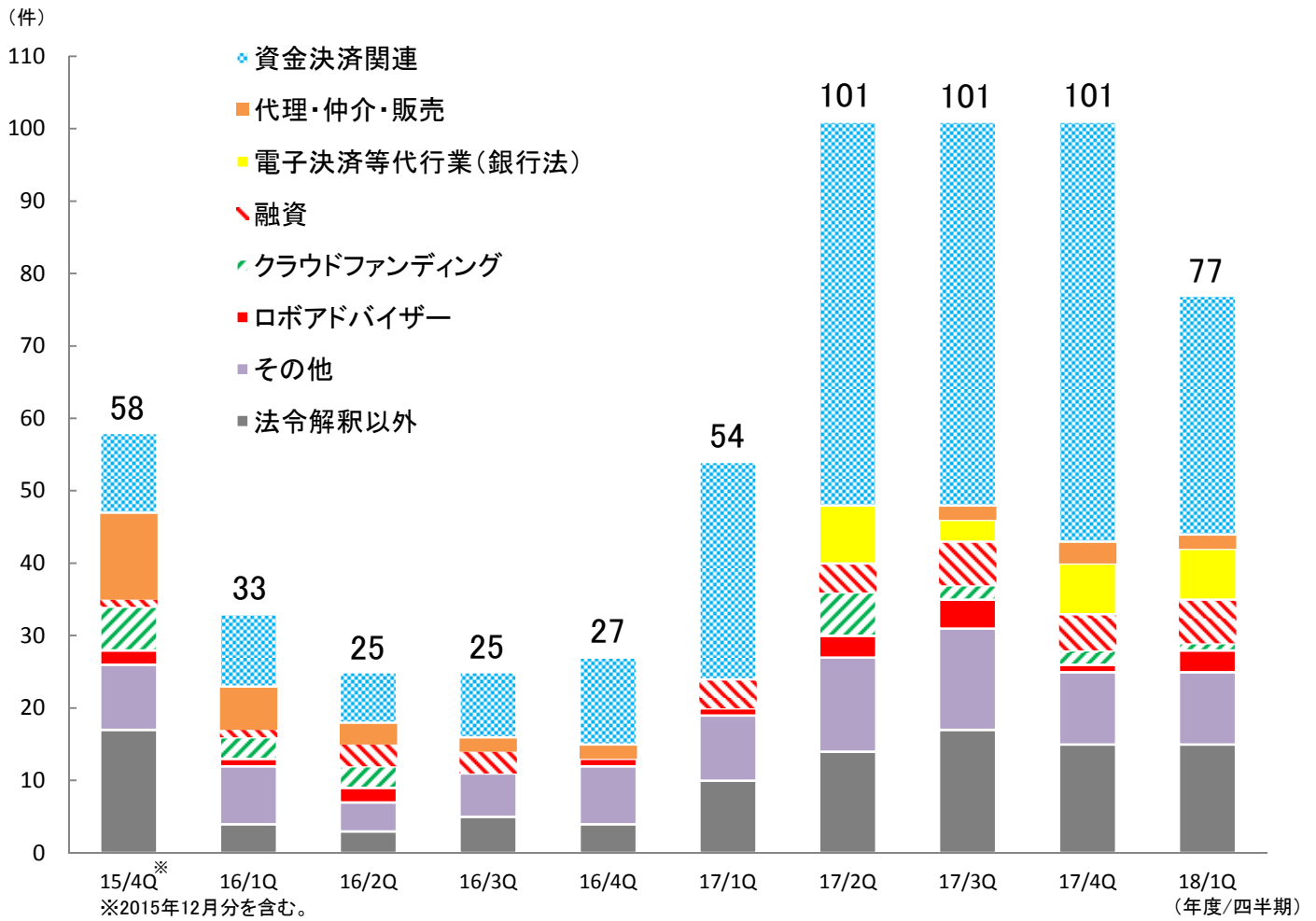
※ 少額短期保険業者は、登録制の下で、保険金額 1000 万円以下、保険期間 2 年以内の保険商品のみを取り扱うことができる。

○ その際、従前から共済事業を行っていた者について、激変緩和のため、引受けの上限金額に経過措置を規定。その後 24 年に経過措置が縮小の上、延長され、30 年 3 月 31 日に期限が到来。

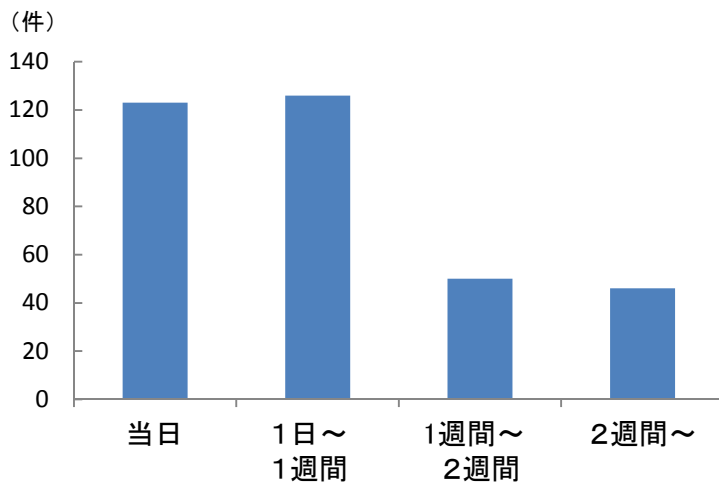
○ 本法律では、保険契約者等への影響を踏まえ、経過措置を更に 5 年間延長（法律事項）。あわせて、経過措置の内容を縮小（政令事項）。

保険区分	17 年保険業法改正時		24 年保険業法改正時		今回の措置	
	本 則	経過措置 H18. 4~25. 3	経過措置 H25. 4~30. 3		経過措置 H30. 4~35. 3（法律事項）	
			既契約	新規契約	既契約	新規契約
死亡	300 万円	1500 万円	1500 万円	900 万円	更新前の 金額	600 万円
傷害死亡	600 万円	3000 万円	3000 万円	1800 万円		1200 万円
医療	80 万円	240 万円	240 万円	160 万円		160 万円
損害保険・ 低発生率保険	1000 万円	5000 万円	5000 万円	3000 万円		2000 万円

# FinTechサポートデスクの活動状況 (2015年12月開設～2018年6月)



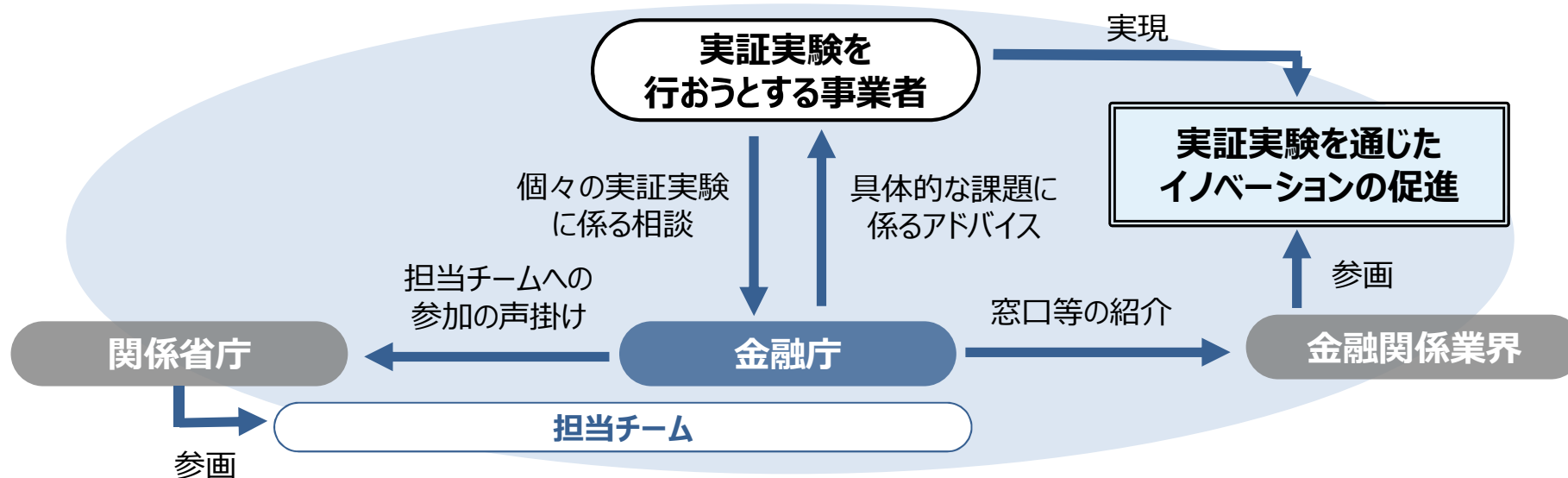
## 【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均5営業日以内

- ✓ 「未来投資戦略2017」（2017年6月閣議決定）を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。
 

tel : 03-3581-9510  
 email : pochub@fsa.go.jp
- ✓ 利用者利便や企業の生産性向上、サービスの革新性等の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
  - 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。





## 趣旨

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。
- 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

## メンバー

平成30年6月11日現在

### 座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

### メンバー

猪俣 佳史 (株) 栃木銀行常務取締役経営企画部長  
 岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授(金融審議会会長)  
 内田 貴和 三井物産(株)常務執行役員CFO  
 内田 満夫 全国信用協同組合連合会システム業務部長  
 翁 百合 (株) 日本総合研究所理事長  
 加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長  
 河野 康子 (一社) 日本消費者協会理事  
 志村 秀一 金融情報システムセンター企画部長  
 妹尾 正仁 ヤフー(株)政策企画本部長  
 高津 典生 (株) 千葉銀行取締役常務執行役員  
 滝島 啓介 ウェルネット(株)執行役員ソリューション営業部長  
 長楽 高志 (一社) 日本資金決済業協会専務理事

戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授  
 鳥海 徹 (一社) 国際銀行協会事務局次長  
 浜 俊明 富士通(株)財務経理本部財務部営業財務部長  
 林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長  
 前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事  
 牧野 秀生 花王(株)会計財務部門 管理部長  
 正木 秀人 三菱UFJニコス株式会社経営企画部経営情報室長  
 望月 昭人 (一社) 全国銀行協会企画委員長  
 ((株)みずほ銀行常務執行役員)  
 山上 聡 (株) NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長  
 與口 真三 (一社) 日本クレジット協会理事 事務局長

### オブザーバー

佐久田 健司 日本銀行決済機構局決済システム課長  
 堀田 秀之 財務省大臣官房信用機構課長  
 福本 拓也 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

## 開催状況

### 第1回会合(平成28年6月8日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)

### 第2回会合(平成29年1月11日)

全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)、XML・金融EDIに関する取組(経産省・福本オブザーバー)、情報セキュリティに関する取組(金融情報システムセンター・小林委員)

### 第3回会合(平成29年6月21日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協・林委員)、中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言(日本商工会議所・加藤委員)、情報セキュリティに関する取組み(金融情報システムセンター・小林委員)、FinTechビジョン(経産省・福本オブザーバー)、外為報告及び非居住者円送金の見直し(財務省・福島参考人)

### 第4回会合(平成29年12月20日)

全銀協における取組状況(全銀協・林委員)、共通EDIに関する中小企業庁の取組み(中企庁・師田参考人)、外為報告の合理化の対応状況(財務省・菊地参考人)、情報セキュリティに関する取組(金融情報システムセンター・亀水参考人)

### 第5回会合(平成30年6月11日)

全銀協における取組状況(全銀協・望月委員)、商流EDIと金融EDIの連携に関する中小企業庁の取組状況(中企庁・師田参考人)、外為報告の合理化の取組状況(財務省・菊地参考人)、情報セキュリティに関する取組状況(金融情報システムセンター・志村委員)、オンラインで完結する本人確認の実現に向けた検討状況(事務局)

## 背景

- FinTechに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。金融業・市場に変革をもたらしつつある。



金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、非対面での本人確認の方法として、「顧客から身分証(写し)の送付を受け、顧客宅に転送不要郵便を送付する方法」等を規定。

諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないため、Fintechビジネスに支障をきたしているとの指摘もある。

## 「未来投資戦略2017」(抄)

- FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。

## 「FinTech時代のオンライン取引研究会」について

- オンラインで完結する本人確認の方法など、オンライン取引に係る諸課題について議論・検討  
(昨年6月～)

【FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催】

【その他メンバー】 全銀協、地銀協、第二地銀協会、FINOVATORS、  
内閣官房番号制度推進室、経済産業省

## ① 銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

改正銀行法では、銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、「内閣府令で定める場合」に届出不要としている。

今般、内閣府令に「増改築等のやむを得ない理由による営業所の位置変更で、元の位置に戻ることが明らかな場合」を届出不要と規定する。

## ② 銀行代理業に係る参入要件の緩和

地方の過疎化・顧客ニーズの多様化等を踏まえ、銀行代理業の更なる活用を図るため、内閣府令を改正し、参入要件に係る法令等遵守のための統括部署及び実務経験者の配置について規制緩和を実施する。

## 【統括部署及び実務経験者の配置】

	現行	改正案
法令等遵守のための統括部署の設置について	本店に専担部署を設置	本店に担当部署を設置（専担である必要なし）
実務経験者の配置（特別銀行代理行為を行う場合（※））について	営業所等ごとに配置	営業所等（他の支店の業務をまとめて管理する営業所がある場合は当該管理する営業所）ごとに配置

（※）当座預金又は資金の貸付け（預金・国債担保貸付等を除く）を取り扱う場合

## 【実務経験者に係る要件】

	現行	改正案
貸付（規格化された貸付商品を除く）業務の代理・媒介を行う場合	貸付業務経験が <u>3年以上</u> ある者	貸付業務の代理・媒介を行う場合 <u>貸付業務経験のある者であって当該業務を的確に遂行できると認められる者</u>
事業用貸付（規格化された貸付商品に限る）業務の代理・媒介を行う場合	貸付業務経験が <u>1年以上</u> ある者	
当座預金業務の代理・媒介を行う場合	当座預金業務又は貸付業務経験が <u>3年以上</u> ある者	当座預金業務の代理・媒介を行う場合 <u>当座預金業務又は貸付業務経験のある者であって当該業務を的確に遂行できると認められる者</u>

- 昨年に引き続き、フィンテック国際ネットワークの形成に向けて、「フィンテック・サミット2017」を東京丸の内にて開催（2017年9月19日から9月22日を「フィンサム・ウィーク」（日本経済新聞社、フィンテック協会との共催）として様々なイベントを開催）

### 9月19日（火）20日（水）

- ・ シンポジウム
- ・ アイディア・キャンプ（学生向けコンテスト）
- ・ ピッチ・ラン（企業向けコンテスト）
- ・ ワークショップ
- ・ ラウンドテーブル など

### 9月21日（木）

#### フィンテック・サミット2017

FIN/SUM  
FINTECH SUMMIT  
WEEK 2017



### 9月22日（金）

- ・ トークイベント
- ・ コンファレンス（Fintech Japan 2017）
- ・ ピッチ・ラン決勝など

フィンサム・ウィークの各イベントへの延べ来場者は1万人超

### 【9月21日フィンテック・サミット】

（\*：セッションモデレーター）

#### ・ 開会挨拶

村井英樹（内閣府大臣政務官）

Fintech実証実験ハブの設置について発表

#### ・ オープン・イノベーション

#### （金融機関とフィンテック企業の協働）

Michael Harte（英バークルイズ）、Matt Hancock（英デジタル担当国務大臣）、丸山弘毅（フィンテック協会代表理事）、亀澤宏規（MUFG執行役常務CIO）、森下哲朗\*（上智大学法学部教授）

#### ・ ブロックチェーン（変革への助走）

Carl Wegner（R3）、松尾真一郎（MITメディアラボ）、佐藤康博（みずほFGグループCEO）、山岡浩巳（日本銀行・決済機構局長）、Martin Arnold\*（Financial Times）

#### ・ アダビ金融当局（FSRA）とのフィンテック推進協力

#### （書簡交換式）

越智隆雄（内閣府副大臣）、Richard Teng（FSRA・CEO）



#### ・ 規制・当局の役割（金融当局によるイノベーションの加速）

David Geale（英FCA）、Sopnendu Mohanty（星MAS）、Cathie Armour（豪ASIC理事）、Richard Teng、松尾元信（金融庁参事官）、翁百合\*（日本総合研究所副理事長）

#### ・ 金融技術の新領域（証券・保険など）

Dirk Jaench（BearingPoint）、谷崎勝教（SMFG執行役専務）、浦川伸一（SOMPOホールディングス常務）、山藤敦史（日本取引所）、滝田洋一\*（日本経済新聞編集委員）

#### ・ アジアのフィンテック・フロンティア

Sukarela Batunanggar（インドネシア金融庁副理事）、Sundara Iyer Ganesh Kumar（インド準備銀行理事）、河合祐子（日本銀行審議役）、Buncha Manoonkunchai（タイ中銀）、井上俊剛\*（金融庁信用制度参事官）

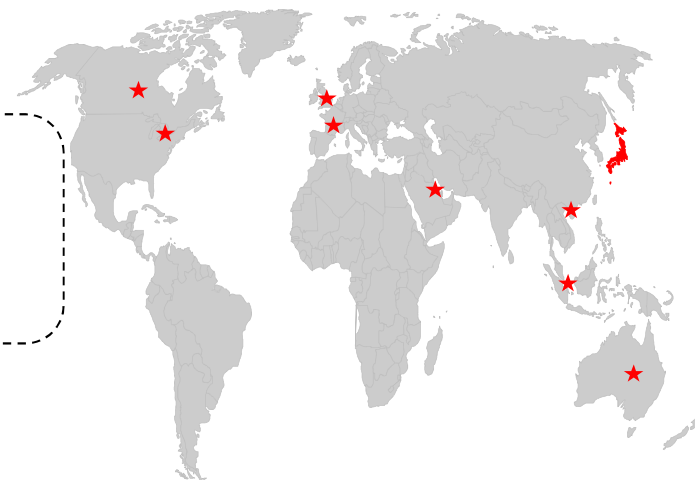
#### ・ 閉会挨拶

麻生太郎（副総理・財務大臣・金融担当大臣）

ブロックチェーンの活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、平成29年3月10日、準備会合（ラウンドテーブル）を開催。平成30年3月8日、9日の2日間にかけて、第2回ラウンドテーブルを金融庁で開催。

### 参加者

- 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学、慶応大学らが参加
- 海外から、米国MITメディアラボ、カナダ中銀、英FCA、シンガポールMAS、豪州ASIC、アブダビFSRA、フランスACPR、香港HKMAが参加



### 今後の実証実験の概要

#### 実験用ネットワークの構築

- 各国間で、ブロックチェーン技術を用いた実験用のネットワークを構築

#### 実験的な取引の実施

- 構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の金融取引を実証実験

#### 検証・検討

- 取引データを収集し、利用者保護上のリスクへの対応など、研究課題について検討

### 研究課題の例

- 利用者保護上のリスクへの対応
- プライバシー・機密性の確保
- ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保 等

## 英FCA・星MAS・豪ASIC・アブダビFSRA・スイスFINMAとの間でフィンテックに係る協力枠組みを構築

FCA: Financial Conduct Authority(金融行為規制機構) 2017年3月書簡交換  
 MAS: Monetary Authority of Singapore(金融管理局) 同年3月書簡交換  
 ASIC: Australian Securities & Investments Commission(証券投資委員会) 同年6月書簡交換  
 FSRA: Financial Services Regulatory Authority(金融サービス規制庁) 同年9月書簡交換  
 FINMA: The Swiss Financial Market Supervisory Authority(金融市場監督機構) 2018年4月書簡交換

## 協力枠組みの概要

## 1 フィンテック企業の相互紹介

- 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介

海外進出に際して、  
相手国当局からサポートを受けることを可能に

## 2 フィンテック企業に対する支援の提供

- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

## 3 当局間の情報共有



フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

## 趣 旨

- 仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、2017年4月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。
- その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。
- こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する。

## メンバー等

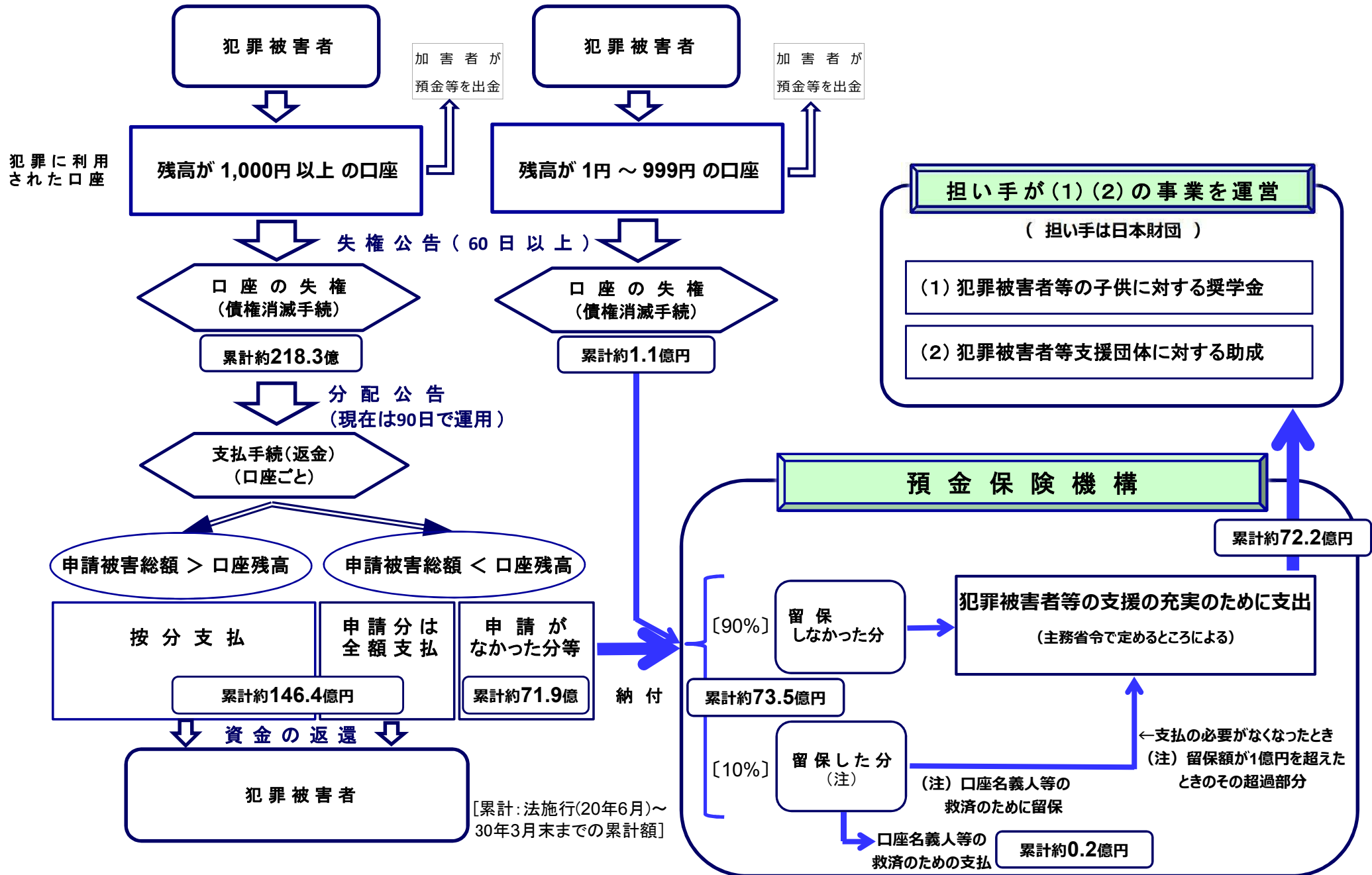
座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	オブザーバー	奥山 泰全	一般社団法人日本仮想通貨交換業協会会長
メンバー	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）		望月 昭人	一般社団法人全国銀行協会企画委員長
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授		山内 公明	日本証券業協会常務執行役自主規制本部長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長		山崎 哲夫	一般社団法人金融先物取引業協会事務局長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授		黒岩 操	警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授		河内 達哉	消費者庁消費者政策課長
	楠 正憲	Japan Digital Design 株式会社最高技術責任者		竹林 俊憲	法務省大臣官房参事官
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）		堀田 秀之	財務省大臣官房信用機構課長
	中島 真志	麗澤大学経済学部教授		福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長		副島 豊	日本銀行決済機構局FinTechセンター長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授			
	三宅 恒治	みずほ総合研究所株式会社金融調査部長			
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授			

（敬称略・五十音順）  
（2018年6月15日時点）

## 開催状況

- 第1回 4月10日 仮想通貨交換業等についての現行制度、仮想通貨（暗号資産）の取引やICO（Initial Coin Offering）の状況等
- 第2回 4月27日 仮想通貨交換業者に対するこれまでの監督上の対応、仮想通貨（暗号資産）等をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等
- 第3回 5月22日 仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引をめぐるプレイヤーの状況、仮想通貨（暗号資産）やそれに関する技術についての各国当局者等による指摘等
- 第4回 6月15日 仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引・技術の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング

# 振り込め詐欺救済法の制度概要 (平成30年3月末時点)





# 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）

## 預保納付金事業の見直し

### 奨学金事業

現行

- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等

- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生の数は低調
- ⇒〔要望〕貸与制から給付制へ変更すべき

### ✓ 貸与制から給付制へ移行

#### ・給付水準

- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準  

月	大学生：5万円、大学院生：5万円、
額	高校生：2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

#### ・受給資格

- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

### 団体助成事業

現行

- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等

- 相談員等の人件費は助成対象外
- ⇒〔要望〕支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

### ✓ 相談員の育成に対する助成

#### ・既存の支援体制への支援

- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

#### ・新たな相談受理体制への支援

- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

## 犯罪被害者等の支援の一層の充実

（注）上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続

# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

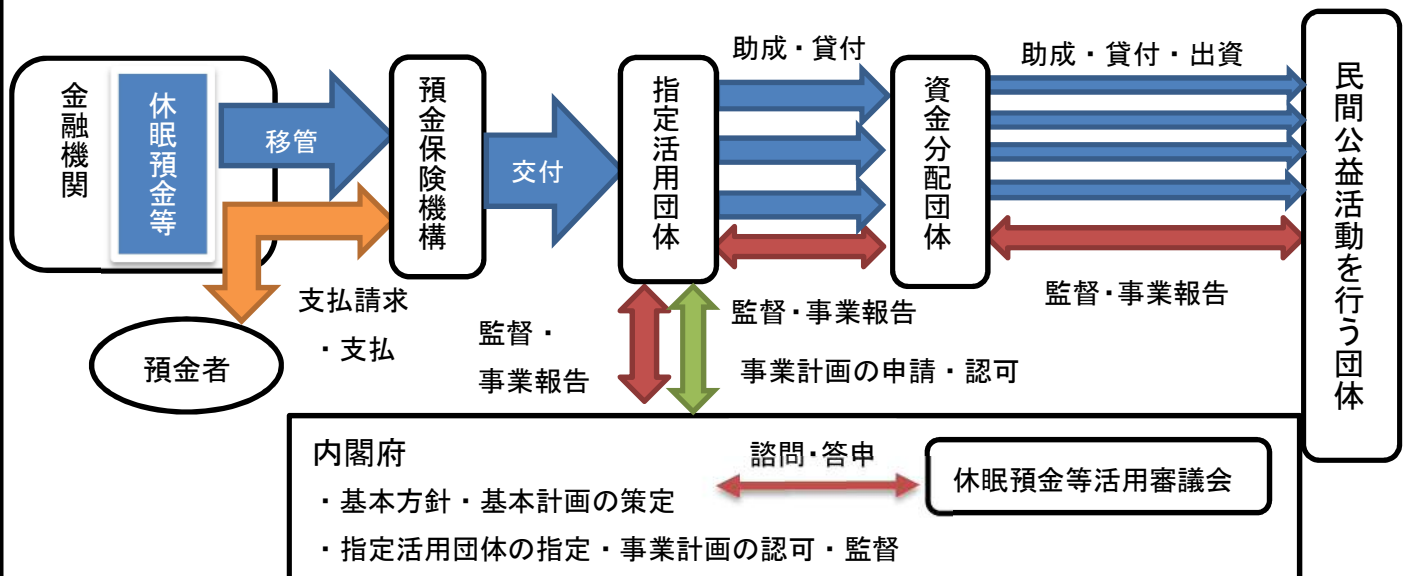
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

### ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

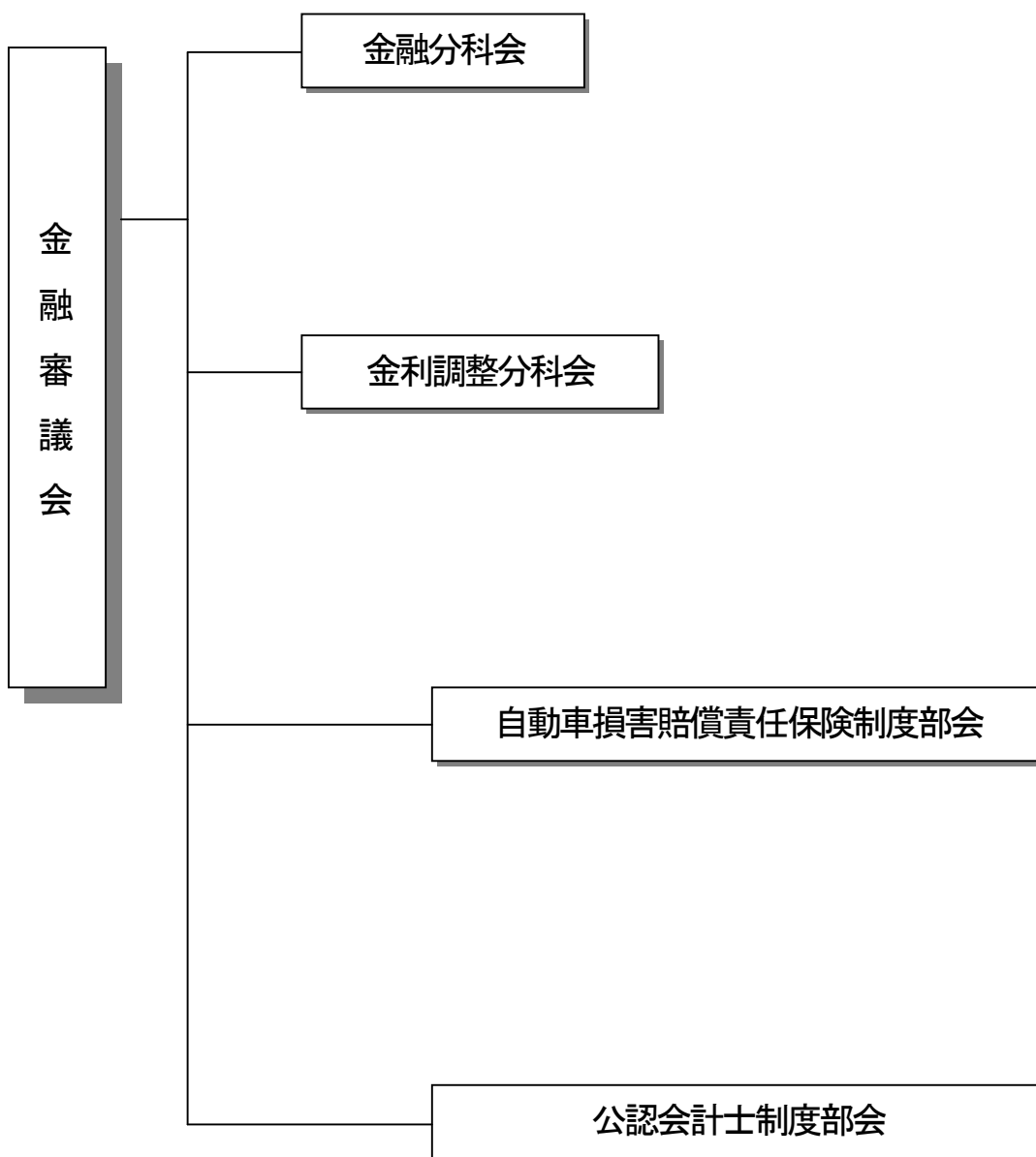
- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

### ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本＋利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

## 金融審議会の構成



## 金融審議会委員名簿

平成29年3月3日現在

会 長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
会長代理	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージングディレクター
	朝田 照男	丸紅株式会社取締役会長
	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口 恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	志賀 俊之	株式会社産業革新機構代表取締役会長(CEO) 日産自動車株式会社取締役副会長
	田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計17名]

(敬称略・五十音順)

平成 29 年 11 月 16 日

金融審議会

会長 岩原 紳作 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

記

- 情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

- 企業情報の開示・提供のあり方に関する検討

投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示及び提供のあり方について検討を行うこと。

「金融制度スタディ・グループ」メンバー名簿

平成30年6月19日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	植田 健一	東京大学経済学部准教授 (公共政策学連携研究部兼経済学研究科)
	大野 英昭	アクセンチュア株式会社特別顧問
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)
	田中 正明	PwC インターナショナル シニア グローバル アドバイザー
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会 事務局長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	船津 浩司	同志社大学法学部教授
松井 秀征	立教大学法学部法学科教授	
森下 哲朗	上智大学法科大学院教授	

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	法務省	財務省	経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

## 総論

## 1. 機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性

## (1) これまでの経済社会情勢と規制体系の概観

- 戦後の厳格な業態別の規制体系から、平成4年以降、業態間の相互参入へ
- 投資性のある金融商品について規制を横断化・柔構造化（平成18年に金融商品取引法を整備）

## (2) 金融を取り巻く近年の環境の変化

- ITの進展等により、アンバンドリング・リバンドリングの動きが拡大

## (3) 10年後の金融の姿

- 新たな技術の実用化等により、決済分野等における効率化とアンバンドリング・リバンドリングの更なる進展や、金融システムのネットワーク構造の変化等がもたらされる可能性
- ⇒ 金融システムや金融サービス、金融機関のあり方に抜本的な変革がもたらされる可能性

## (4) 現行制度の特徴と検討の基本的方向性

- 現状、基本的に業態ごとに業法が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る
- ITの進展や利用者ニーズを起点としたアンバンドリング・リバンドリングの動きなどを踏まえて、各プレイヤーを各業法の業態に当てはめて規制するよりも、金融規制体系をより**機能別・横断的**なものとし、**同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用**することが重要

- ✓ イノベーションの促進・利用者利便の向上：  
各プレイヤーが自由にビジネスモデルやサービスを選択した上で、そのビジネスモデルやサービスの果たす機能・リスクに応じて、ルールを過不足なく適用
- ✓ 利用者保護・公正な競争条件の確保：  
規制が緩い業態への移動等を通じた規制の回避を防止

## (規制の柔構造化)

- 同一の機能には同一のルール
- 業務の内容やリスクの差異に応じてルールの内容を調整

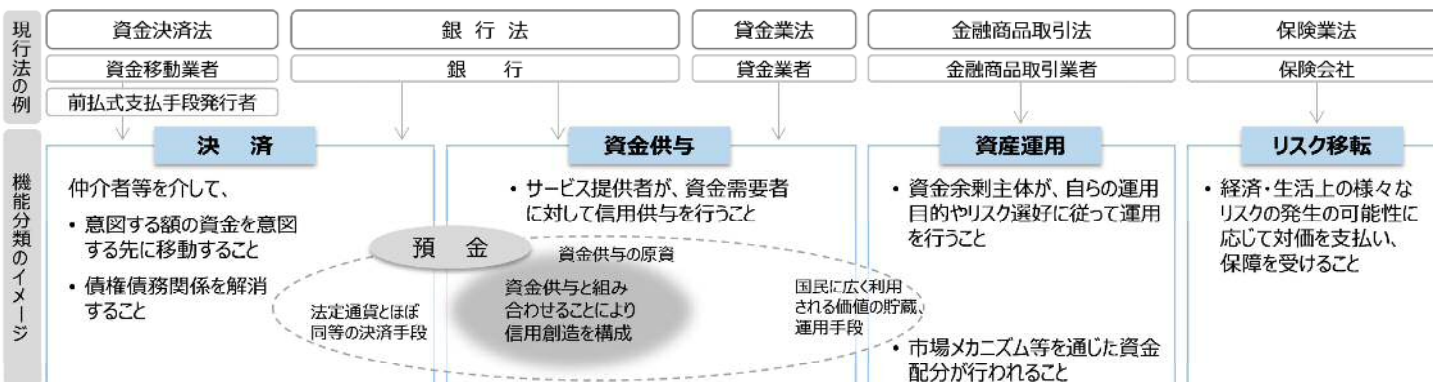
## (異なる機能間でのルールの共通化)

- 規制目的が共通の部分についてルールをできるだけ共通化

- このような機能別・横断的な金融規制体系を検討する際には、一体化しつつある金融サービスと非金融サービスとの関係についても視野に入れていく必要

## 各論

## 2. 金融の「機能」の分類



## 3. 金融の各「機能」において達成されるべき利益及び「規制」の態様

- 各「機能」において達成されるべき利益の項目：
  - ① 「機能」の確実な履行
  - ② 利用者に対する情報提供等
  - ③ 利用者資産の保護
  - ④ 利用者情報の保護
  - ⑤ マネー・ローディング及びテロ資金供与の防止
  - ⑥ システミックリスクの顕在化の防止
- (注) 証券市場をはじめとした市場の公正性・透明性の確保も重要

- 各「機能」において達成されるべき利益の項目は同じでも、求められる水準等には濃淡があるため、各「機能」の特徴に応じた対応が必要

## 4. 業務範囲規制やセーフティネット等の主体別規制の考え方と機能別・横断的な規制体系

- 金融・非金融の境界が曖昧になりつつある中、銀行・銀行グループには重厚な業務範囲規制・財務規制・セーフティネットが存在
  - 規制間の役割分担として、業務範囲規制に置かれた力点には再検討の余地
  - 銀行持株会社、銀行、事業会社をそれぞれ頂点とするグループについて、銀行の本業へのリスク遮断効果に係る差異等を考慮した上で、業務範囲規制のイコールフットイング
  - 銀行・銀行グループに期待されるサービスの外縁に変容が予想される中、現在以上に多様な業務を認める場合には、それを踏まえた財務規制のあり方について幅広く検討する必要
  - セーフティネットについても、その目的・対象に変容があり得るかや、目的・対象に応じた実効的な手法を検討していく必要

(注) 信用創造を行わない決済専門銀行について、一般的な銀行と同様のセーフティネットでの対応は不要の可能性。銀行やその属するグループ内の会社に、従来認められていなかった業務を認める場合、セーフティネットで保護すべき部分とそれ以外の部分を平時から実効的に分離可能とし、有事に分離させる措置について検討していく必要。

## 5. 商品・サービスの提供プロセス等に着目したルール整備のあり方

- 利用者ニーズに応じた商品・サービスを業態・機能横断的に提供することの妨げにならないよう、商品・サービス提供の代理・媒介プロセスについて、ルールをできるだけ共通化していくことが重要
- 金融システムのネットワーク構造が変化していく可能性がある中、プラットフォームを通じた金融取引に関しては、プラットフォームの利用者（個々の契約当事者）よりも、プラットフォーム提供者（契約当事者をマッチング）を規制する方がより実効的と考えられ、プラットフォーム提供者に対する規律のあり方を検討しておくことが重要

## 6. 今後の課題

- 今後、各「機能」の中で、個々の業務の内容やリスクの差異をどう認識・測定し、ルールに差異を設けていくかを含めた、より具体的な制度設計が必要
  - (注) これらの具体的な検討等の結果、本中間整理の内容に修正が必要になることも想定される
- 「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の目標との整合性に留意
- 利用者情報の適切な保護に加え、情報の適切な利活用をしやすくなるような環境を整備するという観点に留意
- 以上の検討の際には、以下の観点も考慮
  - ① 国際的なサービス展開への対応・国際的な整合性
  - ② 法令と自主規制等の組合せ
  - ③ 民事法上の扱い
  - ④ 金融に関する基本的概念・ルールの横断化
- このほか、参入ルールの横断化・柔構造化も論点となり得る

## 自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成30年1月24日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	秋 田 進	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大 知 久 一	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	大 野 澄 子	弁護士
	鈴 木 共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	村 山 美 彦	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	山 本 眞 弓	弁護士
	唯 根 妙 子	一般財団法人日本消費者協会専務理事
	特別委員	桑 山 雄 次
野 尻 俊 明		流通経済大学学長
堀 本 修 平		損害保険料率算出機構専務理事
松 本 純 一		公益社団法人日本医師会常任理事
矢 代 隆 義		一般社団法人日本自動車連盟会長

(敬称略・五十音順)



平成30年1月24日  
 金融庁

## 第138回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 平成30年1月24日午前10時00分から第138回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
- 第138回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された平成29年度料率検証結果による損害率(※)は、次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	平成29年度	平成30年度
前回(平成29年4月) 改定時予定損害率	105.9	
平成29年度検証結果 による損害率	104.5	104.0

(※) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

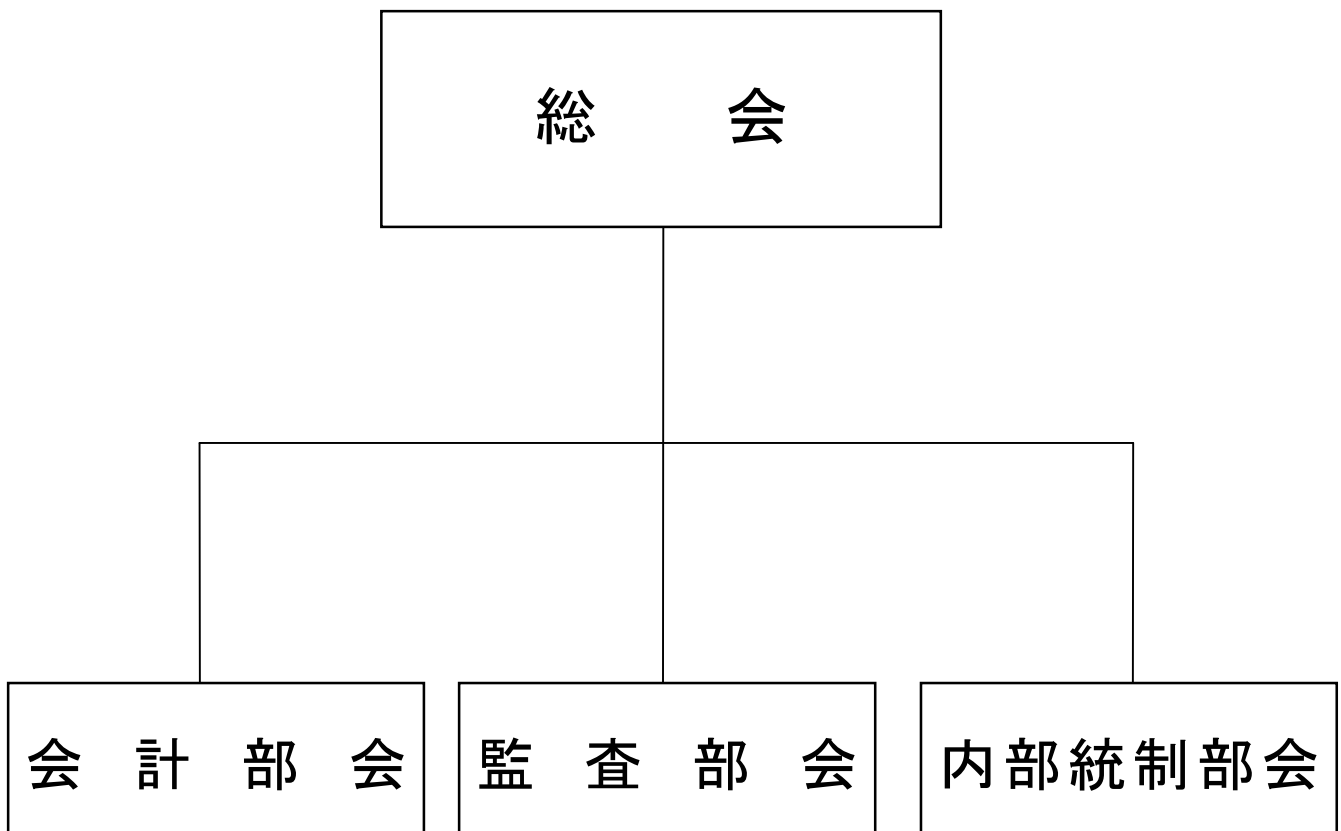
- 平成29年4月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は平成29年度で▲1.3%、平成30年度で▲1.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされました。

(参考) 議事要旨及び議事録については、後日公表します。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
 監督局保険課(内線 3375、3342)

## 企業会計審議会の組織



## 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成30年6月27日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁消費者教育・地方協力課長		尾原 知 明
国民生活センター相談情報部長		保木口 知子
東京都消費生活総合センター所長		戸澤 互
日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長		諏訪 要一
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ		大出 友記子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会主任研究員		樋山 昌子
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		西村 寿一
信託協会事務局長兼信託相談所長		高桑 信之
生命保険協会生命保険相談所事務局長		高橋 正国
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		村田 嘉宏
保険オンブズマン専務理事		小野 幸則
日本少額短期保険協会専務理事		小泉 武彦
証券・金融商品あっせん相談センター長		三 森 肇
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		遠藤 清一
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		阿部 吉邦
全国信用組合中央協会しんくみ相談所長		加藤 英夫
全国労働金庫協会法務部長		菅谷 宏行
日本商品先物取引協会相談センター長		原田 孝司
農林中央金庫総合企画部部长 (農漁協系統金融機関代表)		関口 浩二
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長		山口 真紀子
日本資金決済業協会事務局長		永澤 修
(弁護士)		
東京合同法律事務所		坂 勇一郎
西村あさひ法律事務所		森 倫 洋
(学識経験者)		
【座長代理】 一般社団法人 アジア資本市場協議会 代表理事		犬飼 重仁
東京大学大学院法学政治学研究科教授		沖野 眞已
一般社団法人メディエーターズ代表理事		田中 圭子
上智大学法科大学院教授		森下 哲朗
【座長】 一橋大学大学院法学研究科教授		山本 和彦
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長		佐藤 則夫
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長		岡根 恵二
金融庁監督局総務課長		堀本 善雄
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		高津戸 拓也
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		高橋 靖
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長		佐藤 将年
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		牛山 智弘
農林水産省経営局金融調整課経営専門官		鈴木 裕
		[計37名]
(事務局)		
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長		西原 浩
		[合計38名]
		(敬称略、順不同)

## 第54回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成30年1月11日（木） 10:00～12:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

### 議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成29年度上半期）

IV. 高齢者・障害者事案への対応

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第12・13回）」の概要報告

VII. 閉会

# 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成29年4月1日～平成29年9月30日)

## 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	199	524	▲27%	723	551	172	0	378	55	0	49	0	69	551	217	187	113	34	551
信託協会	1	3	皆増	4	2	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2
生命保険協会	270	530	5%	800	524	276	0	298	193	0	3	0	30	524	157	182	144	41	524
日本損害保険協会	1,522	1,898	▲15%	3,420	1,986	1,434	0	1,712	96	0	150	0	28	1,986	505	763	331	387	1,986
保険オンブズマン	46	153	▲1%	199	148	51	8	67	11	0	60	1	1	148	44	76	25	2	147
日本少額短期保険協会	16	45	15%	61	45	16	0	27	12	0	1	0	5	45	18	17	6	4	45
証券・金融商品 あっせん相談センター	29	376	▲28.8%	405	369	36	0	306	63	0	0	0	0	369	291	65	13	0	369
日本貸金業協会	5	20	▲38%	25	21	4	0	18	3	0	0	0	0	21	14	5	2	0	21
合計	2,088	3,549	▲16%	5,637	3,646	1,991	8	2,808	433	0	263	1	133	3,646	1,246	1,296	635	468	3,645

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

# 指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成29年4月1日～平成29年9月30日)

## 2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	88	62	▲30%	150	86	64	48	1	32	0	5	0	0	0	86	0	8	31	47	86		
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生命保険協会	198	203	22%	401	162	239	11	34	114	0	3	0	0	0	162	6	24	93	39	162		
日本損害保険協会	206	216	▲19%	422	241	181	94	5	126	0	14	0	0	2	241	2	55	123	61	241		
保険オンブズマン	11	10	▲29%	10	13	8	10	0	3	0	0	0	0	0	13	0	3	8	2	13		
日本少額短期保険協会	2	12	▲8%	14	10	4	0	4	5	1	0	0	0	0	10	1	8	1	0	10		
証券・金融商品 あっせん相談センター	37	63	▲13%	100	70	30	38	0	30	0	1	0	0	1	70	2	41	27	0	70		
日本貸金業協会	3	10	増減なし	13	11	2	6	0	4	0	1	0	0	0	11	0	8	3	0	11		
合計	545	576	▲9%	1,110	593	528	207	44	314	1	24	0	0	3	593	11	147	286	149	593		

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

## 第55回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成30年6月27日（水） 10:00～12:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

### 議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成29年度）

IV. 迅速かつ誠実な苦情処理に向けた指定紛争解決機関の役割

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第14回、第15回）」の概要報告

VII. 閉会

# 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

## 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	199	1,053	▲23%	1,252	1,070	182	0	749	115	0	83	0	123	1,070	453	326	223	68	1,070
信託協会	1	5	400%	6	5	1	0	5	0	0	0	0	0	5	0	1	4	0	5
生命保険協会	275	1,019	▲2%	1,294	1,046	248	0	593	368	0	6	0	79	1,046	289	358	292	107	1,046
日本損害保険協会	1,522	3,922	▲11%	5,444	4,035	1,409	0	3,476	189	0	312	0	58	4,035	998	1,512	687	838	4,035
保険オンブズマン	46	334	8%	380	312	68	21	152	24	0	113	1	1	312	103	151	53	4	311
日本少額短期保険協会	16	72	▲10%	88	75	13	0	45	21	0	1	0	8	75	25	31	11	8	75
証券・金融商品 あっせん相談センター	29	788	▲22%	817	757	60	0	638	119	0	0	0	0	757	601	121	31	4	757
日本貸金業協会	5	41	▲44%	46	41	5	0	35	5	0	1	0	0	41	30	5	6	0	41
合計	2,093	7,234	▲13%	9,327	7,341	1,986	21	5,693	841	0	516	1	269	7,341	2,499	2,505	1,307	1,029	7,340

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。



# 指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

## 2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	88	128	▲34%	216	159	57	80	1	69	0	9	0	0	0	159	0	24	54	81	159		
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生命保険協会	198	375	6%	573	358	215	22	89	240	0	7	0	0	0	358	9	43	185	121	358		
日本損害保険協会	206	407	▲19%	613	446	167	184	6	222	0	28	0	0	6	446	7	109	215	115	446		
保険オンブズマン	11	29	▲9%	40	28	12	13	2	13	0	0	0	0	0	28	0	7	17	4	28		
日本少額短期保険協会	2	21	▲13%	23	18	5	0	7	7	4	0	0	0	0	18	3	11	4	0	18		
証券・金融商品 あっせん相談センター	37	119	▲17%	156	137	19	78	0	56	0	2	0	0	1	137	2	82	53	0	137		
日本貸金業協会	3	12	▲29%	15	12	3	7	0	4	0	1	0	0	0	12	0	8	4	0	12		
合計	545	1,091	▲14%	1,636	1,158	478	384	105	611	4	47	0	0	7	1,158	21	284	532	321	1,158		

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

# 資料6-2-1 「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

## ◆ FinTechの推進等

### ✓ ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進

- IT技術を活用して、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う取組(RegTech)として、ブロックチェーン技術等を用いて金融機関が共同で本人確認手続を行うためのインフラ構築に向けた検討

### ✓ 金・商流連携等に向けたインフラの整備

- 金融EDI活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化  
(全銀EDIシステムの稼働・送金電文の全面的XML化、手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化等)

### ✓ イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

- 業態ごとの金融・商取引関連法制を機能別・横断的な法制に見直すことに関して、法整備に向けた基本的な考え方につき、本年度中に中間整理の取りまとめを目指す

## ◆ 投資促進、コーポレートガバナンス改革等

### ✓ コーポレートガバナンス改革

- コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討

### ✓ 情報開示、会計・監査の質の向上

- 企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施
- 国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大の促進、監査に関する情報提供の充実に向けた取組の検討

# 「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

## ✓ 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

- 「顧客本位の業務運営」の確立と定着
  - 金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等を通じた、金融機関の取組みの「見える化」の推進
- 家計の安定的な資産形成の促進
  - 官民における「職場つみたてNISA」の導入の促進
- 高齢社会における金融サービスのあり方の検討
  - 金融機関による、老後の資産の有効活用に適した商品等の提供、高齢者が安心して資産を有効活用できる環境整備

## ◆ 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

### ✓ 金融仲介機能の適切な発揮

- 金融機関が、担保・保証に過度に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す

### ✓ 人材・ノウハウ支援の強化

- 地域経済活性化機構(REVIC)や日本人材機構による人材・ノウハウ支援を通じた地域金融機関の企業支援能力の強化

### ✓ 競争の在り方の検討

- 地域における人口減少等による需要減少等、経済・社会構造が大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る

# 平成30年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成29年12月  
金融庁



# 1. 家計の安定的な資産形成の実現

## ◆NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現<sup>〔金融庁〕</sup>

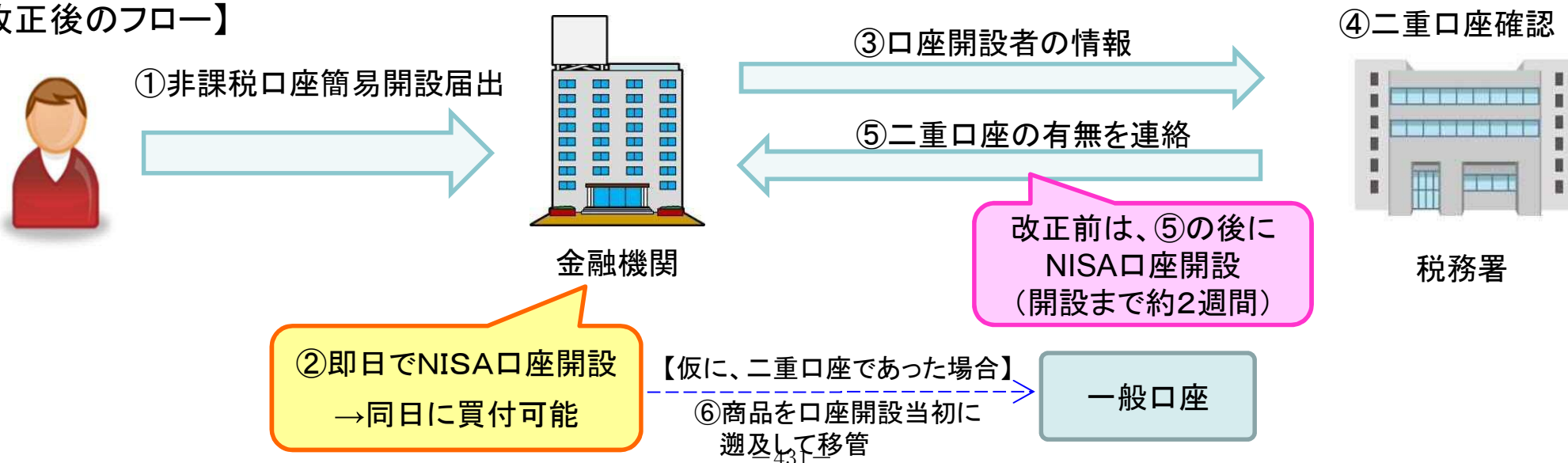
### 【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,090万口座、買付金額が約11.2兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(一般NISA:平成29年6月末時点)。
- 一方、口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、稼働率の向上には課題。
- この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず(二重口座でないことの確認が必要)、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる。

### 【大綱の概要】

- NISA口座を即日で開設し、同日に買付けることを可能とする。
  - ・ 税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。
  - ・ 税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡。仮に、二重口座であった場合には、金融機関は、NISA口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。

### 【改正後のフロー】



# ◆NISAにおける非課税期間終了時の対応<sup>〔金融庁〕</sup>

## 【現状及び問題点】

○ 一般NISAの場合、保有から5年が経ち非課税期間が終了した後、顧客は引き続き非課税枠を使って投資を行うこと(ロールオーバー)ができるが、ロールオーバーを希望しない場合には、保有商品は課税口座へ移管される。課税口座には一般口座と特定口座(※)があるが、現行では特に意思表示をしない限り一般口座に移管されてしまう(つみたてNISA等も同様)。

(※)一般口座：顧客が「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。

特定口座：金融機関が「年間取引報告書」を作成、源泉徴収を行う(源泉徴収とせず、顧客が確定申告することも可)。

(※)全口座(残高のあるもの)のうち、特定口座は全体の4分の3程度。また、いったん一般口座に入れた商品は、その後特定口座への移管は出来ない。

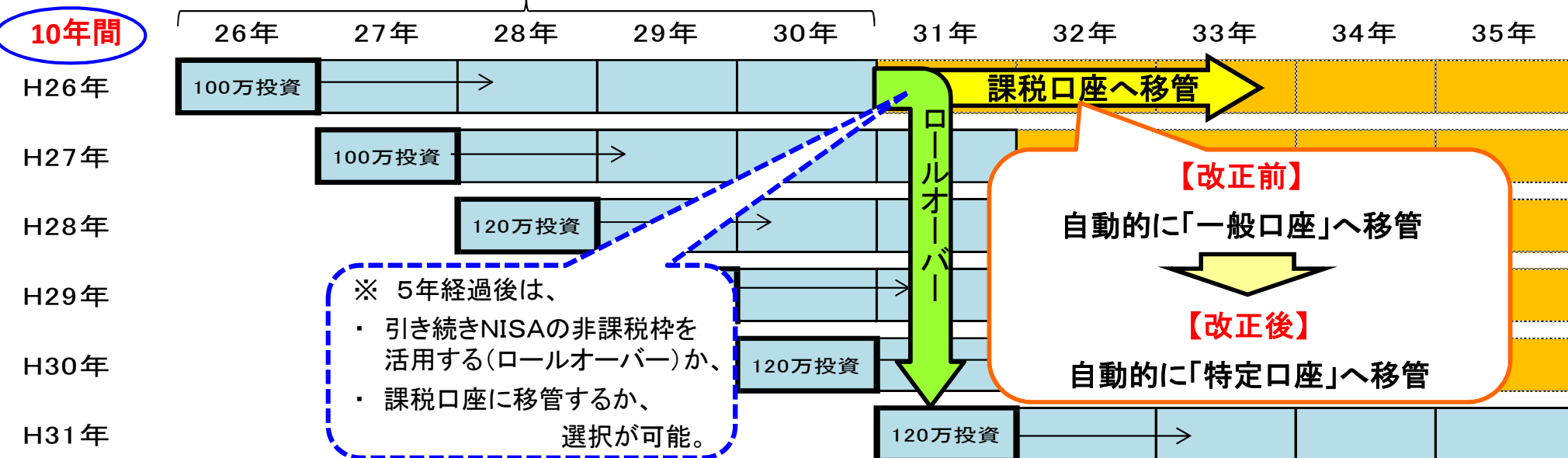
## 【大綱の概要】

○ 非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続きを経ずに当該特定口座に移管されることとする。(別途の届出により、一般口座に移管することも可能。)

H26年から

10年間

非課税期間5年間



## ◆公募投資信託等の内外二重課税の調整 [金融庁主担、国交省が共同要望]

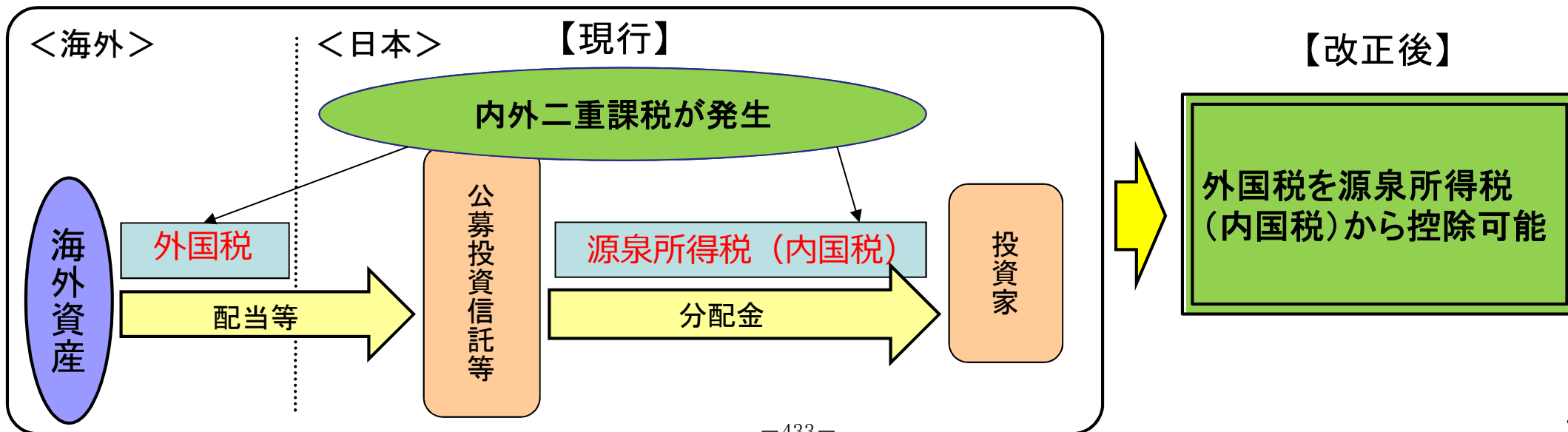
### 【現状及び問題点】

- 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。
- 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。



### 【大綱の概要】

- 内外での二重課税が生じないように、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする調整措置を講ずる。





## ◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農水省・経産省が共同要望]

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

### 【大綱(検討事項)】

- デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

#### 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

## 2. 金融のグローバル化への対応

## ◆外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置<sup>[金融庁]</sup>

### 【現状及び問題点】

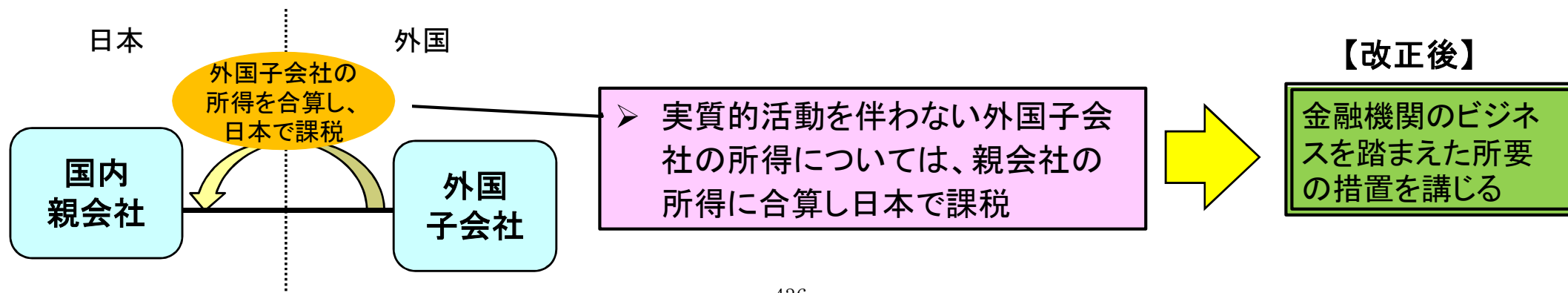
- 外国子会社合算税制(Controlled Foreign Company Taxation、CFC税制)とは、国内の親会社の所得を実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることによる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 平成29年度税制改正において、CFC税制については、日本企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しが行われたが、海外の様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて、本年度も引き続き検討することが必要。

※ 例えば、海外の金融持株会社については、租税回避目的がないにも関わらず、外国政府の出資規制のため合算対象となってしまうケースがあり、このような場合について所要の措置を講じる必要がある。

### 【大綱の概要】

- 外国金融持株会社が、その会社が所在する国の出資規制により株式を50%超保有できない場合について、CFC税制の合算対象とならないよう所要の措置を講じる。
- 英国ロイズ市場等においては、外国金融子会社等の該当要件について特例的な措置を講じる。等

### 【CFC税制の概要】



## ◆店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長〔金融庁〕

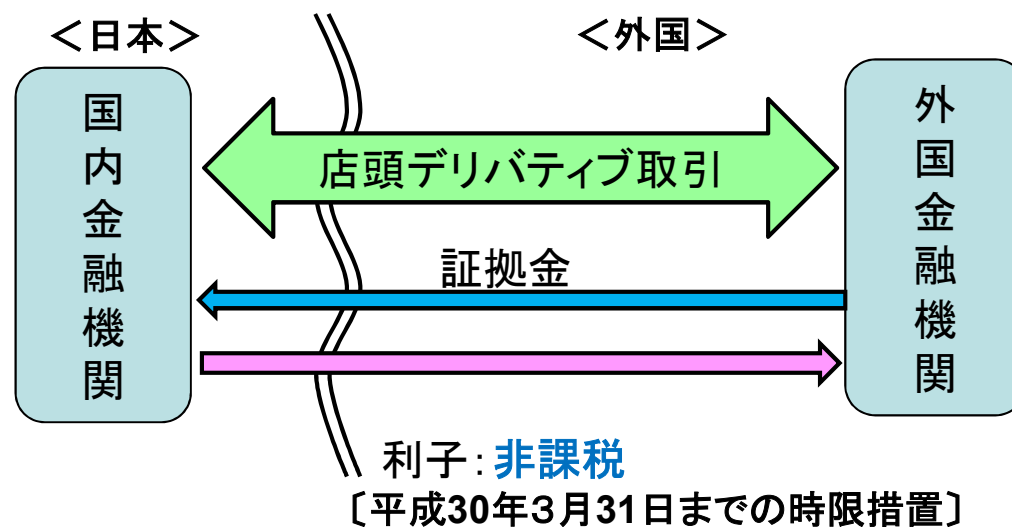
### 【現状及び問題点】

- 金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付するのが通例。
- 諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、わが国では源泉徴収の対象とされていた。
- このため、諸外国とのイコールフットイングを図る観点から、平成27年度税制改正において、外国金融機関が国内金融機関に差入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられたものの、平成30年3月31日までの時限措置とされているところ。

### 【大綱の概要】

- 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税措置の適用期限を、3年（平成33年3月31日まで）延長する。

### 【現行】



### 【改正後】

〔平成33年3月31日まで適用期限を延長〕

### **3. その他の重要項目**

# ◆生命保険料控除制度の拡充<sup>〔金融庁〕</sup>

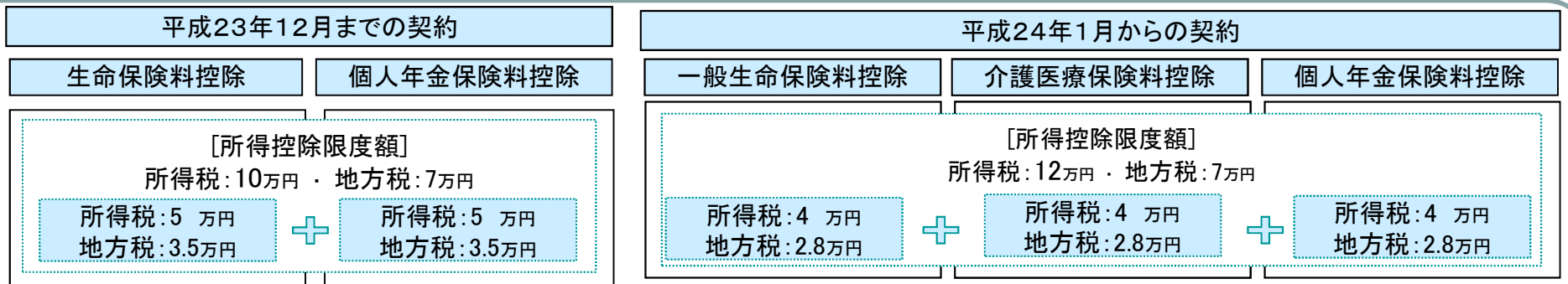
## 【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要

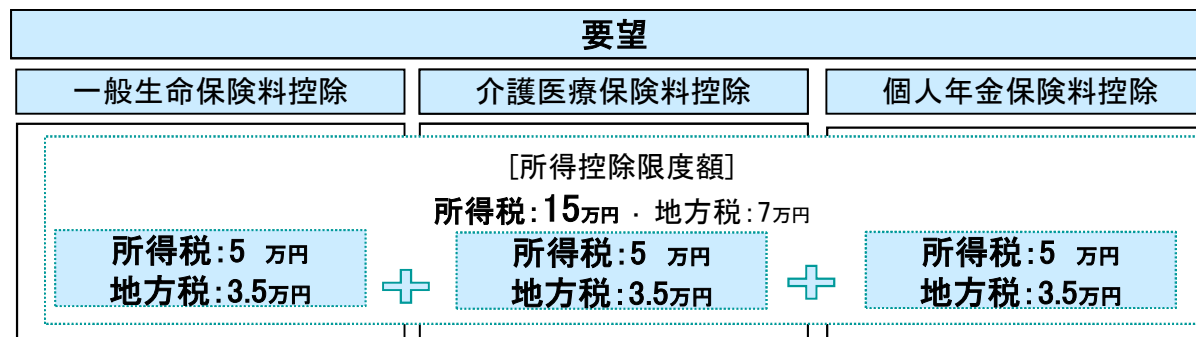
## 【大綱の概要】

- 老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

### 【現行制度】



### 【要望する制度】



## 4. その他の要望項目

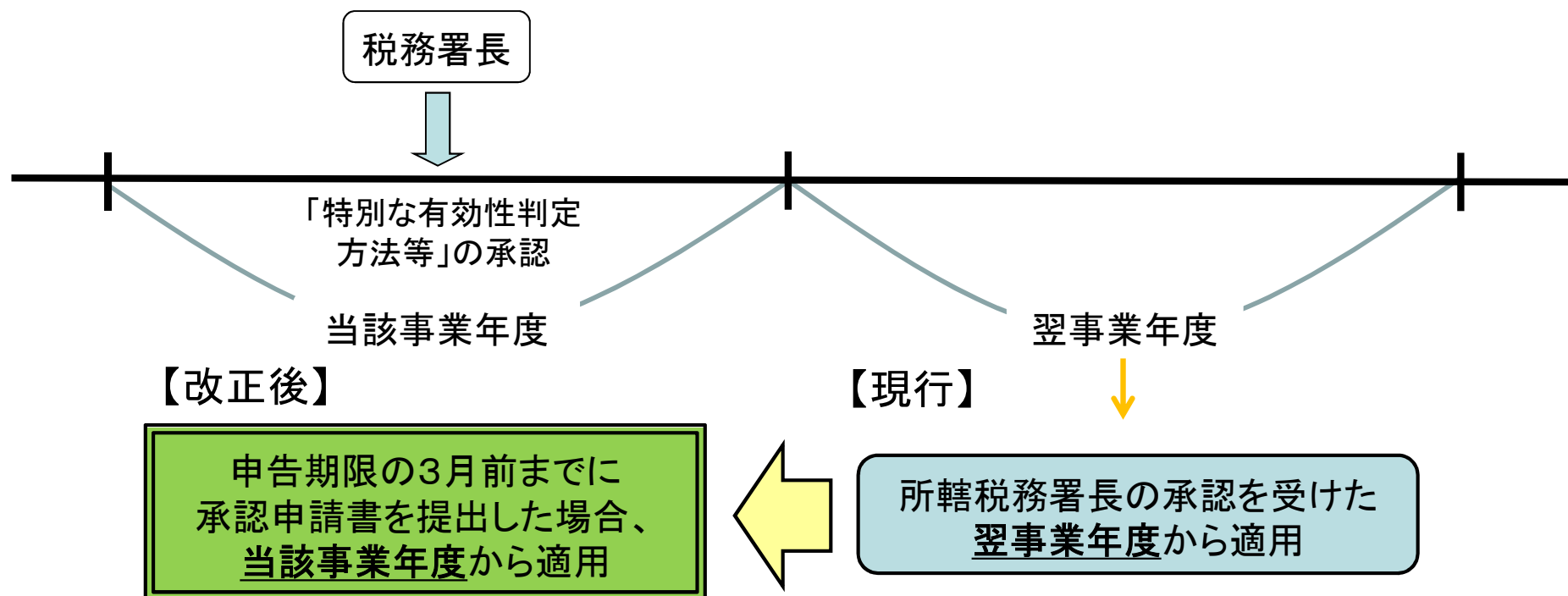
## ◆ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し<sup>[金融庁]</sup>

### 【現状及び問題点】

- 常時多数のデリバティブ取引等を行う法人(金融機関等)においては、税務上のヘッジ処理の適用要件である「有効性判定」について、所轄税務署長の承認を条件に「特別な有効性判定方法等」の適用が認められているところ。
- しかしながら、当該適用開始時期については、所轄税務署長の承認を受けた翌事業年度となっており、即時のリスク管理を求める企業活動の実態に即したものとはなっていない。

### 【大綱の概要】

- 「特別な有効性判定方法等」について、承認申請書の提出期限を「適用を受けようとする最初の事業年度の申告期限の3月前の日」とした上で、当該事業年度から適用できることとする。





## ◆外国証券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等<sup>〔金融庁〕</sup>

### 【現状及び問題点】

- 消費税法上、資産の譲渡に係る消費税の内外判定については、原則、当該資産の所在地で判定することとなっているが、無券面の外国証券等の譲渡については、その内外判定基準が不明確との指摘がある。

(注)無券面の外国証券等の譲渡が国内取引(非課税売上)となる場合には、仕入税額控除が減少(課税売上割合が低下)し、消費税の納付額が増加する可能性がある。

### 【大綱の概要】

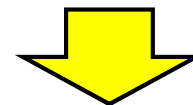
- 振替機関又はこれに類する外国の機関(以下「振替機関等」という。)が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定する。
- 上記以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定する。

### ～消費税の取引区分～

国内取引(課税対象)	国外取引(課税対象外)
課税売上 (手数料等)	
非課税売上 (金利・有価証券の譲渡対価等)	<u>不課税</u>
無券面の 外国証券等の譲渡	無券面の 外国証券等の譲渡

### 【現行】

無券面の外国証券等の譲渡  
について、内外判定基準が  
不明確との指摘



### 【改正後】

振替機関等が国外にある場合、  
国外取引(不課税)である旨を  
明確化

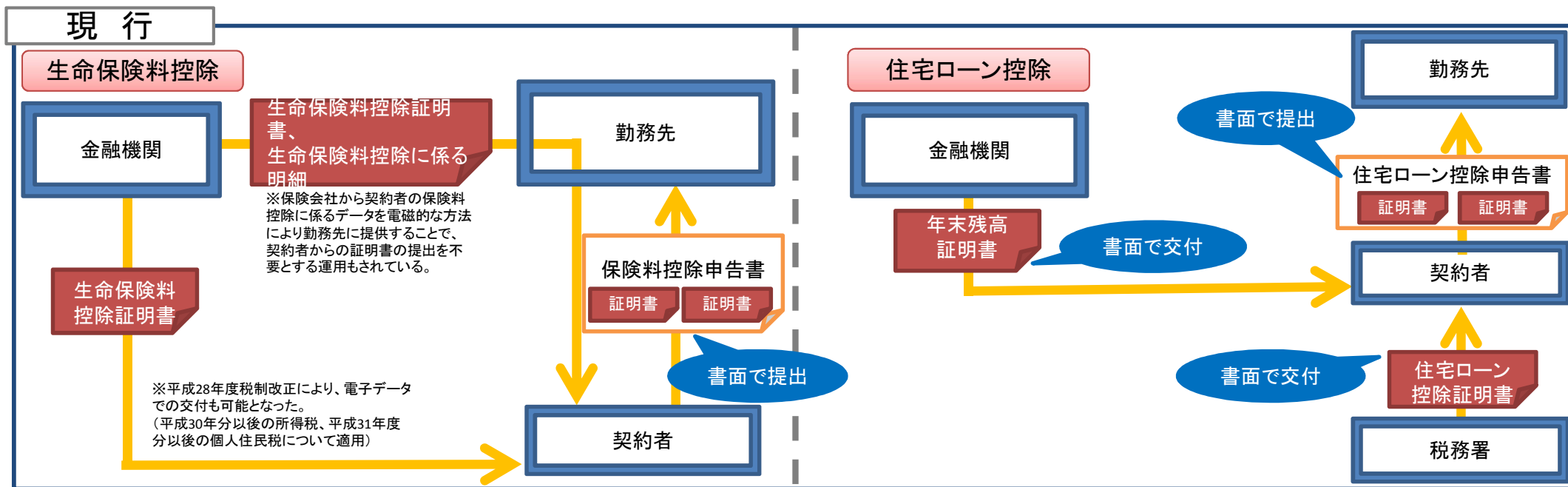
# ◆生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化 [金融庁主导、財務省が共同要望]

## 【現状及び課題】

- 生命保険料控除や住宅ローン控除等の手続(金融機関から契約者への証明書の交付、契約者による勤務先への書類提出等)は書面で行われている。

## 【大綱の概要】

- 金融機関から契約者に交付する証明書を電子化(引き続き、書面による交付も可能)。
- 契約者から勤務先に提出する申告書・証明書を電子化(引き続き、書面による提出も可能)。



## 改正後

書面での交付・提出部分(上記 箇所)について、いずれも電子データでの手続も可能とする。

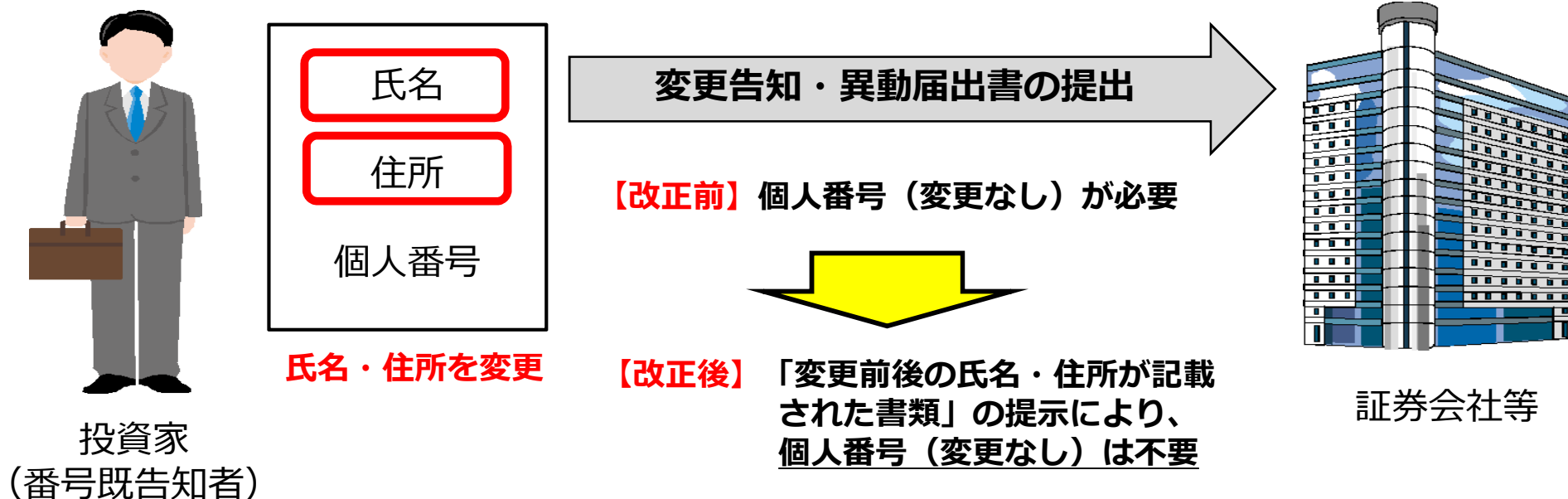
## ◆マイナンバーの利用に関する手続きの簡素化<sup>〔金融庁〕</sup>

### 【現状及び課題】

- 変更告知又は異動届出書の提出には、変更のあった氏名・住所だけでなく、個人番号(変更なし)も必要となる

### 【大綱の概要】

- 証券口座等に関して、投資家はその氏名又は住所を変更する場合の手続きについて、「変更前後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類」を提示すれば、個人番号の告知等を要しないこととする。



## ◆相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し〔金融庁〕

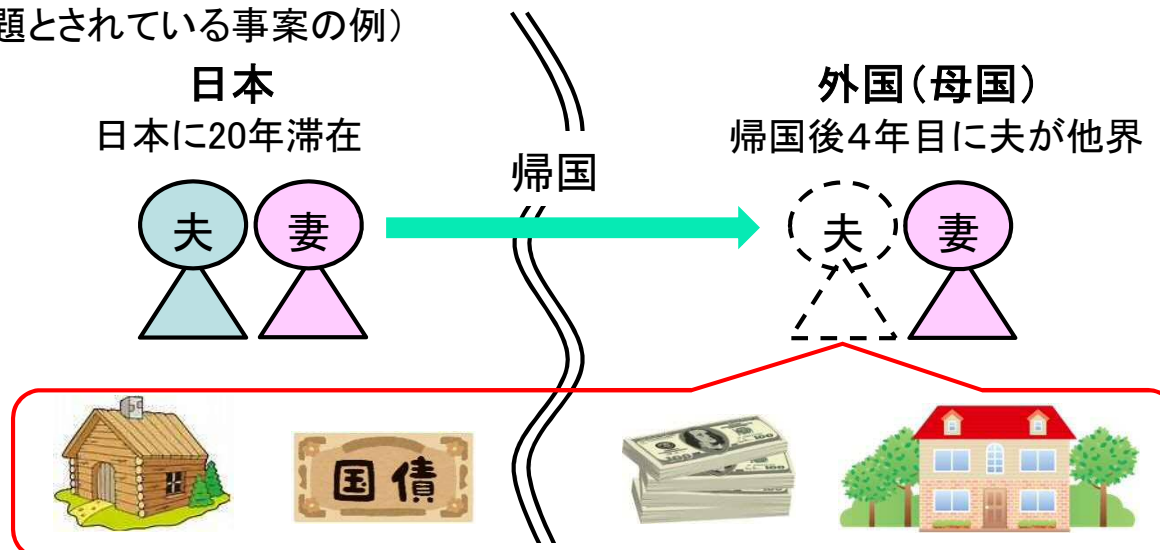
### 【現状及び問題点】

- 平成29年度税制改正において、高度外国人材の受入れ促進の観点から、短期滞在外国人（滞在期間が15年中10年以下である外国人）に係る相続については、相続税の課税対象を全世界財産から国内財産に限定する改正が行われた。
- これと併せて、住所を国外に移転することによる租税回避を抑制する観点から、長期滞在外国人（滞在期間が15年中10年超である外国人）に係る相続については、日本を離れた後も最長5年間は、全世界財産（改正前は国内財産のみ）に課税されることとなった。
- このため、日本を離れた後に日本と本国の双方で相続税が課されること（国際的な二重課税）に対する懸念が強まっている。

### 【大綱の概要】

- 一時的に国外に住所を移した後に贈与を行う場合を除き、日本に長期間住所を有していた外国人が、出国後に行った相続・贈与については原則として国内財産のみを課税対象とする。

【現行】（問題とされている事案の例）



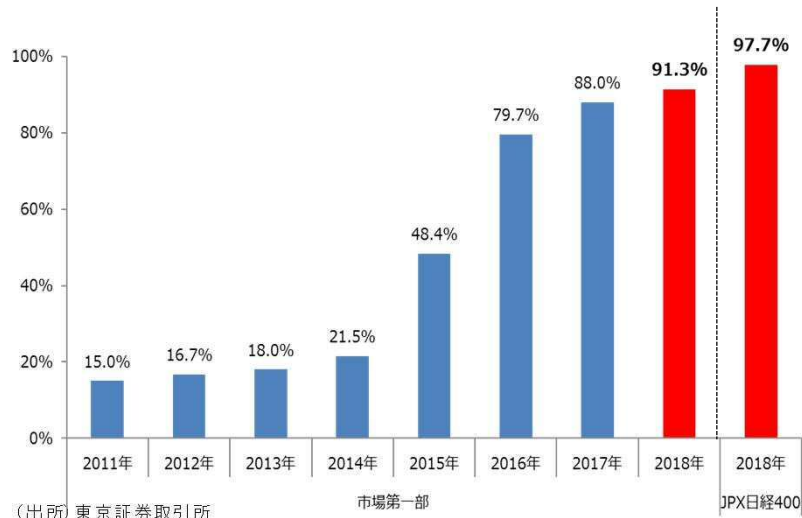
日本にある財産だけでなく、外国にある財産も相続税の対象

### 【改正後】

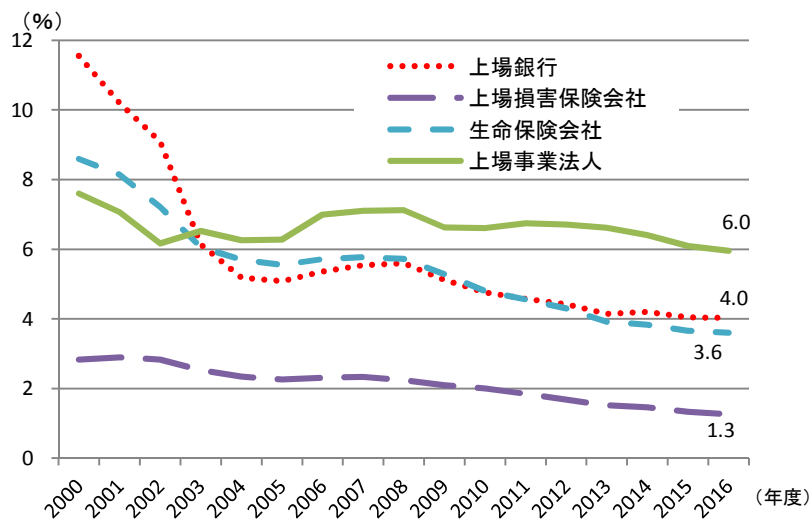
原則として、出国後に発生した外国人間の相続・贈与については、国内財産のみに課税

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況

## 2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業 (東証第一部)の比率推移



## 保有主体別に見た株式持ち合い比率の内訳 (時価ベースの比率)



(資料) 野村證券 (注) 上場会社及び保険会社が保有する他の上場会社株(時価ベース)の、市場全体の時価総額に対する比率(ただし、子会社、関連会社株式を除く)。

## 3メガバンクグループ等の政策保有株式の縮減

<2015年11月13日公表>

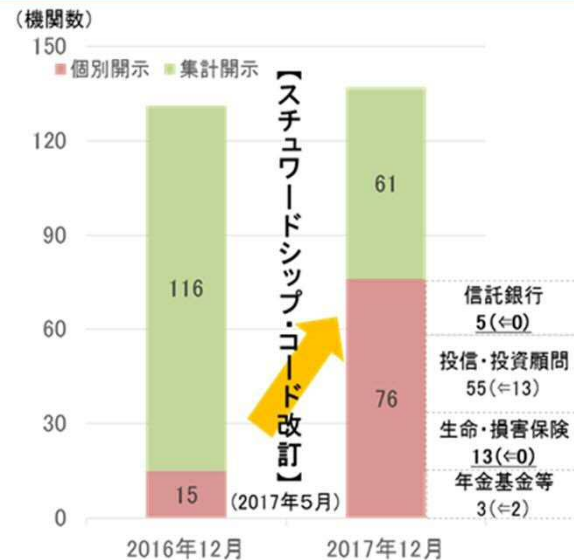
	15/3末残高 (取得原価)	当面の削減 目標額	期間
三菱UFJ	2.8兆円	8,000億円 (約3割)	5年程度
みずほ	2.0兆円	5,500億円 (約3割)	3年半程度
三井住友	1.8兆円	5,000億円 (約3割)	5年程度

<2016年5月18日公表>

	16/3末残高 (取得原価)	当面の削減 目標額	期間
三井住友 トラスト	0.7兆円	2,000億円 (約3割)	5年程度

(資料) 各社公表資料等に基づき、金融庁作成。

## 機関投資家による議決権行使結果の公表状況



(資料) ステewardシップ・コード改訂に伴う公表項目の更新を行った旨の連絡があった機関のウェブサイト等より、金融庁作成(2017年12月11日時点)。

# スチュワードシップ・コードの受入れ状況

□ スチュワードシップ・コードを受け入れている229の機関投資家のうち、**企業年金は12基金**(本年、新たに5基金が受入れを表明)。

## コードの受入れを表明した機関投資家数

2018年6月末時点

業態	機関投資家数
信託銀行等	6
投信・投資顧問会社等	163
生命保険会社	18
損害保険会社	4
年金	31
公的年金等	14
企業年金連合会	1
企業年金基金	12
海外年金等	4
その他(議決権行使助言会社他)	7
計	229

## (参考) 主な年金の国内株式運用額

[単位:兆円]

主な公的年金小計	46.9
GPIF	35.2
地方公務員共済組合連合会	5.7
全国市町村共済組合連合会	2.4
公立学校共済組合	0.9
警察共済組合	0.6
東京都職員共済組合	0.1
国家公務員共済組合連合会	1.2
日本私立学校振興・共済事業団	0.8
企業年金連合会	1.7
企業年金小計	8.0
厚生年金基金[総数110]	2.1
確定給付企業年金 [基金型705、規約型12,873]	5.9

スチュワードシップ・コード受入れ済

スチュワードシップ・コード受入れは12基金

### スチュワードシップ・コードを受け入れている企業年金

あいおいニッセイ同和企業年金基金	三井住友海上企業年金基金
エーザイ企業年金基金	三井住友銀行企業年金基金
NTT企業年金基金	三井住友信託銀行企業年金基金
セコム企業年金基金	三菱UFJ銀行企業年金基金
パナソニック企業年金基金	三菱UFJ信託銀行企業年金基金
みずほ企業年金基金	りそな企業年金基金

(出所) 公的年金の運用額: 格付投資情報センター「年金情報」(2017年3月末時点)

企業年金連合会及び企業年金の運用額: 厚生労働省・企業年金連合会「スチュワードシップ検討会の論点整理」(2016年3月末時点)

## 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

### 第3章 生産性革命

#### 2. 企業の収益性向上・投資促進による生産性革命

##### （2）コーポレート・ガバナンス改革

- －「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組みを促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
  - ・ 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果敢な経営判断（その際、例えば、事業ポートフォリオの見直しに関する方針や実効的な見直しプロセスの確立及びその説明を促進）
  - ・ 内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用
  - ・ 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、CEOの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外取締役による実効的な監督・助言
  - ・ 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解
  - ・ 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援

**コーポレートガバナンス・コードの改訂と  
投資家と企業の対話ガイドラインの策定について**

**スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議**

**平成 30 年 3 月 26 日**



## 1. はじめに

コーポレートガバナンス改革は、2014年のスチュワードシップ・コード策定（2017年改訂）、2015年のコーポレートガバナンス・コード策定などの各般の施策により、一定の進捗が見られている。一方、現状を見ると、多くの企業において、なお経営陣による果敢な経営判断が行われていないのではないかなど様々な課題が指摘されている。また、投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものにとどまっており、企業に「気づき」をもたらす例は限られているとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議においては、平成29年10月以降、コーポレートガバナンス改革の進捗状況の検証を行ってきたが、今般、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コードの改訂を提言することとした（具体的な改訂案（以下、「コード改訂案」という。）は、別紙1のとおり）。また、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を促すため、コードの改訂にあわせ、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（以下、「対話ガイドライン」という。）の策定を提言する（具体案は、別紙2のとおり）。

## 2. コードの改訂と対話ガイドラインの策定に当たっての考え方

今回提言するコード改訂案と対話ガイドライン案についての基本的な考え方は、以下のとおりである。

### 1. 経営環境の変化に対応した経営判断

コーポレートガバナンス改革は、経営陣による果敢な経営判断を促すことを通じ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すことをねらいとしている。しかしながら、企業価値の向上に向けてガバナンス改革に取り組む企業も見られる一方、なお多くの企業において経営環境の変化に応じた果敢な経営判断が行われていないとの指摘がなされていることについては重く受け止める必要がある。例えば、日本企業においては、事業ポートフォリオの見直しが必ずしも十分に行われていないとの指摘があるが、その背景として、経営陣の資本コストに対する意識が未だ不十分であることが指摘されている。

こうした指摘を踏まえ、事業ポートフォリオの見直しなどの果敢な経営判断が重要であることや、そうした経営判断を行っていくために、自社の資本コストを的確に把握すべきことを明確化する必要があると考えられる。

## 2. 投資戦略・財務管理の方針

企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、戦略的・計画的に設備投資・研究開発投資・人材投資等を行っていくことも重要である。また、その際には、投資戦略と統合的で、資本コストを意識した適切な財務管理を行っていくことも重要である。

## 3. CEOの選解任・取締役会の機能発揮等

### 【CEOの選解任】

経営陣において、特に中心的な役割を果たすのはCEOであり、その選解任は、企業にとって最も重要な戦略的意思決定である\*。

他方、多くの企業においては、こうしたCEOの育成・選任に向けた取組みが不十分であることが指摘されており、客観性・適時性・透明性ある手続を確立していくことが必要と考えられる。例えば、CEOの選解任の基準は未だ整備が進んでおらず、後継者計画についても、取締役会による十分な監督が行われている企業は少数にとどまっている状況にある。更に、近年、指名委員会を設置する企業は増加しつつあるものの、CEOの選解任プロセスの独立性・客観性を強化する上では、指名委員会の設置・活用を更に進めていくことが重要となる。

### 【取締役会の機能発揮等】

取締役会は、CEOをはじめとする経営陣を支える重要な役割・責務を担っており、取締役会全体として適切な知識・経験・能力を備えることが求められる。

また、我が国の上場企業役員に占める女性の割合は現状3.7%にとどまっているが、取締役会がその機能を十分に発揮していく上では、ジェンダー、更には国際性の面を含む多様性を十分に確保していくことが重要である。

## 4. 政策保有株式

近年、政策保有株式は減少傾向にあるものの、事業法人による保有の減少は緩やかであり、政策保有株式が議決権に占める比率は依然として高い水準にある。

政策保有株式については、企業間で戦略的提携を進めていく上で意義がある

---

\* CEOの選解任については、これまでもフォローアップ会議において議論を行ってきており、「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」と題する意見書（平成28年2月公表）を取りまとめている。

との指摘もある一方、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘や、企業のバランスシートにおいて活用されていないリスク性資産であり、資本管理上非効率ではないかと指摘もなされている。

こうした状況を踏まえれば、政策保有株式について、投資家と企業の間で、これまで以上に深度ある対話が行われることが重要であり、企業には、個別の政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクを具体的に精査した上で、保有の適否を検証し、分かりやすく開示・説明を行うことが求められる。また、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針をしっかりと開示することも重要である。

政策保有株式をめぐるっては、保有させている側に対する規律付けの重要性も指摘されたところであり、所要のコード改訂等を提言している。

## 5. アセットオーナー

コーポレートガバナンス改革を深化させ、インベストメント・チェーンの機能発揮を促していくためには、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行っているアセットオーナーの役割が極めて重要である。

アセットオーナーのうち、公的年金においては、昨年5月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、運用機関に対して実効的なスチュワードシップ活動を求めるなどの動きが見られているが、企業年金については、必ずしも十分に取組みが進んでいない状況にある。企業年金におけるスチュワードシップ活動への関心は総じて低く、実際にこうした活動を行っている企業年金も少ないとの指摘があり、スチュワードシップ・コードを受け入れている企業年金は9基金にとどまっている。また、企業年金においては、スチュワードシップ活動を含めた運用に携わる人材が質的・量的に不足しているのではないかと指摘もなされている。

こうした課題については、一義的には企業年金自体において対処されるべきものであるが、母体企業においても、企業年金の運用が従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるよう、自ら主体的に人事面や運営面における取組みを行うことが求められる。我が国の企業年金は1万を超え、形態や規模も様々であるが、こうした取組みが進められることにより、企業年金における運用の専門性が高まるとともに、スチュワードシップ・コードの受入れが広がり、実効的なスチュワードシップ活動が進められていくことを期待したい。

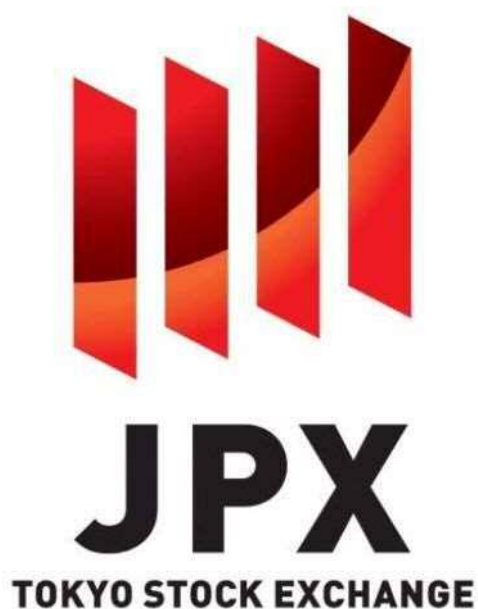
### 3. おわりに

フォローアップ会議としては、今回提言した案に沿って、速やかに東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われ、金融庁において対話ガイドラインが策定されることを期待するものである。

<以 上>

# コーポレートガバナンス・コード

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～



2018年6月1日

株式会社東京証券取引所

## コーポレートガバナンス・コードについて

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

## 基本原則

### 【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。  
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。  
少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。  
取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。  
その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

### 【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。



## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

**【原則 1-1. 株主の権利の確保】**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 1-1 ① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1 ② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。
- 1-1 ③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

**【原則 1-2. 株主総会における権利行使】**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

**補充原則**

- 1-2 ① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2 ② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。
- 1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

**【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

**【原則1-4. いわゆる政策保有株式】**

上場会社が**いわゆる政策保有株式**として上場株式を保有する場合には、**政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。**また、毎年、取締役会で**主要な、個別の政策保有株式についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。****保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。**

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための**具体的な基準を策定・開示すし、その基準に沿った対応を行うべきである。**

**補充原則**

- 1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。
- 1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

**【原則 1-5. いわゆる買収防衛策】**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**補充原則**

- 1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

**【原則 1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

**【原則 1-7. 関連当事者間の取引】**

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

**【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】**

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

**【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】**

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

**補充原則**

- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

**【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 2-3① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

**【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

#### 【原則 2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

#### 補充原則

- 2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

#### 【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて定性的な説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステewardシップ・コード》を踏まえた建設的な対話にも資するものである。



### 【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

#### 補充原則

- 3-1① 上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

### 【原則 3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

#### 補充原則

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
  - (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
  - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 考え方

上場会社は、通常、会社法（平成26年改正後）が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

#### 【原則 4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

#### 補充原則

- 4-1 ① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- 4-1 ② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- 4-1 ③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画（プランニング）についての策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

#### 【原則 4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

#### 補充原則

- 4-2 ① 取締役会は、経営陣の報酬は、が持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

#### 【原則４－３．取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

#### 補充原則

4－3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

4－3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

4－3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

4－3②④ コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

#### 【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

## 補充原則

- 4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

### 【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

### 【原則4-6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

### 【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

#### 【原則 4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

#### 補充原則

- 4－8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- 4－8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

#### 【原則 4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

#### 【原則 4－10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

#### 補充原則

- 4－10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することなどにより、指

名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

**【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する適切十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

**補充原則**

4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

**【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】**

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

**補充原則**

4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

(i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること



- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

**【原則4-13. 情報入手と支援体制】**

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

**補充原則**

- 4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。
- 4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。
- 4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

**【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】**

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。

このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

#### 補充原則

- 4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。
- 4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

### 考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

#### 補充原則

- 5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。
- 5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。
- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
  - (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
  - (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
  - (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役に對する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
  - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- 5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

#### 【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、**自社の資本コストを的確に把握した上で**、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、**事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む**経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

# 投資家と企業の対話ガイドライン

金融庁

平成 30 年 6 月 1 日

## 投資家と企業の対話ガイドラインについて

本ガイドラインは、コーポレートガバナンスを巡る現在の課題を踏まえ、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたものである。機関投資家と企業との間で、これらの事項について建設的な対話が行われることを通じ、企業が、自社の経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、ひいては経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待される。

本ガイドラインは、両コードの附属文書として位置付けられるものである。このため、本ガイドラインは、その内容自体について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」を求めるものではないが、両コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」<sup>1</sup>を促すことを意図している。企業がコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する場合（各原則が求める開示を行う場合を含む）や、実施しない理由の説明を行う場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえることが期待される。

なお、コーポレートガバナンスを巡る課題やこうした課題に対処する際の優先順位は、企業の置かれた状況により差異があることから、対話に当たっては、形式的な対応を行うことは適切でなく、個々の企業ごとの事情<sup>2</sup>を踏まえた実効的な対話を行うことが重要である。

### 1. 経営環境の変化に対応した経営判断

- 1-1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための具体的な経営戦略・経営計画等が策定・公表されているか。また、こうした経営戦略・経営計画等が、経営理念と整合的なものとなっているか。
- 1-2. 経営陣が、自社の事業のリスクなどを適切に反映した資本コストを的確に把握しているか。その上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、収益力・資本効率等に関する目標を設定し、資本コストを意識した経営が行われているか。また、こうした目標を設定した理由が分かりやすく説明されているか。中長期的に資本コストに見合うリターンを上げているか。
- 1-3. 経営戦略・経営計画等の下、事業を取り巻く経営環境や事業等のリスクを的確に把握し、新規事業への投資や既存事業からの撤退・売却を含む事業ポートフォリオの組替えなど、果敢な経営判断が行われているか。その際、事業ポートフォリオの見直しについて、その方針が明確に定められ、見直しのプロセスが実効的なものとして機能しているか。

<sup>1</sup> 機関投資家と企業の建設的な対話を充実させていく観点からは、各原則を実施する場合も、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことが有益であると考えられる。

<sup>2</sup> 企業においてはグループ経営を行っている場合も多く、本ガイドラインは、そうした企業も想定して策定されている。こうした企業の事情を踏まえるに当たっては、グループとしての視点を織り込むことが想定される。

## 2. 投資戦略・財務管理の方針

- 2-1. 保有する資源を有効活用し、中長期的に資本コストに見合うリターンを上げる観点から、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた設備投資・研究開発投資・人材投資等が、戦略的・計画的に行われているか。
- 2-2. 経営戦略や投資戦略を踏まえ、資本コストを意識した資本の構成や手元資金の活用を含めた財務管理の方針が適切に策定・運用されているか。

## 3. CEOの選解任・取締役会の機能発揮等

### 【CEOの選解任・育成等】

- 3-1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果敢な経営判断を行うことができるCEOを選任するため、CEOに求められる資質について、確立された考え方があるか。
- 3-2. 客観性・適時性・透明性ある手続により、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOが選任されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した指名委員会が活用されているか。
- 3-3. CEOの後継者計画が適切に策定・運用され、後継者候補の育成（必要に応じ、社外の人材を選定することも含む）が、十分な時間と資源をかけて計画的に行われているか。
- 3-4. 会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続が確立されているか。

### 【経営陣の報酬決定】

- 3-5. 経営陣の報酬制度を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計し、適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続が確立されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した報酬委員会が活用されているか。また、報酬制度や具体的な報酬額の適切性が、分かりやすく説明されているか。

### 【取締役会の機能発揮】

- 3-6. 取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、適切な知識・経験・能力を全体として備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を十分に確保した形で構成されているか。その際、取締役として女性が選任されているか。
- 3-7. 取締役会が求められる役割・責務を果たしているかなど、取締役会の実効性評価が適切に行われ、評価を通じて認識された課題を含め、その結果が分かりやすく開示・説明されているか。

### 【独立社外取締役の選任・機能発揮】

- 3-8. 独立社外取締役として、適切な資質を有する者が、十分な人数選任されているか。また、独立社外取締役は、資本効率などの財務に関する知識や関係法令等の理解など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に実効的に寄与していくために必要な知見を備えているか。  
独立社外取締役の再任・退任等について、自社が抱える課題やその変化などを踏まえ、適切な対応がなされているか。
- 3-9. 独立社外取締役は、自らの役割・責務を認識し、経営陣に対し、経営課題に対応した適切な助言・監督を行っているか。

### 【監査役<sup>3</sup>の選任・機能発揮】

- 3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか。
- 3-11. 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

---

<sup>3</sup> 本節の趣旨は、監査委員・監査等委員についても当てはまるものである。



## 4. 政策保有株式

### 【政策保有株式の適否の検証等】

4-1. 政策保有株式<sup>4</sup>について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、分かりやすく説明されているか。

個別銘柄の保有の適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において検証を行った上、適切な意思決定が行われているか。そうした検証の内容について分かりやすく開示・説明されているか。

政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な基準が策定され、分かりやすく開示されているか。また、策定した基準に基づいて、適切に議決権行使が行われているか。

4-2. 政策保有に関する方針の開示において、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を明確化し、そうした方針・考え方に沿って適切な対応がなされているか。

### 【政策保有株主との関係】

4-3. 自社の株式を政策保有株式として保有している企業（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げていないか。

4-4. 政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行っていないか。

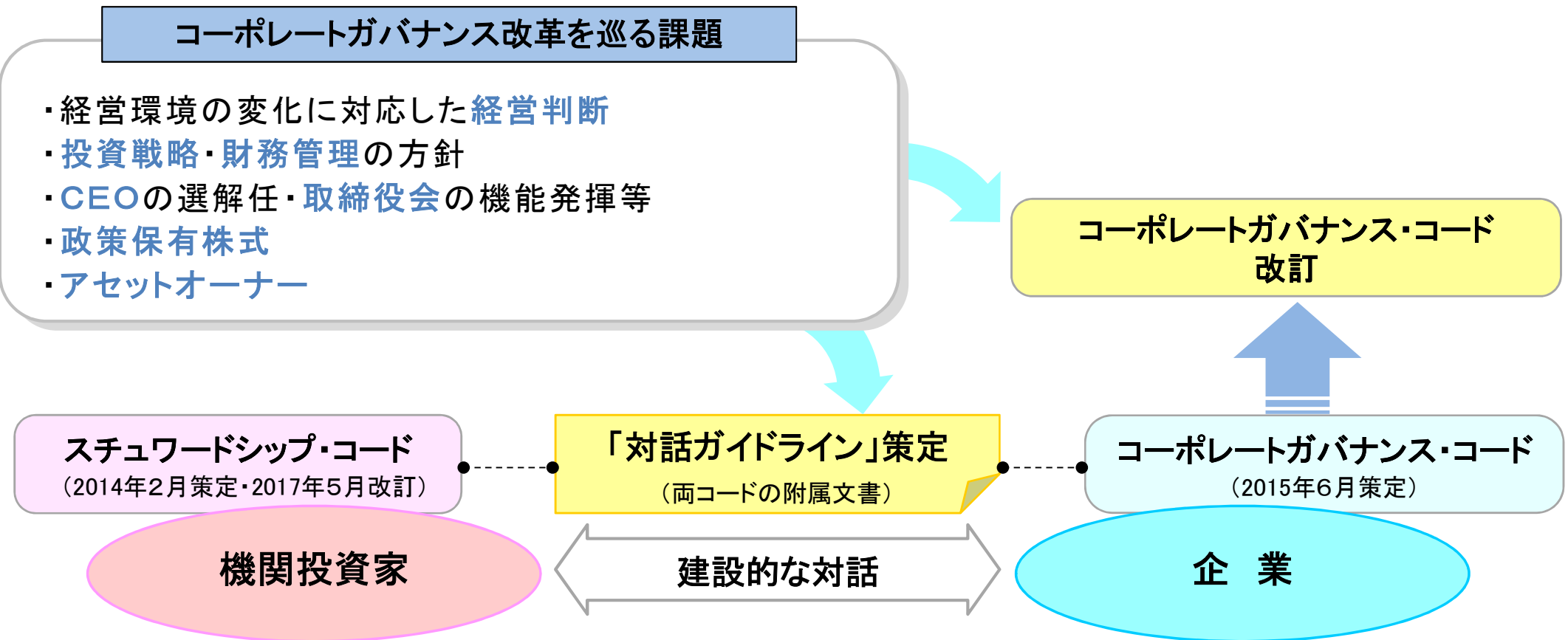
## 5. アセットオーナー

5-1. 自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか<sup>5</sup>。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。

<sup>4</sup> 企業が直接保有していないが、企業の実質的な政策保有株式となっている株式を含む。

<sup>5</sup> 対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。

- 中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革をより実効的なものとする必要がある。
- このため、コーポレートガバナンス・コードを改訂するとともに、投資家と企業の対話のためのガイドラインを策定（昨年12月8日閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」）。



コーポレートガバナンス改革を巡る課題

コーポレートガバナンス・コード改訂と  
「投資家と企業の対話ガイドライン」策定のポイント (※)

1. 経営環境の変化に対応した  
経営判断

- 事業ポートフォリオの見直しなどの果敢な経営判断とそれに基づく方針の明確化
- 自社の資本コストの的確な把握

2. 投資戦略・財務管理の方針

- 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等の実施
- 手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針の策定・運用

3. (1) CEOの選解任

- 客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任プロセスの確立 (独立した指名委員会の活用等)

3. (2) 取締役会の機能発揮等

- 取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力とジェンダー・国際性などの多様性の確保

4. 政策保有株式

- 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化

5. アセットオーナー

- 自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組み

(※) これらの主なポイントについてコーポレートガバナンス・コードを改訂。  
また、これらに関する機関投資家と企業との間の対話の実効性を高めるため「対話ガイドライン」を策定。

## 二重債務問題への対応方針

### I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

#### 旧債務

#### ① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充  
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設  
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

#### ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

#### ③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

#### 新債務

#### ① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

#### ② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

#### ③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

#### ④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

#### ⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

### II. 個人住宅ローン向け対応

#### 旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

#### 新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

### III. 金融機関向け対応

#### ① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

#### ② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

## 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

### 1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

### 2. ガイドラインの内容(概要)

#### (1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

#### (2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

#### (3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。  
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

#### (4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

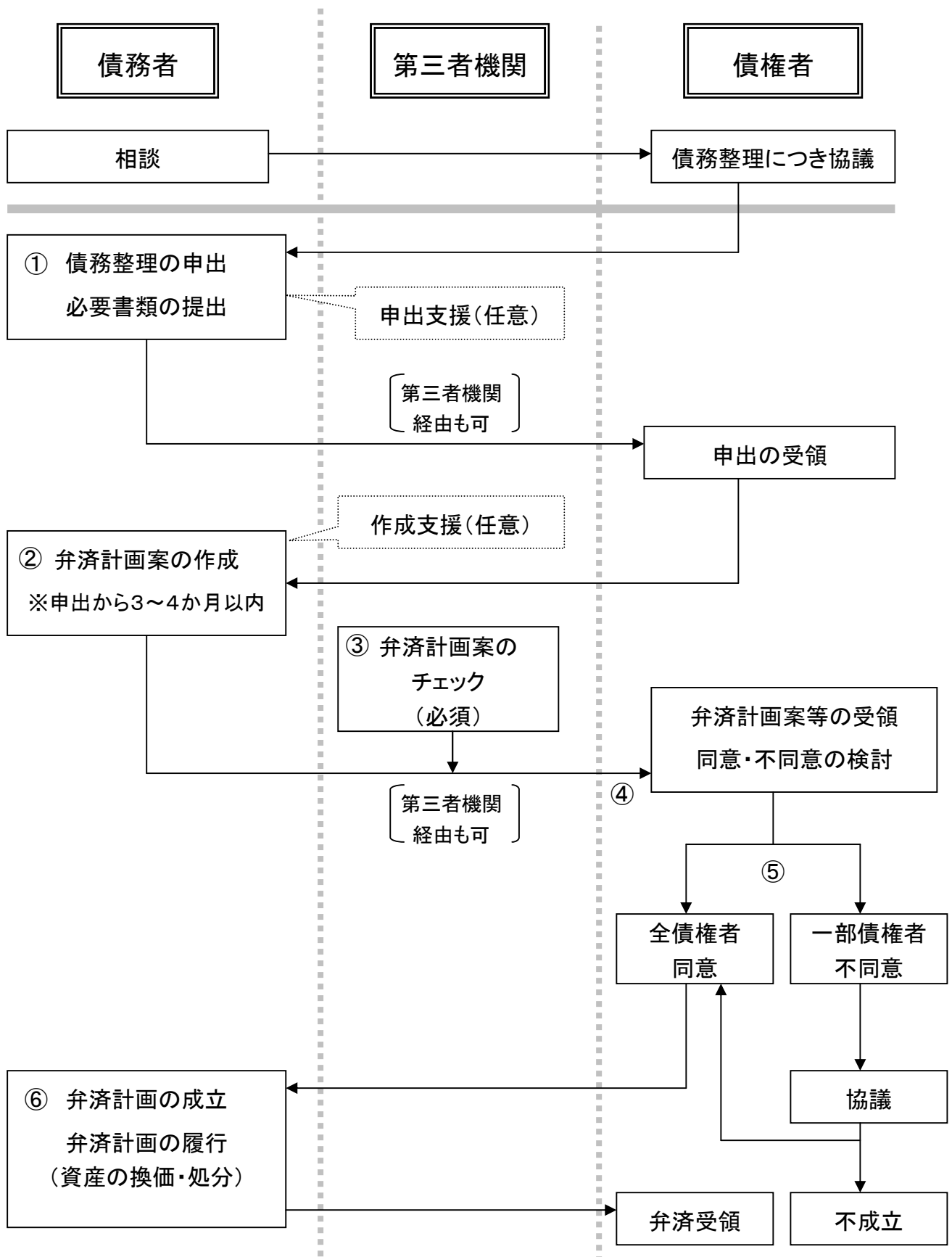
#### (5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

### 3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

### 【ガイドライン/手続の流れ(概要)】

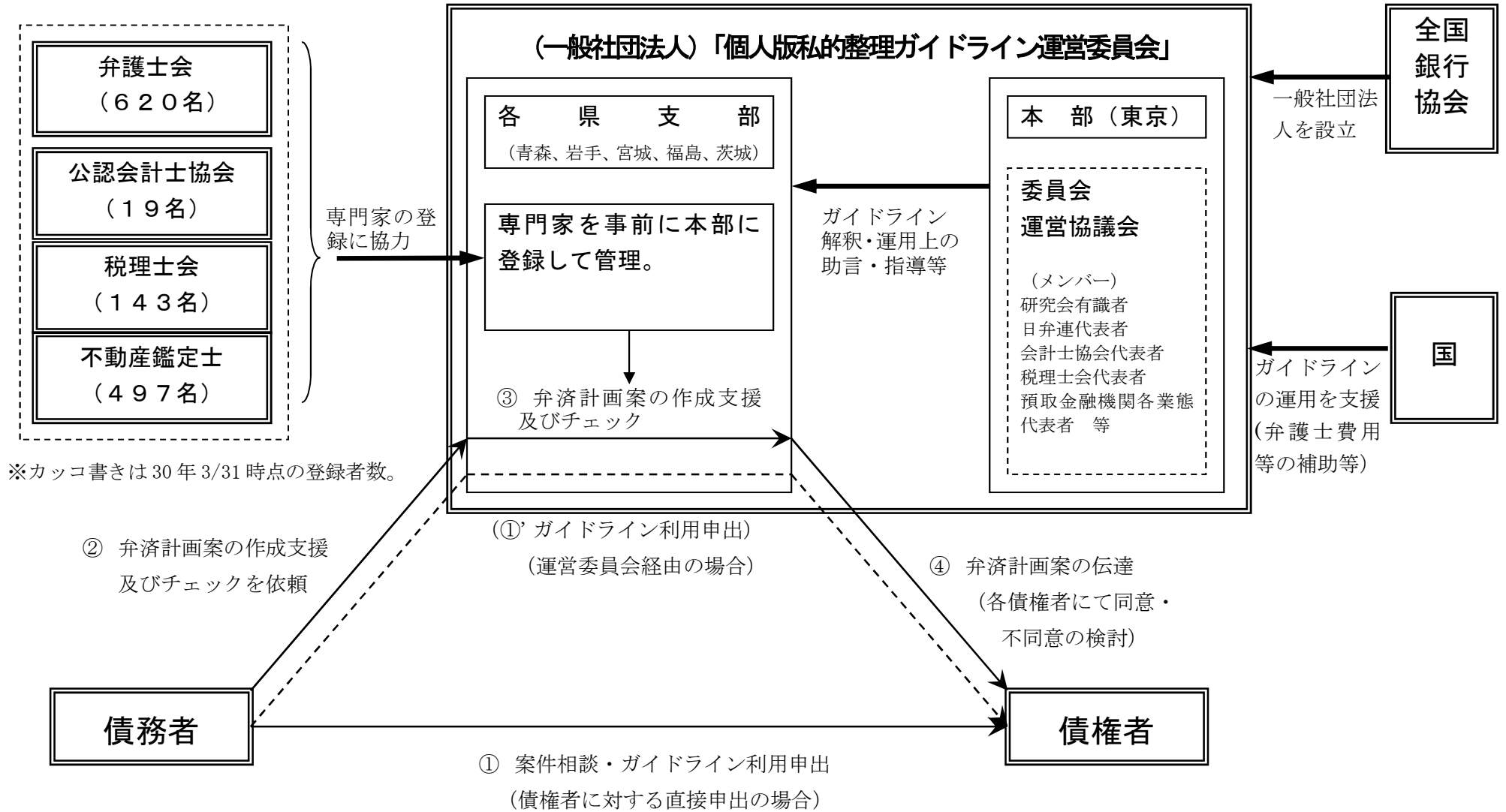


録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。



# 個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



## 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部 上席調査役

## 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関関係団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

### 1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

### 2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

### 3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによつて、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとつても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

### 4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

## 5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
  - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
  - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
  - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

## 6. 一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

## 7. 弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、



全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

## 8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限り。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

## 9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

## 10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成 23 年 10 月 26 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

## 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

## 記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以 上

## 【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各 位

一般社団法人  
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項  
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

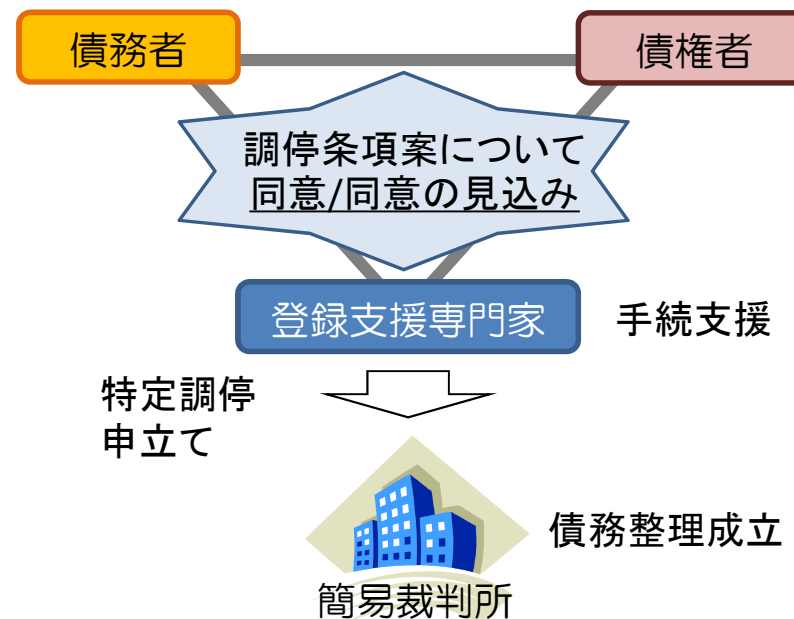
【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531

## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

### ■ ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



### ■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部(運用上の目安 500万円)を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。



## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成27年12月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿(平成27年12月)

<委員>

(敬称略、五十音順)

石毛 和夫	ほくと総合法律事務所 パートナー 弁護士
伊藤 真	日本大学大学院法務研究科 客員教授
井上 浩一	日本公認会計士協会 常務理事
今井 英夫	城北信用金庫 審査部長
上西 左大信	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長
大内 力	茨城県信用組合融資管理部 理事部長
奥 芝 努	北洋銀行経営企画部 副部長
加藤 正敏	日本商工会議所 中小企業振興部長
金丸 哲也	農林中央金庫 総合企画部長
小足 一寿	信託協会 業務委員長・三井住友信託銀行 執行役員業務部長
古賀 秀敏	住宅金融支援機構 債権管理部長
小林 信明	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士
園尾 隆司	西村あさひ法律事務所 オブカウンセル 弁護士
高梨 晴雄	日本政策金融公庫 国民生活事業本部 管理企画部長
高三 和之	クレディセゾン クレジット事業部長兼債権管理部長
竹下 慶之	日本信用情報機構 経営企画部長
田中 成幸	千葉銀行 業務集中部長
谷 英 樹	日本弁護士連合会 事務次長
田村 義弘	商工組合中央金庫 審査第三部部長
錦澤 省一	日本不動産鑑定士協会連合会 常務理事・調査研究委員長
座 長: 富永 浩明	富永浩明法律事務所 弁護士
平子 勝介	全国銀行協会 委員会室長・みずほフィナンシャルグループ 全銀協会長行室長
本多 英一	全国商工会連合会 企業支援部長
前島 浩	全国農業信用基金協会協議会 常務理事
前田 晃宏	全国信用保証協会連合会 事務局長
増田 豊	全国銀行個人信用情報センター 所長
松尾 幸太郎	みなと協和法律事務所 弁護士
松 信 元	シー・アイ・シー 執行役員経営企画部長
三上 幸孝	日本自動車リース協会連合会 副事務局長
村山 由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
八木 直人	日本貸金業協会 会員業務部長
山田 周一	リース事業協会法制委員会 委員長
米田 豊	山田債権回収管理総合事務所 取締役営業副本部長
渡部 勝	全国労働金庫協会 経営企画部長

<オブザーバー>

石坂 弘秋	厚生労働省労働基準局勤労者生活課 労働金庫業務室長
伊野 彰洋	金融庁監督局 総務課長
今井 祐子	最高裁判所事務総局 民事局付
大津 俊哉	財務省大臣官房 政策金融課長
菊川 人吾	経済産業省中小企業庁事業環境部 金融課長
齋藤 克仁	日本銀行金融機構局 総務課長
千葉 信義	国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室長
筒井 健夫	法務省民事局 民事法制管理官
山口 靖	農林水産省経営局 金融調整課長

<事務局>

小 岱 朗	みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室 室長
事務局長: 辻 松 雄	全国銀行協会 事務局長兼企画部長

## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

### 1. 目的

本ガイドラインは、本研究会の設置(本年9月2日)後に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

## 2. 債務整理の準則

- (1) 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2) 「対象債権者」(特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第3項(2)に定める者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

## 3. 対象となり得る債務者及び債権者

- (1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。
  - ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
  - ② 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
  - ③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
  - ④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
  - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
  - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
  - ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第252条第1項(第10号を除く。)に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社(以下「保証会社等」という。))とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

- (3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4. 登録支援専門家の登録

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)の登録を行うこととする。

- ① 日本弁護士連合会及び弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条に規定する弁護士会
- ② 日本公認会計士協会及び各地域会
- ③ 日本税理士会連合会及び各税理士会
- ④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会

- (2) 本項(1)の登録を受けた専門家(以下「登録支援専門家」という。)は、以下の業務を行う。ただし、第8項(1)の調停条項案(調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。)が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第8条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。

- ① 第6項(1)の債務整理の申出の支援
- ② 第6項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援
- ③ 第8項(1)の調停条項案の作成の支援
- ④ 第8項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援
- ⑤ 第8項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援
- ⑥ 第9項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援

- (3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

① 氏名(法人所属であっても個人名により登録する。)

② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先

- (4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関(以下「運営機関」という。)に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

## 5. 登録支援専門家の委嘱

- (1) 第6項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者(以下「対象債務者」という。)は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権(本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。)の元金総額が最大の者(以下「主たる債権者」という。)に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。
- (2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を運営機関に推薦し、運営機関は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。
- (3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。
- (4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。
- (5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家(本

項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。)と協議の上、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

## 6. 債務整理の開始等

- (1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。
- (2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を經由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。
  - ① 対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
  - ② 対象債務者が第7項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
  - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。
  - ① 本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日(対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日(この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

- て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。)。また、第9項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日)
- ② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日
  - ③ 対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日
  - ④ 対象債務者が第8項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

## 7. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
  - ① 対象債務者は、通常的生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
  - ② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
  - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。



## 8. 調停条項案の作成及び提出

(1) 対象債務者は、第6項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める調停条項案とする場合には4か月以内)に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(災害による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第9項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。

① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(1)④及び⑤を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。

(4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

- ① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
- ② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

- (6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。
- (7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換(以下「調停条項案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。
- (8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に(ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。)、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。
- (9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

## 9. 特定調停の申立て

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

し、全ての対象債権者から第8項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。

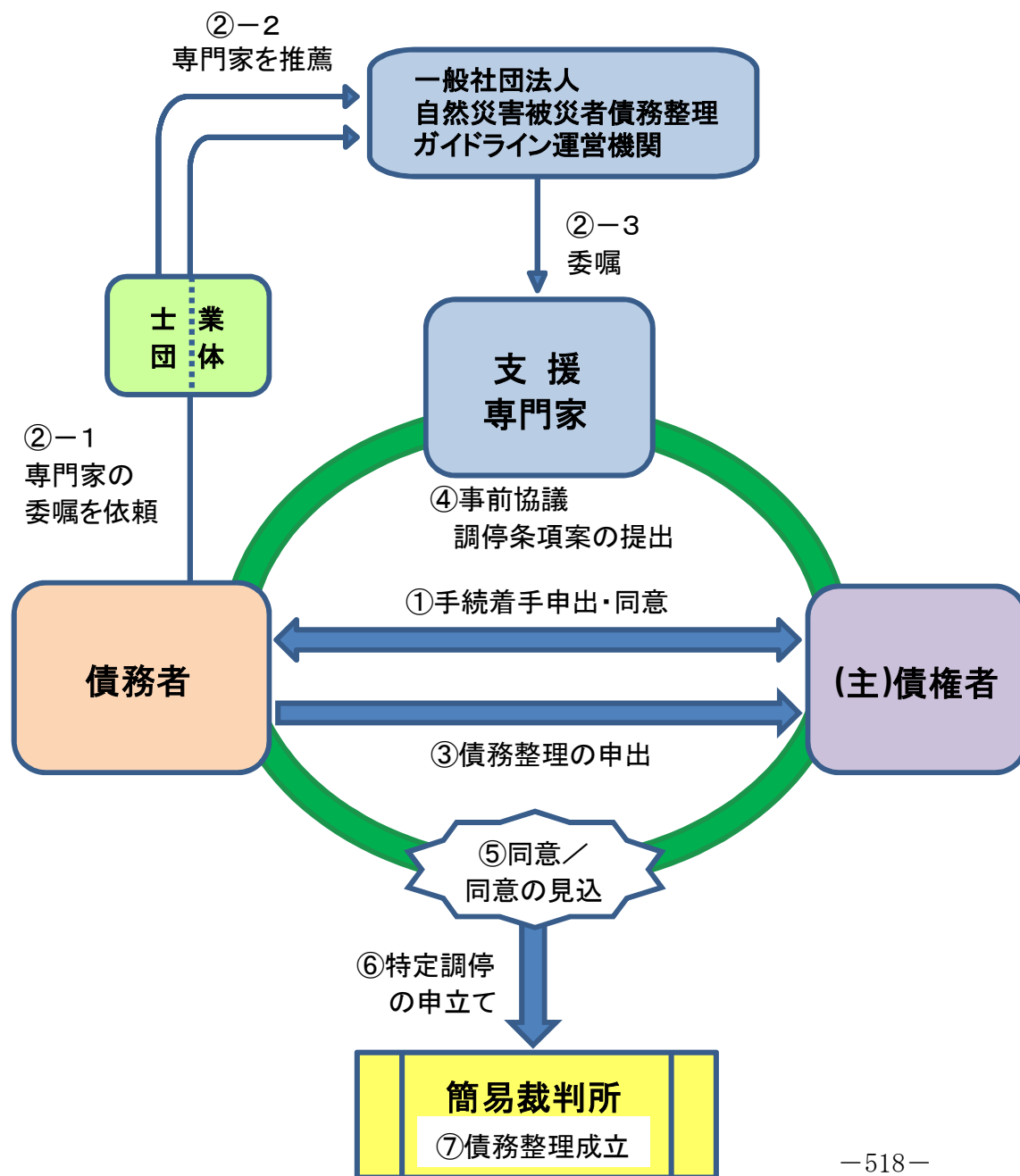
- (2) 本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

## 10. その他

- (1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとすよう努めることとする。
- (2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用を開始することとする。
- (4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるQ&Aに定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月)」の運用を参考とする。
- (5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年12月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。)

(以上)

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ



①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

消費者基本計画（抄）

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
							32年度	33年度	34年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】								(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況(件数) (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況(件数) (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分(件数)
		<詐欺的な商法による新たな消費者被害への対応> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】								
	(KPIの現状) ※平成29年度 (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：27,824件（平成28年度：29,160件） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：2件（平成28年度：1件） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：2件（平成28年度：14件）									
	④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】								投資型クラウドファンディング業者の登録件数
(KPIの現状) ※平成29年度 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：25社（平成28年度：19社）										

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
							32年度	33年度	34年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】								プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況(件数)
		法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】								
(KPIの現状) ※平成29年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：87件（平成28年度：513件）										
	⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用	改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省、金融庁】		改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省、金融庁】			改正不動産特定共同事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施【国土交通省、金融庁】		改正不動産特定共同事業法に関する制度の整備・運用状況	
(KPIの現状) ※平成29年度 「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）を平成29年6月に公布し、政省令等の整備に係る手続を経て同年12月1日に施行した。 実務手引書・モデル約款の作成等必要な措置を講じるとともに、改正不特法の事業者・都道府県担当者向け説明会を全国10箇所で開催するなど制度の活用促進を図っている。										

3 適正な取引の実現

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】	改正資金決済法（前払式支払手段発行者の苦情処理体制を整備）の適切な運用【金融庁】		サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐欺被害発生状況等を踏まえ、必要な対応を実施【金融庁】			法令・事務ガイドラインの運用状況及びサーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等への取組状況
	事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用、サーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等【金融庁】						
<p>(KPIの現状)</p> <p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布され、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐欺被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日から適用開始）。</p> <p>事務ガイドラインの改正等を踏まえ、以下の取組等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性などにより悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行者主要約10先に対して、重点的にモニタリングを実施。</li> <li>・上記主要約10先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。</li> <li>・返金状況については、平成29年上半年におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約8億円のうち、約1.3億円の返金を実行していることを確認。</li> <li>・さらに、特に被害件数・金額が多い先に対し、平成29年3月及び9月にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。</li> <li>・電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、全国の高校等や地方公共団体への配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣の実施等、注意喚起を実施。</li> </ul>									

3 適正な取引の実現

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑧仮想通貨と法定通貨の交換業者についての対応	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】		仮想通貨交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】	仮想通貨市場や仮想通貨交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施【金融庁】		仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備・運用状況			
			必要に応じて関係省庁と連携しながら、仮想通貨に関するトラブルについて注意喚起【消費者庁、金融庁】						
<p>(KPIの現状)</p> <p>仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年5月成立、同年6月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が平成29年4月に施行された。</p> <p>制度等の周知にあたっては、政府広報オンラインやテレビ、ラジオ等を活用し、「仮想通貨交換業」に関する新しい制度が開始されたことを紹介するとともに、仮想通貨を利用する際には、財務局等の登録を受けた事業者かどうか確認すべきであるといった注意点を周知した。</p> <p>法施行後、金融庁においては、仮想通貨交換業者の登録審査・モニタリングや仮想通貨市場の動向把握を行うため、専門チームとして「仮想通貨モニタリングチーム」を設置し、体制など形式面のみならず、システムの安全性の検証や利用者への説明態勢の整備状況など、実質的な審査を実施した。その結果、平成29年12月26日までに仮想通貨交換業者として16社を登録した。また、消費者庁及び警察庁と情報共有等をしつつ、無登録業者等に対する照会書や警告書の発出等を行った。</p> <p>現在、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など、仮想通貨市場で様々な動きが見られていることや、仮想通貨に関連する消費者トラブルが増加していることを踏まえ、金融庁において、登録後であっても、仮想通貨交換業者における利用者への説明態勢や実際の説明状況等について、モニタリングを行っている。</p> <p>こうした中、平成30年1月に発生した仮想通貨交換業者における仮想通貨の不正流出事案を踏まえ、同業者に対する立入検査及び行政処分を実施した。また、同業者を除く全てのみなし仮想通貨交換業者及び複数の仮想通貨交換業者に対し、順次立入検査を実施したうえで、問題が認められた業者に対し行政処分を実施した。</p> <p>利用者保護の観点から、金融庁及び消費者庁において、以下のような取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁と消費者庁において、警察庁と連携して、利用者に対して、価格変動リスクや詐欺事案等に関して注意喚起を実施（平成29年9月29日）。</li> <li>・金融庁において、仮想通貨を活用した新たな資金調達手段であるICO（Initial Coin Offering）の増加を踏まえ、利用者に対して、価格下落の可能性や詐欺の可能性等に関する注意喚起を実施（平成29年10月27日）。</li> <li>・金融庁及び消費者庁においてウェブサイトの新設（平成29年9月29日）。</li> <li>・全国各紙の新聞広告において、政府広報として仮想通貨に関する注意喚起を実施（平成30年3月17日）。</li> <li>・国民生活センターにおいて改正資金決済法をカリキュラムに含む研修を実施（平成29年度：5回）。</li> </ul>									

3 適正な取引の実現

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】								
	特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】								
	特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】								
	金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】								
	(KPIの現状) ※平成29年の取締り状況(暫定値) ・架空請求詐欺：検挙件数：1,039件、検挙人員：589人(平成28年：検挙件数1,149件、検挙人員732件) ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：186件、検挙人員：75人(平成28年：検挙件数411件、検挙人員166人)								
④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】								
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。								
	(KPIの現状) ※平成29年3月末時点 ・ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：96.0%(前年比1.4ポイント増) ・生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：50.6%(前年比1.1ポイント増) ・ICキャッシュカード導入済金融機関：88.5%(前年比0.4ポイント増) ・生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：20.9%(前年比0.5ポイント減) ・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.6%(前年比0.4ポイント増) ・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.8%(前年比0.5ポイント増)								



4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進 ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
	環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】								
(KPIの現状) 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成29年2月～3月実施）。消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：33.2%									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底等）【文部科学省】					新学習指導要領に基づく消費者教育の着実な実施【文部科学省】			(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況（目標：平成32年度に全ての都道府県の全高校等で授業を実施）
	大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】 ・現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習プログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【消費者庁、文部科学省】					若年者の消費者教育分科会における検討・取りまとめ 消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進			
副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】									
成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成						作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行) 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施			
消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】									
小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進  ⑥学校における消費者教育の推進			大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用等を推進【消費者庁、文部科学省】						(ハ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 (ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況(目標:平成32年度に全ての都道府県で配置)
			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等</li> <li>学校における消費者教育の充実のための教員向け研修の実施の促進</li> <li>学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】</li> </ul>	地方消費者行政強化交付金の活用により地方公共団体の取組を支援【消費者庁】					
			大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】		大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】				
	(KPIの現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数(平成28年度実績) 小学校:69人(平成27年度:141人)、中学校:71人(平成27年度:137人)、高等学校:55人(平成27年度:108人) (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合:59.0%(平成27年度)(平成26年度:56.2%) (ハ) ※平成29年度(平成29年12月1日時点) ・関係団体と連携した大学での授業の実施:10大学(平成28年度:8大学)(金融庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。(平成28年度:1,775件) (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度:97.9%(平成28年度)(平成27年度:98.7%) (ホ) ※平成29年度 徳島県内の全ての高校等において「社会への扉」を活用した授業を実施(全56校、約6,900人を対象) (ヘ) 教員を対象とした消費者教育講座2回実施(参加者:106人) (ト) ※平成29年4月1日時点 コーディネーター配置状況:16都道府県82市区町村等(平成28年4月1日時点:14都道府県97市区町村等)								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進  ⑦地域における消費者教育の推進			地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】		消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】				(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 (ロ) 地域における消費者教育推進の実態把握 (ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ニ) コーディネーター育成状況(目標:平成32年度に全ての都道府県で配置) (ホ) 消費生活サポーター数 (ヘ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合(目標:25年度調査結果39.9%からの増加) (ト) 担当省庁による支援の状況 (チ) パンフレットの配布・活用状況
			地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】		地方消費者行政強化交付金の活用により地方公共団体の取組を支援【消費者庁】				
			教育委員会を通じた地域における消費者教育(取組実態調査の実施等)【文部科学省】						
			関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】						
	消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】		消費者教育の指導者用啓発資料の配布・活用【文部科学省】						
			消費者市民社会の普及のための啓発資料を検討・作成【消費者庁】		普及啓発の実施【消費者庁】				
			大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】		大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】				

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進									
(2) 消費者教育の推進 ⑩金融経済教育の推進									(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況

(KPIの現状)  
 (イ) ※平成29年度  
 消費者教育推進計画策定数：47都道府県（平成28年度：44都道府県）  
 消費者教育推進地域協議会設置数：46都道府県（平成28年度：45都道府県）  
 (ロ) 都道府県、政令市及び中核市における計画・協議会の内容等について調査を実施。集計後、消費者教育推進会議での検討を予定。  
 (ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成28年度実績）  
 小学校：69人（平成27年度：141人）、中学校：71人（平成27年度：137人）、高等学校：55人（平成27年度：108人）  
 (ニ) ※平成29年4月1日時点  
 コーディネーター配置状況：16都道府県82市区町村等（平成28年4月1日時点：14都道府県97市区町村等）  
 (ホ) ※平成29年4月1日時点  
 消費生活サポーター配置状況：集計中（平成28年4月1日時点：30都道府県117市区町村等）  
 (ヘ) 平成28年度版：31.6%  
 (ト) ※平成29年度  
 ・地域で開催される講座等への講師派遣：946回（平成28年度：744回）（金融庁）  
 ・消費者セミナー：92回（平成28年度：77回）、独占禁止法教室：214回（平成28年度：196回）、  
 一日公正取引委員会：8回（平成28年度：8回）（公正取引委員会）  
 ・各地の消費者教育講座への講師（職員）派遣：11回（平成27年度：15回）（消費者庁）  
 ・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。（平成28年度：1,775件）（総務省）  
 (チ) 消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中。

・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施  
 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用  
 ・金融経済教育用教材の作成・配布  
 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣  
 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施  
 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

(KPIの現状) ※平成29年度  
 (イ)  
 ・シンポジウムの開催：5回（平成28年度：6回）  
 ・関係団体と連携した大学での授業の実施：10大学（平成28年度：8大学）（金融庁）  
 (ロ) 講座等への講師派遣：1,251回（平成28年度：1,048回）

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
							32年度	33年度	34年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】								指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】								
		(KPIの現状) ※平成29年度上半期 苦情処理手続の処理件数：3,646件（平成28年度：8,283件） 紛争解決手続の処理件数：593件（平成28年度：1,267件）								
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑧犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】								被害者への返金の状況
		(KPIの現状) ※平成29年度末までの累計 被害者への返金額：146億円（平成28年度末までの累計：134億円）								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
							32年度	33年度	34年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施	<多重債務問題改善プログラムの実施> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。								(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		・丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】 ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】								
		(KPIの現状) ※平成29年12月末時点 (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：8.5万人（平成28年度：9万人） (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数（平成30年3月31日時点）：24,452件（平成28年度：26,055件）								



6 国や地方の消費者行政の体制整備

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(1)国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化  ⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実	受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】								
	各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】								
	(KPIの現状) 消費者政策担当課長会議(平成29年11月)において、各府省庁における各窓口での情報・相談の受付体制の維持・強化を促し、受付体制の状況を別表3(224頁)のとおり取りまとめた。								
各窓口での情報・相談の受付・対応状況									

## 大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、  
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

平成26年度：2大学  
(東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院)

平成27年度：5大学  
(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、  
県立広島大学、神戸国際大学)

平成28年度：8大学  
(東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、  
神戸国際大学、東北学院大学)

平成29年度：10大学  
(東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、  
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、  
大学コンソーシアム大阪)

平成 30 年度 : 11 大学

	大 学 名	科 目 名
前期	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ 特殊講義 5 (金融リテラシー)
	東京経済大学	生活設計と金融
後期	明星大学	経営基礎 3
	武蔵野大学	金融リテラシー (金融と人生設計)
	椙山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める —生活設計と金融の基礎知識
	専修大学	特殊講義 (金融リテラシー特論)
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン



資料 6-10-2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

新しい制度  
つみたてNISA  
について、  
私がお説明します！

最新つみたてロボット  
T-213(ニイサ)

### つみたてNISAで ちょっとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。  
確かに、つみたてNISAの対象商品である投資信託には元本割れのリスクがありますが、  
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

**積立・分散投資の効果(実績)**

投資戦略	年平均リターン	2015年時点の累積リターン
C 国内・先進国・新興国の株・債券に1/6ずつ投資	4.0%	79.9%
B 国内の株・債券に平分ずつ投資	1.9%	38.0%
A 定期預金	0.1%	1.32%

(出所) 金融庁作成  
(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。  
株式は、各国の代表的な株価指数をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。  
債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。  
上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材  
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

## 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：  
資産形成の重要性



知識篇：  
長期・積立・分散投資



制度篇：  
非課税制度（つみたてNISAと  
iDeCo・企業型DC）

## 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

### 1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

### 2. 実践的な消費者教育の取組の推進

#### (1) 高等学校等における消費者教育の推進

##### ① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

##### ② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

##### ③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

#### ④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会においては、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行っている(平成30年6月取りまとめ予定)。その報告を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年夏ごろ開催予定)を踏まえ、消費者教育に関する取組を推進する。

### (2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

### (3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直す。【文部科学省】

## 3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

## 4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちにに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

## 参考1

### 「社会への扉」を活用した授業の実施

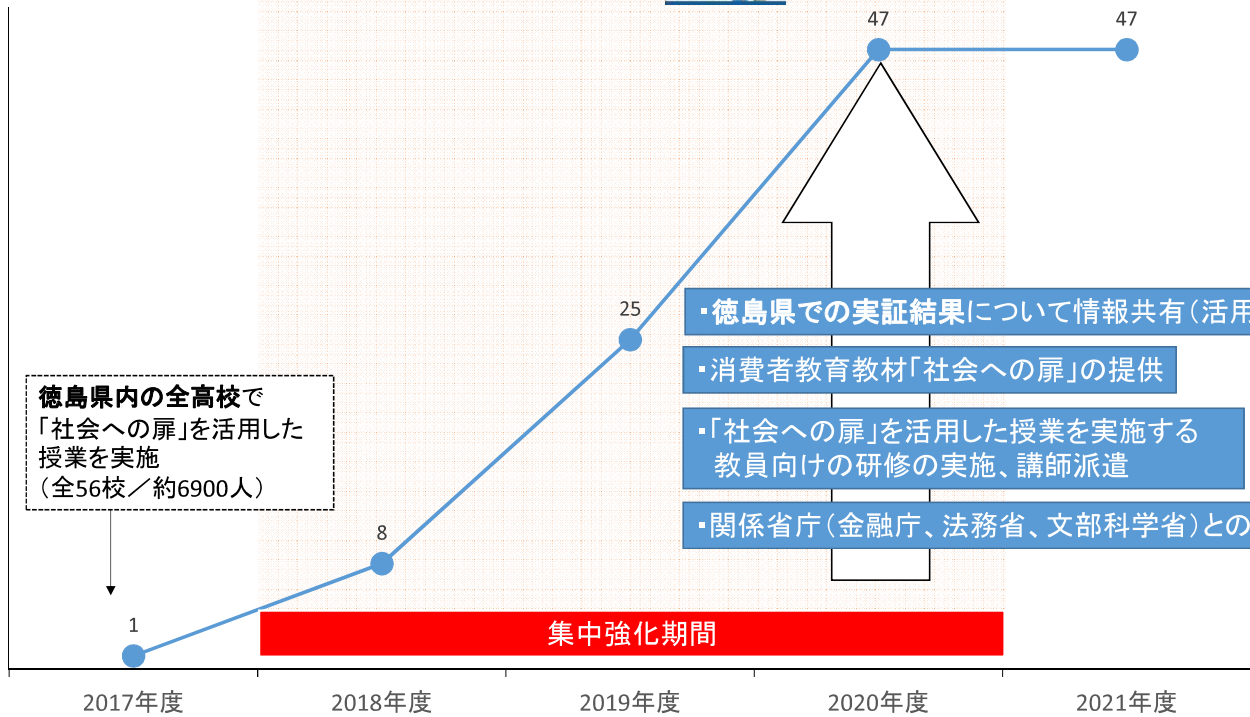
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施 (全56校/約6900人)

- ・徳島県での実証結果について情報共有(活用手法等)
- ・消費者教育教材「社会への扉」の提供
- ・「社会への扉」を活用した授業を実施する教員向けの研修の実施、講師派遣
- ・関係省庁(金融庁、法務省、文部科学省)との連携

集中強化期間

## 参考2

### 消費者教育コーディネーターの育成・配置

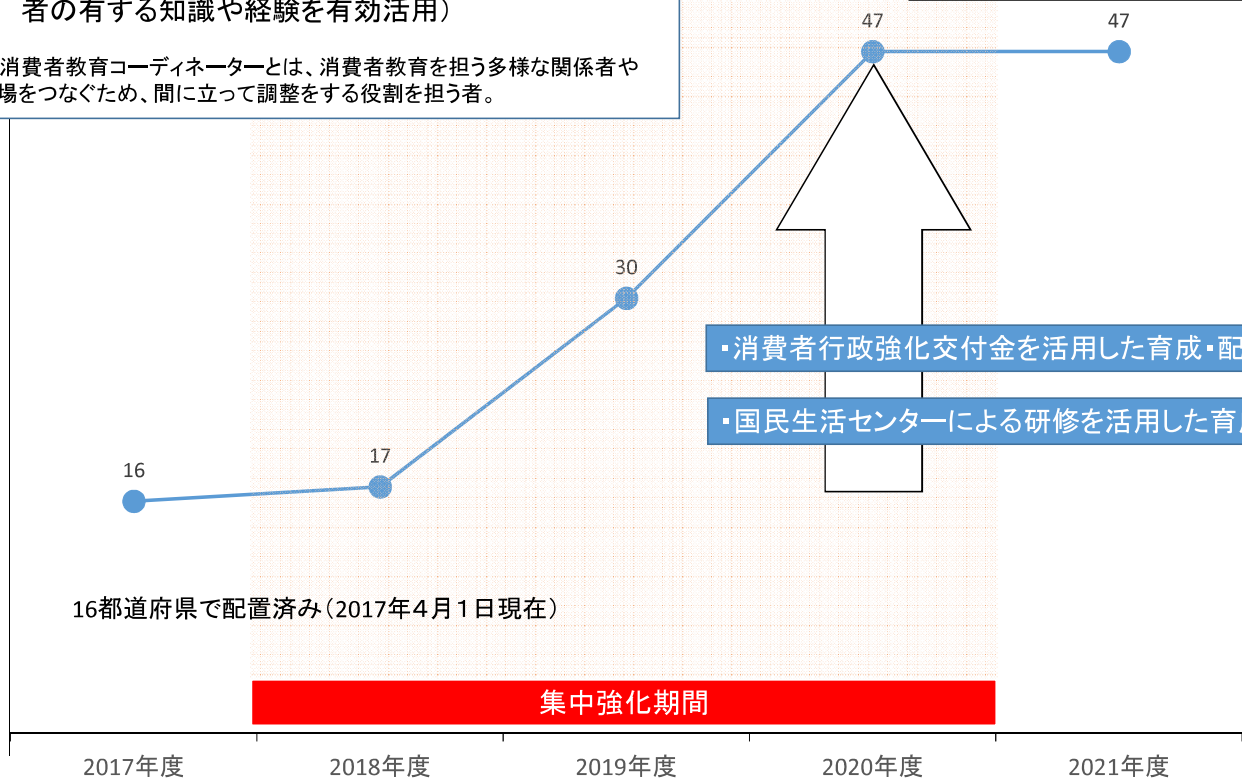
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

都道府県数



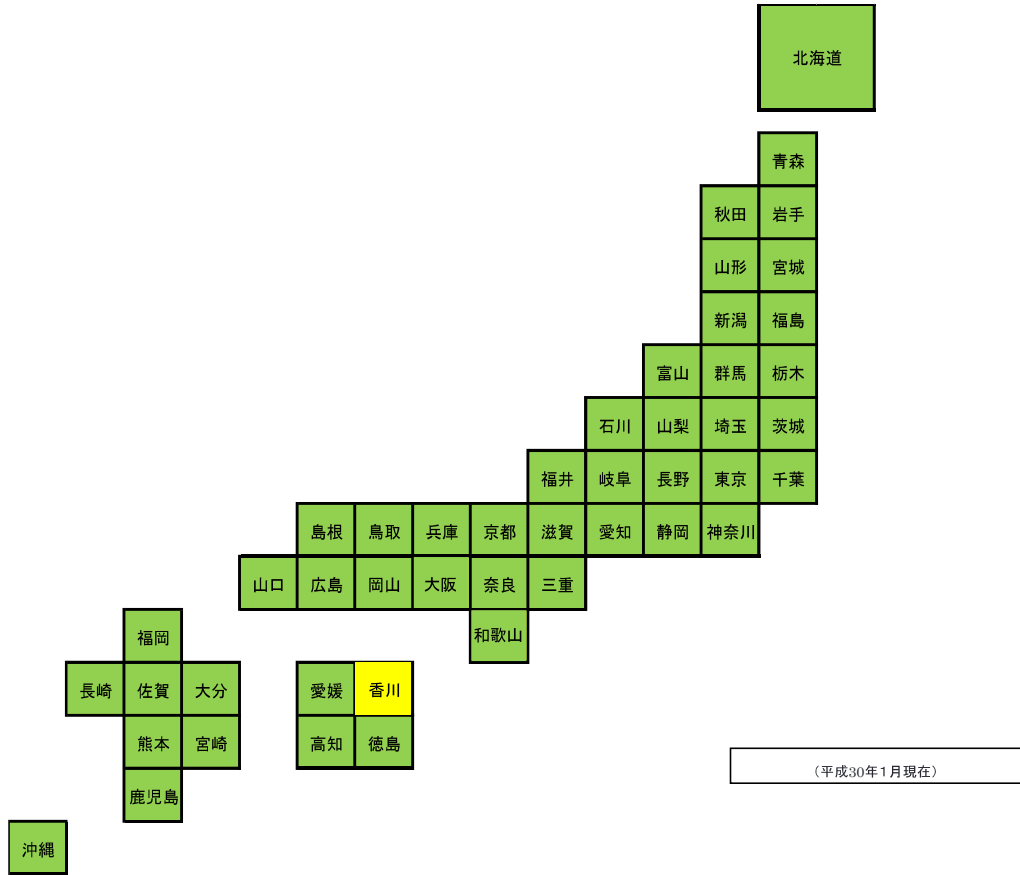
16都道府県で配置済み(2017年4月1日現在)

- ・消費者行政強化交付金を活用した育成・配置の促進
- ・国民生活センターによる研修を活用した育成

集中強化期間

○消費者教育推進計画の策定状況

【現状】46都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

【現状】45都道府県で設置済み





## 2017年度金融知識普及功績者一覧

[個人の部]

(敬称略)

1. ごい ゆうこ  
五井 優子  
(秋田県)
  - ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年代を対象に、対象者のニーズに合った内容となるようテーマや資料を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. なかじま のりこ  
中島 典子  
(東京都)
  - ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年代を対象に、幅広い分野の内容について資料を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
3. たなか みわこ  
田中 美和子  
(新潟県)
  - 家庭科教員としての知見や経験を活かし、主に消費生活講座において高校生を対象に、寸劇やクイズを取り入れた参加型の講演とするなどの工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
4. こざか のぶたか  
小坂 信孝  
(石川県)
  - 社会保険労務士としての知見や経験を活かし、小学生から一般社会人までの幅広い年代を対象に、実例を用いた説明や対象者に応じた資料作成といった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. ばんきゅう ひろこ  
万久 弘子  
(福井県)
  - ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、独自の教材を作成し、対象者に応じた内容となるよう工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
6. つちや きみお  
土屋 公男  
(長野県)
  - 消費生活センター所長としての知見や経験を活かし、主に青少年生活設計講座において高校生を対象に、具体例やロールプレイングを取り入れ、資料を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

7. おおやぶ 大藪 ちほ 千穂  
(岐阜県)

- 大学教授としての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、独自に作成した教材を用いるなどの工夫しながら、積極的に講演を行うほか、教員向けの指導も行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

8. かさい 葛西 ひろこ 裕子  
(岐阜県)

- 消費生活相談員としての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、特に高齢者向けでは多彩な相談事例を交えて説明するといった工夫をしながら、積極的に講演を行うほか、後身の育成にも携わるなど、金融知識の普及・向上に貢献。

9. ふじた 藤田 すづえ すづ枝  
(静岡県)

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、対象者に応じて講演の構成を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

10. いわた 岩田 としこ 敏子  
(愛知県)

- 県職員として培った知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、最新の情報を用いて分かりやすく説明するといった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

11. たかはら 高原 やすよ 育代  
(京都府)

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から一般社会人までの幅広い年代を対象に、事前アンケートによる対象者のニーズの把握や、クイズやゲームの活用といった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

12. かき 垣 ゆき 由起  
(和歌山県)

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、実生活に必要な金融に関する情報を分かりやすく説明するといった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

13. 内田 浩二  
(島根県)

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、主に学校（特別支援学校を含む。）において小学生から大学生までの年代を対象に、ゲーム等を取り入れて対象者を飽きさせないなどの工夫をしながら、積極的に講演を行うほか、金銭・金融教育研究校への指導も行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

14. 綾田 亨  
(香川県)

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、一般消費者や高校生を対象に、対象者の理解度や関心を事前に確認して資料を工夫しながら、積極的に講演を行うほか、県消費者行政担当職員への講習会も実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

15. 森 敬嗣  
(高知県)

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、ゲームや紙芝居の活用といった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. グループあんあん  
(奈良県)

- 消費者問題に関する啓発活動を行う民間団体として、寸劇や動画等を取り入れた体験・参加型の内容とするなどの工夫をしながら、積極的に講座を開催するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

2. せいよしりつなかがわ西予市立中川小学校  
(愛媛県)

- 金銭教育研究校としての指定（平成 24・25 年度）を終えた後も、金銭教育に視点をおいた授業や委員会活動、各種行事を行うなど、学校の教育活動全体を通じて取組みを継続し、金融知識の普及・向上に貢献。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
29/7/24	(社)投資信託協会	29年9月23日	投信フォーラム2017(山形)
29/7/26	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	30年2月18日	第12回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
29/7/26	金融広報中央委員会	29年12月23日、 30年1月28日	金融教育フェスタ
29/8/3	日本証券業協会	29年9月30日～ 11月19日 (9地区28会場)	平成29年度「投資の日」記念イベント
29/10/2	(社)投資信託協会	29年11月25日	投信フォーラム2017(下関)
29/12/18	(社)投資信託協会	30年1月27日	投信フォーラム2018(熊本)
29/12/19	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会東京支 部	30年1月27日	くらしとお金の講演会「長い人生、山あり、谷あり、～人生100年時代の資産形成(仮)～」
30/1/11	(社)投資信託協会	30年2月17日	投信フォーラム2018(神戸)
30/2/22	(社)金融財政事情研究会	30年4月～31年 3月	金融知識・留学支援制度・奨学金制度・FP技能士に関する啓発図書寄贈事業
30/3/7	公益財団法人生命保険文 化センター	30年5月17日～ 9月7日	第56回中学生作文コンクール
30/3/12	(株)日本経済新聞社	30年4月1日～ 31年3月末日	第5回日経未来投資プログラム
30/3/22	金融広報中央委員会	30年8月10日、 17日	2018年度「先生のための金融教育セミナー」
30/3/30	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	30年4月～30年 3月	2018年度「くらしとお金のFP相談室」

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
30/4/18	(社)投資信託協会	30年6月2日、 6月23日、7月 21日、9月8日、 31年1月19日、 2月16日	投信フォーラム 2018
30/4/25	金融広報中央委員会	30年5月28日～ 31年3月20日	第51回「おかねの作文」コンク ール(中学生向け)
30/4/25	金融広報中央委員会	30年5月28日～ 31年3月20日	第16回「金融と経済を考える」 高校生小論文コンクール
30/4/25	金融広報中央委員会	30年5月28日～ 31年3月20日	第15回金融教育に関する小論 文・実践報告コンクール
30/4/25	(株)日本経済新聞社	30年5月～ 31年1月	第19回日経 STOCK リーグ
30/4/25	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	30年5月1日～ 31年3月31日	小学生『夢をかなえる』作文 コンクール
30/5/25	全国公民科・社会科教育 研究会	30年7月31日～ 8月2日	証券・経済セミナー
30/5/28	日本証券業協会	30年7月30日～ 8月17日	教員向け金融経済夏季セミナー
30/5/29	特定非営利活動法人キッ ズフリマ	30年5月～31年 3月	キッズフリーマーケット キッズミミックマーケット

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
30/5/21	日本証券業協会	30年5月～31 年3月	平成30年度「はじめての資産運 用講座」

## 投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について

### 1. 背景

金融庁は、平成29年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、併せて、金融事業者の取組みの「見える化」を促進する観点から、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための評価指標（KPI）を取組方針等に盛り込むよう働きかけを行ってきた。

これまでに、一定数の金融事業者が KPI を自主的に設定・公表し、その中には、金融事業者それぞれの販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されている好事例も見られる。こうした金融事業者による KPI の自主的な設定・公表を通じて、「見える化」は一定程度進んできているものと考えられる。

他方、各金融事業者が自主的に設定・公表する KPI は、各事業者において区々であり、顧客がこれらの KPI を用いて、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者を選ぶことは、必ずしも容易ではないものと考えられる。

KPI については、第三者が比較できるように、統一的な情報を金融事業者に公表させることが望ましいといった要望も聞かれる。このため、金融事業者が自主的に設定・公表した KPI の好事例や、これまで実施した金融事業者に対するモニタリングを踏まえ、当局において、比較可能な共通 KPI として考えられる指標を示すこととする。

今後、共通 KPI 及び自主的な KPI の双方を見ていくことで、金融事業者の取組状況を総合的に判断することが可能になると考えられる。

### 2. 比較可能な共通 KPI : 3 指標

顧客が投資信託を購入する目的は、基本的にはリターンを得るためであると考えられることから、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを「見える化」することが、顧客が良質な金融事業者を選ぶ上で、有益であると考えられる。

こうした観点から、現時点において販売会社が保有するデータから算出可能で、ビジネスモデルに依らず金融事業者間で比較が可能且つ端的な指標と考えられる以下の3つの指標を比較可能な共通 KPI とすることが考えられる（定義の詳細は別紙1「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI の定義」）。

「①運用損益別顧客比率」

「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」

「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」

「①運用損益別顧客比率」は、投資信託を保有している顧客について、基準日時点の保有投資信託に係る購入時以降の累積の運用損益（手数料控除後）を算出し、運用損益別に顧客比率を示した指標である。この指標により、個々の顧客が保有している投資信託について、購入時以降どれくらいのリターンが生じているか見ることができる。

（注）同指標に係る現時点の定義は、金融事業者のデータ管理に係るシステム上の制約を踏まえたものであり、将来的にはさらに優れた指標に改善していくことが望ましいものと考えられる。具体的には、

- 基準日時点で保有している投資信託だけでなく、基準日までに全部売却・償還された銘柄を含め特定期間内に保有している（いた）銘柄を対象とすること（※）
- 運用損益の算出においては、基準日時点の末残ではなく特定期間内の平残（日次の残高の平均）を用いること
- 基準日の一時点のみの損益率を算出するのではなく、複数年の損益率をそれぞれ年率化すること

などが考えられる。なお、現時点においても、こうした点を踏まえたより精緻な定義に基づく数値が算出可能な金融事業者においては、精緻な定義に基づく数値を併せて自主的に公表することが望ましい。

（※）基準日までに全部売却・償還された銘柄が含まれないことから、数値化したリターンには顧客による利益確定の売りが反映されず、実際よりも低く出ているのではないかとの指摘がある。

「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」及び、「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」は、設定後 5 年以上の投資信託の預り残高上位 20 銘柄について、銘柄毎及び預り残高加重平均のコストとリターンの関係、リスクとリターンの関係を示した指標である。これらの指標により、中長期的に、金融事業者がどのようなリターン実績を持つ商品を顧客に多く提供してきたかを見ることができる。

なお、今般、主要な投資信託の販売会社（主要行等 9 行及び地域銀行 20 行）について、比較可能な共通 KPI を用いた分析を実施したところ、その結果は、別紙 2「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI を用いた分析」とおりである。



### 3. 比較可能な共通 KPI の見方

リターンに関する指標で金融事業者を評価することに関しては、リターンの良し悪しは金融事業者の業務努力だけではなく、市況や顧客の投資行動などにも大きく左右されるなどの指摘があるが、市況に関する影響は全ての金融事業者が同様に受けるものであり、これらの指標によって金融事業者の状況を相互に比較することは可能であると考えられる。

これらの指標については、例えば「①運用損益別顧客比率」のみではなく「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」及び「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」と併せることで、コストやリスクに見合ったリターンであるかを見るなど、特定の指標のみによって金融事業者の業務運営を測るのではなく、複数の指標を見ていくことが重要である。また、安定的にリターンを提供できているかを測るためには、これらの指標を一時点のみではなく、時系列で見ること重要である。

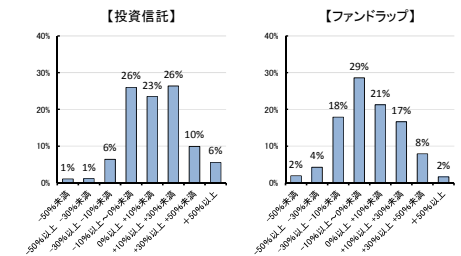
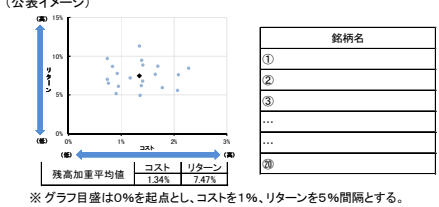
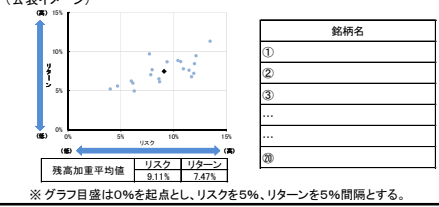
また、「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」・「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」では、足下の販売状況が反映されないという指摘も考えられるが、各金融事業者において創意工夫の下、それぞれに KPI を設定・公表をしているところ、こうした点については各金融事業者が足下の販売状況について自主的に顧客に示していくことが考えられる。

### 4. 今後の展開

これら 3 つの指標を比較可能な共通 KPI とすることは、顧客及び金融事業者がリターンへの関心を高める上で有意義と考えられ、投資信託の販売会社において、これら 3 つの指標に関する自社の数値を公表することを期待する。

なお、共通 KPI については、金融事業者におけるシステム対応や自主的な KPI の設定等の取組状況を踏まえ、今後も必要に応じて改善していくことが考えられる。また、今後、投資信託の販売会社のみならずその他の業態においても、比較可能な KPI の指標に関する検討を進めていく。

投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの定義

項目名	公表内容	基準日・頻度など	算出方法	
●投資信託・ファンドラップの運用損益別顧客比率	<p>・対象顧客全体を100%とし、それぞれの運用損益に該当する顧客数比率の棒グラフ</p> <p>・運用損益の区分</p> <p>① +50%以上 ② +30%以上+50%未満 ③ +10%以上+30%未満 ④ 0%以上+10%未満 ⑤ -10%以上0%未満 ⑥ -30%以上-10%未満 ⑦ -50%以上-30%未満 ⑧ -50%未満</p> <p>(公表イメージ)</p> 	<p>・基準日：毎年3月末</p> <p>・更新頻度：年次</p> <p>・初年度は1年分、次年度は過去2年分、3年度以降は、過去3年分を公表</p>	対象顧客	・基準日時点で投資信託及びファンドラップを保有している個人の顧客
			対象取引	・自社の投資信託口座による取引 ・他社の金融商品仲介口座による取引(以下、仲介取引)
			対象商品	・基準日時点で対象顧客が保有している投資信託(公募の国内株式投資信託・外国投資信託)及びファンドラップ ・投資信託には、ETF、上場REIT、公社債投資(MRF、MMF等)、私募投資、確定拠出年金・財形・ミリオンドで買い付けた投資信託は含まない。
			運用損益計算	<p>全体</p> <p>・投資信託及びファンドラップのそれぞれについて運用損益を算出 ・外貨建て投資信託の評価金額の算出には、各社の定める手法(換算レートなど)を適用</p> <p>分子</p> <p>・基準日時点の評価金額+累計受取分配金額(税引後)+累計売付金額-累計買付金額(含む消費税込の販売手数料) ・基準日時点までに全部売却・償還された銘柄は対象外</p> <p>分母</p> <p>・基準日時点の評価金額</p> <p>遡及期間</p> <p>・当該銘柄の購入当初まで遡及 ※ 遡及できない場合は、各社が顧客に提供している「トータルリターン通知」の手法を適用</p> <p>分子</p> <p>・基準日時点の評価金額※+累計払戻金額-累計払込金額 ※ 投資一任報酬等の期中費用控除後の金額</p> <p>分母</p> <p>・基準日時点の評価金額※ ※ 投資一任報酬等の期中費用控除後の金額</p> <p>遡及期間</p> <p>・取引開始日から遡及</p>
●投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン	<p>・預り残高上位20銘柄のコスト(横軸)とリターン(縦軸)の散布図(※20銘柄のコスト、リターンを残高加重平均した値をプロットし、数値を記載)</p> <p>・預り残高上位20銘柄の目録見書上の正式名称(当年度分のみ)</p> <p>(公表イメージ)</p> 	<p>・基準日：毎年3月末</p> <p>・更新頻度：年次</p> <p>・初年度は1年分、次年度は過去2年分、3年度以降は、過去3年分を公表</p>	対象銘柄	<p>・預り残高上位20銘柄(設定後5年以上)</p> <p>・自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出</p> <p>・DC専用、ファンドラップ専用投資、ETF、上場REIT、公社債投資(MRF、MMF等)、私募投資は除く。単位型は含む。</p> <p>・外貨建て投資信託は除く</p>
			コスト	<p>全体</p> <p>・基準日時点の販売手数料率(消費税込み)の1/5と信託報酬率(同左)の合計値</p> <p>販売手数料率</p> <p>・目録見書上の上限ではなく、取扱いの最底販売金額での料率(自社取引、他社への仲介取引・紹介取引のうち、最も高い料率を使用)</p> <p>信託報酬率</p> <p>・目録見書上の実質的な信託報酬率の上限(その他の費用・手数料は含まず)</p>
			リターン	<p>・過去5年間のトータルリターン(年率換算) ※ 例えば、Excelで算出する場合のトータルリターンの算出式 = <math>product(60\text{ヶ月分の(月次騰落率}+1))^{(1/5)-1}</math></p> <p>・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後(税引前)の基準価額を使用</p>
			対象銘柄	<p>・預り残高上位20銘柄(設定後5年以上)</p> <p>・自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出</p> <p>・DC専用、ファンドラップ専用投資、ETF、上場REIT、公社債投資(MRF、MMF等)、私募投資は除く。単位型は含む。</p> <p>・外貨建て投資信託は除く</p>
●投資信託の預り残高上位20銘柄のリスク・リターン	<p>・預り残高上位20銘柄のリスク(横軸)とリターン(縦軸)の散布図(※20銘柄のリスク、リターンを残高加重平均した値をプロットし、数値を記載)</p> <p>・預り残高上位20銘柄の目録見書上の正式名称(当年度分のみ)</p> <p>(公表イメージ)</p> 	<p>・基準日：毎年3月末</p> <p>・更新頻度：年次</p> <p>・初年度は1年分、次年度は過去2年分、3年度以降は、過去3年分を公表</p>	対象銘柄	<p>・過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算) ※ 例えば、Excelで算出する場合の月次リターンの標準偏差の算出式 = <math>stdev(60\text{ヶ月分の月次騰落率}) * \text{sqrt}(12)</math></p> <p>・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後(税引前)の基準価額を使用</p>
			リスク	<p>・過去5年間のトータルリターン(年率換算) ※ 例えば、Excelで算出する場合のトータルリターンの算出式 = <math>product(60\text{ヶ月分の(月次騰落率}+1))^{(1/5)-1}</math></p> <p>・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後(税引前)の基準価額を使用</p>
			リターン	<p>・過去5年間のトータルリターン(年率換算) ※ 例えば、Excelで算出する場合のトータルリターンの算出式 = <math>product(60\text{ヶ月分の(月次騰落率}+1))^{(1/5)-1}</math></p> <p>・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後(税引前)の基準価額を使用</p>
			対象銘柄	<p>・預り残高上位20銘柄(設定後5年以上)</p> <p>・自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出</p> <p>・DC専用、ファンドラップ専用投資、ETF、上場REIT、公社債投資(MRF、MMF等)、私募投資は除く。単位型は含む。</p> <p>・外貨建て投資信託は除く</p>

注1)上記定義に基き、各項目を公表する場合は、「共通KPI」である旨を記載。  
 注2)持株会社傘下に複数の販売会社がある場合は、個社毎に「共通KPI」を公表。  
 注3)運用損益別顧客比率の運用損益計算に關し、外貨建て投資信託の評価金額の算出方法(概要)を記載。  
 注4)運用損益別顧客比率の運用損益計算に關し、投資信託の遡及期間やファンドラップの運用損益計算が上記「算出方法」と異なる場合、その旨、及び算出方法(概要)を記載。  
 注5)投資信託の預り残高上位銘柄のコスト・リターン、リスク・リターンのグラフ目盛の間隔については、来年度以降、変更が生じる可能性あり。

# 投資信託の販売会社における 比較可能な共通KPIを用いた分析

〈対象：主要行等9行、地域銀行20行〉

2018年6月29日

金 融 庁

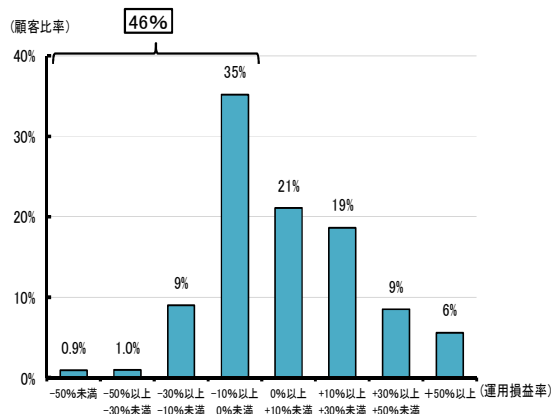


# ① 運用損益別顧客比率

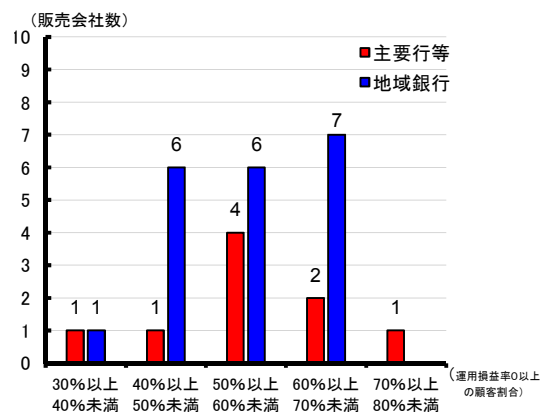
- 販売会社がどれくらいのリターンを個々の顧客に提供しているかについて、投資信託を保有している顧客の基準日時点の運用損益(手数料控除後)を算出した**運用損益別顧客比率**を見ると、主要行等9行・地域銀行20行合算ベースで、半数強の顧客の運用損益率がプラスである一方、35%の顧客が-10%以上0%未満であるなど、半数弱の顧客の運用損益率がマイナス。
- 各販売会社について、運用損益率が0以上の顧客の割合をみると、7割台の販売会社がある一方で、3割台に留まる販売会社もある。また、顧客の投資信託の平均保有期間が長くなるにつれ、各販売会社の運用損益率0以上の顧客割合が高くなる傾向。
- さらに、各販売会社について、平均運用損益率を試算(※)すると、10%以上の販売会社がある一方で、0%未満に留まる販売会社もある。

(※)運用損益率の区分ごとに、区分中央値と顧客比率を掛け合わせて、平均運用損益率を試算したものであり、顧客毎の保有残高や保有期間は考慮していない。

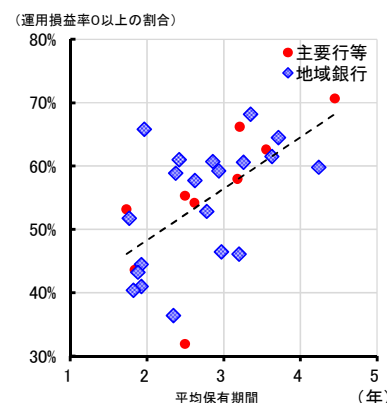
運用損益別顧客比率  
(主要行等・地域銀行合算ベース)



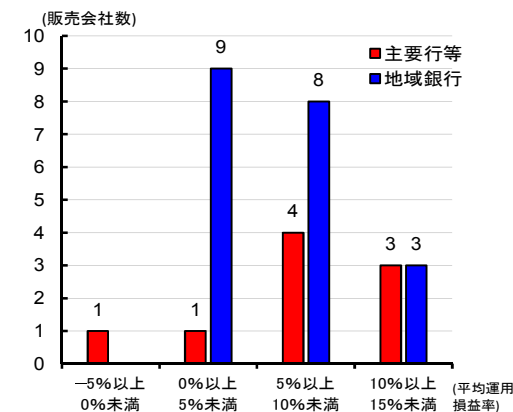
運用損益率0以上の顧客割合別の販売会社数



顧客の投資信託の平均保有期間と各販売会社の運用損益率0以上の顧客割合



平均運用損益率別の販売会社数

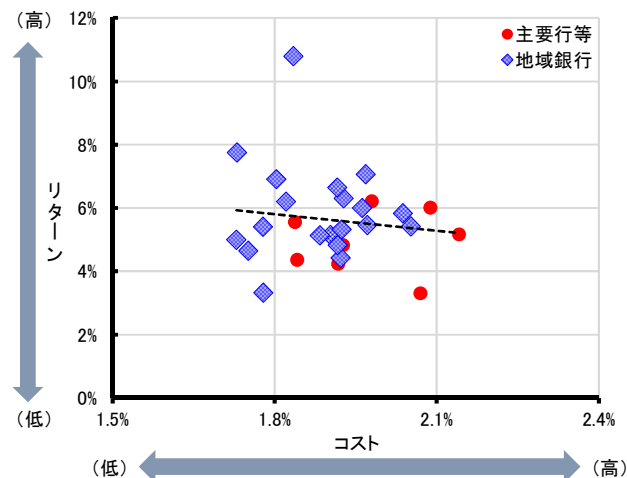


(注1) 基準日は18年3月末。(注2) 主要行等9行、地域銀行20行を集計。(注3) 自社取引、他社への仲介取引の合算ベース。  
 (注4) 「共通KPIの定義」においては、投資信託とファンドラップの運用損益別顧客比率をそれぞれ算出するところ、上記では、投資信託の運用損益別顧客比率のみを算出している。ただし、一部銀行のみ、ファンドラップを含む。  
 (注5) 運用損益は、基準日時点の評価金額+累計受取分配金(税引き後)+累計売付金額-累計買付金額(含む税込販売手数料)にて算出。(注6) 遡及期間は、各行の対応による(基本的に、商品の購入当初まで遡及)。  
 (注7) 運用損益率は、上記運用損益を基準日時点の評価金額で除して算出。(注8) 平均保有期間は、(前年度末残高+年度末残高)÷2÷(年間の解約額+償還額)で算出。(注9) 図の点線は回帰直線。  
 (注10) 平均運用損益率別の販売会社数は、運用損益率の区分ごとに、区分中央値と顧客比率を掛け合わせて平均運用損益率を算出。なお、最上位・最下位の区分については、50%・-50%を区分中央値とした。  
 (資料) 金融庁

## ②・③ 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン／リスク・リターン

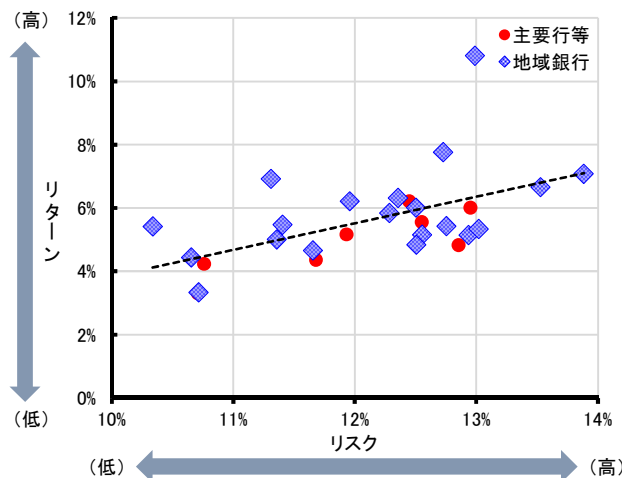
- 各販売会社の投資信託預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の投資信託について、**コスト・リターン**を検証したところ、両者に明瞭な関係が認められず、コストに見合ったリターンは必ずしも実現していない。
- **リスク・リターン**は、リスクの上昇に伴いリターンも一定程度上昇する傾向が見られたが、シャープレシオ(リターン/リスク)で見ると、0.8台の販売会社がある一方で、0.3台に留まる販売会社もある。

各販売会社における投資信託のコスト・リターン  
(預り残高上位20銘柄の加重平均)



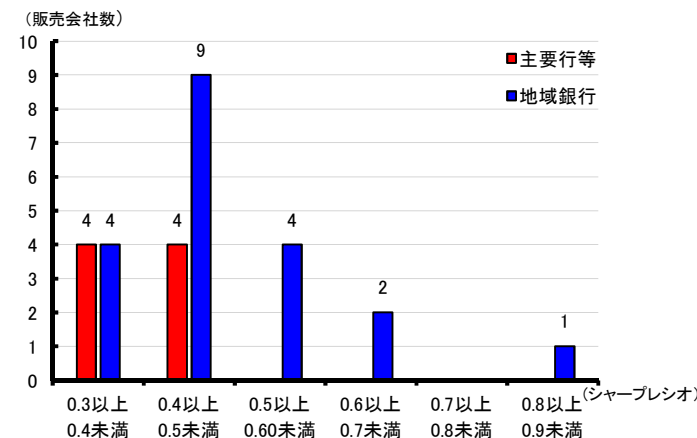
(注1) 基準日は18年3月末。  
 (注2) 主要行等9行、地域銀行20行のうち、有効回答28行を集計。  
 (注3) 「共通KPIの定義」においては、設定後5年以上の銘柄について、自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出するところ、  
 上記では、各行の自社取引、他社への仲介取引・紹介取引の各預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の銘柄を抽出し、それらのコストとリターンを残高加重平均した値を算出。  
 (注4) コストは、販売手数料率(税込)と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)。  
 (注5) 図の点線は回帰直線。  
 (資料) 金融庁

各販売会社における投資信託のリスク・リターン  
(預り残高上位20銘柄の加重平均)



(注1) 基準日は18年3月末。  
 (注2) 主要行等9行、地域銀行20行のうち、有効回答28行を集計。  
 (注3) 「共通KPIの定義」においては、設定後5年以上の銘柄について、自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出するところ、  
 上記では、各行の自社取引、他社への仲介取引・紹介取引の各預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の銘柄を抽出し、それらのリスクとリターンを残高加重平均した値を算出。  
 (注4) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算。一部日次リターンを使用)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)。  
 (注5) 図の点線は回帰直線。  
 (資料) 金融庁

投資信託(預り残高上位20銘柄の加重平均)の  
シャープレシオ別の販売会社数



(注1) 基準日は18年3月末。  
 (注2) 主要行等9行、地域銀行20行のうち、有効回答28行を集計。  
 (注3) 「共通KPIの定義」においては、設定後5年以上の銘柄について、自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出するところ、  
 上記では、各行の自社取引、他社への仲介取引・紹介取引の各預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の銘柄を抽出し、それらのリスクとリターンを残高加重平均し、シャープレシオを算出。  
 (注4) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算。一部日次リターンを使用)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)。  
 (注5) シャープレシオは、簡便的にリターン÷リスクで算出。  
 (資料) 金融庁

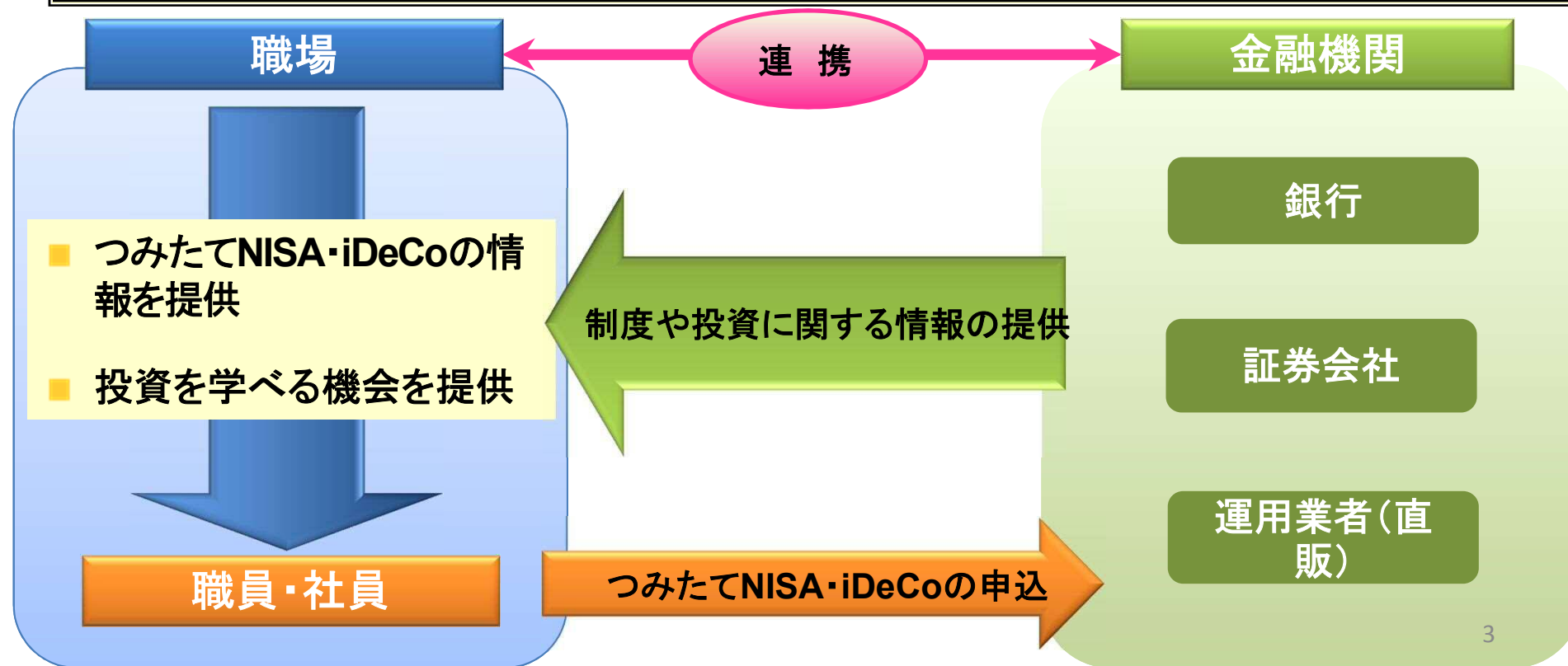
## 「職場つみたてNISA」の概要

○ 職場を通じて、①つみたてNISA・iDeCoの情報(きっかけ)、②投資を学べる機会を提供

※ 職場ポータルサイトによる情報の提供や金融機関によるセミナー開催など

○ 口座振替で積立投資が可能 ※口座振替の場合、給与天引きは不要

○ 定額積立による投資(つみたてNISA)が、内規等に抵触しない旨をあわせて周知



### ■ 内閣人事局からの各府省宛て通知文（平成29年11月27日）

職員の自助努力による資産形成を促すためには、資産運用を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場における環境を整えることが効果的であると考えられます。…実際に、一部の省庁において、職場単位でつみたてNISAやiDeCoの普及を図る取組が見られるところであり、各省庁等においても、別添資料の例も参考にしながら、職員に対する一層の厚生施策の推進に努めていただくようお願いいたします。…

### ■ 高齢社会対策大綱（平成30年2月閣議決定）

（略）つみたてNISA（少額投資非課税制度）等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進する。特に、地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、職場つみたてNISA等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める。

### ■ 国からの各地方自治体宛て通知文（平成30年6月20日）

（略）既に、一部の地方公共団体は、つみたてNISAやiDeCoに関する職員向けセミナーを開催するなど、職員の福利厚生の充実に向けた取組を進めていますが、その他全国の地方公共団体においても、同様の厚生施策が推進されることが望ましいと考えています。…全国の地方公共団体において、資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られる環境づくりとして、地方公共団体がつみたてNISAやiDeCoに関する職員向けセミナーの開催等を進められるよう、国や一部の地方公共団体における先行事例をご紹介いただきたく、宜しく願い申し上げます。

※ 金融庁・厚労省から総務省への依頼文（上記）等が、総務省より全国の地方自治体へ通知。

## ビデオクリップ教材

- 主として、若い世代に対する職場を通じた投資教育のためのビデオクリップ教材  
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

➡ **資産形成の重要性**  
(再生時間 3分5秒)

「経営視点」を持ち  
あなた自身が「資産形成」をしていく

➡ **長期・積立・分散投資**  
(再生時間 3分56秒)

ここからはじめる  
資産形成  
の時間

長期 積立 分散

➡ **非課税制度の内容・比較**  
(再生時間 4分12秒)

<input checked="" type="checkbox"/> つみたてNISA <input checked="" type="checkbox"/> 確定拠出年金 etc... <b>非課税制度</b>	非課税制度 つみたてNISA 確定拠出年金 etc... 利益
つみたてNISA 少額からでも運用が始められる 投資信託が対象 投資信託の運用利益が非課税	一定の法令上の要件 A B C D E 非課税

## つみたてNISA 早わかりガイドブック

- 投資初心者のための実践的な投資教材
  1. つみたてNISAの特徴
  2. 時間の分散（積立投資）
  3. 投資先の分散
  4. 長期投資の効果
  5. 手数料
  6. 分配金の影響



※ ビデオクリップ教材及び「つみたてNISA早わかりガイドブック」については、金融庁NISA特設ウェブサイト（下記URL）にて閲覧・ダウンロード可

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>





# つみたてNISA Meetup (2017.10~2018.6)



**開催数：22回**  
**開催地：14ヶ所※**

※ 東京、大阪、札幌、金沢、静岡、名古屋、鯖江、仙台、宇都宮、上越、広島、福岡、姫路、那覇

## つみたてNISAのキャラクター「つみたてワニーサ」



つみたては、ニーサ！

### つみたてワニーサ

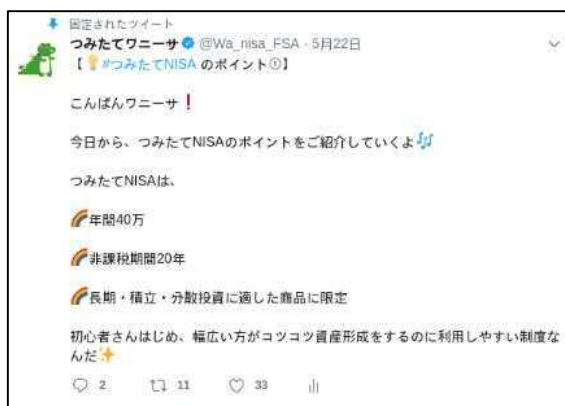
ある日突然人間界に現れた優しいワニ。  
 ゆっくり慎重派だけど、  
 みんなから信頼され愛されている。  
 どっしりと安定感のある背中には  
 いつも何かを乗せて運んでいて、  
 不思議なしっぽは右肩上がりに成長していく。

## つみたてワニーサ 公式twitter

つみたてワニーサ公式twitterでは、つみたてNISAや資産形成に関する情報をわかりやすく発信中！

つみたてワニーサ公式twitter

@Wa\_nisa\_FSA



## つみたてワニーサ 今後の展開

30年10月

- つみたてワニーサ Webページの作成

- バナー等の作成

バナー：NISA特設サイト、金融機関HP、パンフレット等に活用。

- グッズの作成

当庁主催イベント等で配布。

- めいぐるみの作成

金融庁・財務局・金融機関の支店等で活用。

31年1月

「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的にとりまとめ)について

金融庁では、平成29年11月の金融行政方針に「我が国の高齢化率は世界の中でも最も高い水準となっており、退職世代等に関する取組みが重要な課題であることから、退職世代の金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのかについて、外部有識者の知見を活用しながら、検討を進める。」としております。

上記方針を踏まえ、今事務年度を通じて継続的に、高齢化が進行する現状や退職世代等を取り巻く状況、退職世代等が抱える課題等について、学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体等へのヒアリング等も行いながら、金融庁において整理・分析を進めてきました。

この度、これまで整理・分析をしてきた内容について中間的にとりまとめましたので公表いたします。

今後、今回公表させていただいた考え方を基に各方面と議論をしながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

# 高齢社会における金融サービスのあり方 (中間的なとりまとめ)

---

平成30年7月3日  
金融庁



# 高齢社会における金融サービスのあり方の検討

## 1. 高齢社会の現状とリスク

- 長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化
  - ✓ 資産寿命が生命寿命に届かないリスク
  - ✓ 老後不安による過度な節約
  - ✓ 地方から都市部への資産の流出の加速
  - ✓ 家計の資産構成の硬直化

## 2. 退職世代等の現状

- 多様化の進展とモデルの空洞化
  - ✓ 標準世帯の減少と単身世帯の増加
  - ✓ 持ち家比率の減少
  - ✓ 雇用形態・状況の多様化
  - ✓ 居住地選択の多様化 等

## 3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

「長寿化の進展」、「資産の高齢化」、「モデルの空洞化」といった問題や、「資産寿命の延伸」といった課題を克服するため、以下のような基本的な考え方が重要となってくるのではないかと

- B to C から C to B のビジネスモデルへの転換
  - ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、デジタル化を生かした顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- 金融・非金融の垣根を越えた連携
  - ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)といった知見の活用や金融以外のサービス主体とも連携したサービスの提供
- 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択
  - ✓ 自らの老後の収入・支出の「見える化」や、金融機関が提供している商品・サービスの「見える化」を通じて、顧客により、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

# 1. 高齢社会の現状とリスク

## <現状>

### 長寿化の進展

- ✓ 現在60歳の人約4分の1が95歳まで生きるなど、長寿化が進展

### 金融資産の伸び悩み

- ✓ 高齢の各世帯が保有する金融純資産は過去20年間横ばい

### 資産の高齢化

- ✓ 家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有するなど、資産の高齢化が進展

## <リスク>

### 資産寿命が生命寿命に届かないリスク

- ✓ 長生きした場合、貯蓄を全て取り崩し、公的年金のみによって生活する世帯が増加

### 老後不安による過度な節約

- ✓ 十分な備えがある世帯であっても、老後の収入・支出が見えない不安から、資産の計画的な取り崩しが進まない

### 地方から都市部への資産の流出の加速

- ✓ 高齢者が地方で形成した資産が、相続を契機に都市部で生活する相続人へ移転

### 家計の資産構成の硬直化

- ✓ 認知能力、判断能力の低下等により、資産構成を状況に応じて効果的に変更できない

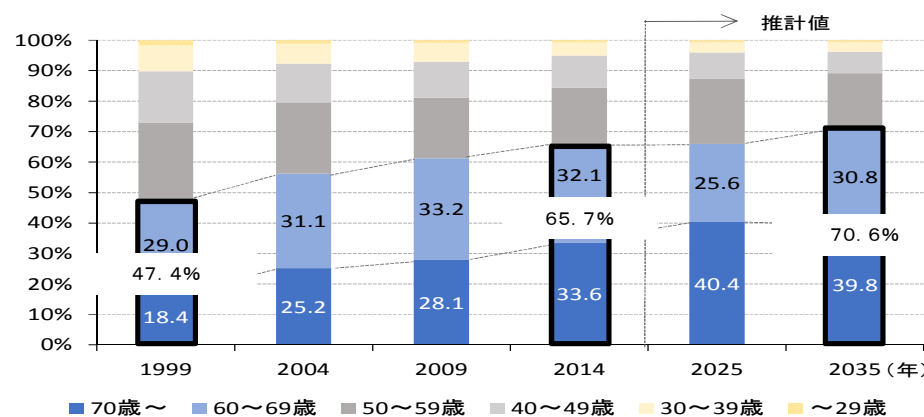
60歳の人のうち各年齢まで生存する人の割合

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	25.3%	14.1%
100歳	8.8%	—

(注)割合は、推計時点の60歳の人口と推計による将来人口との比較。1995年推計では、100歳のみ将来人口は公表されていない

(出典)国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(中位推計)より、金融庁作成

金融資産の年齢階級別割合の推移見込み

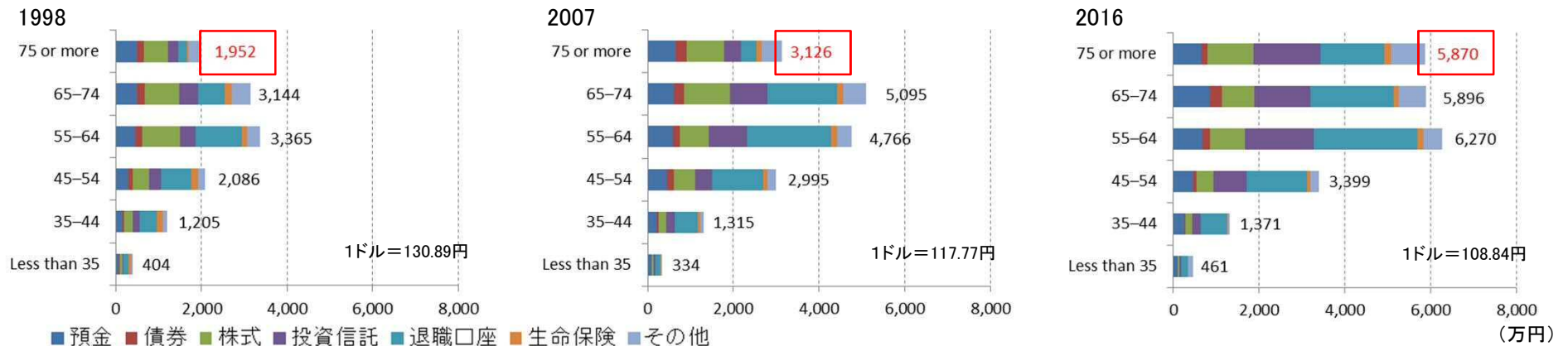


(出典)総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(全国)」より、金融庁作成

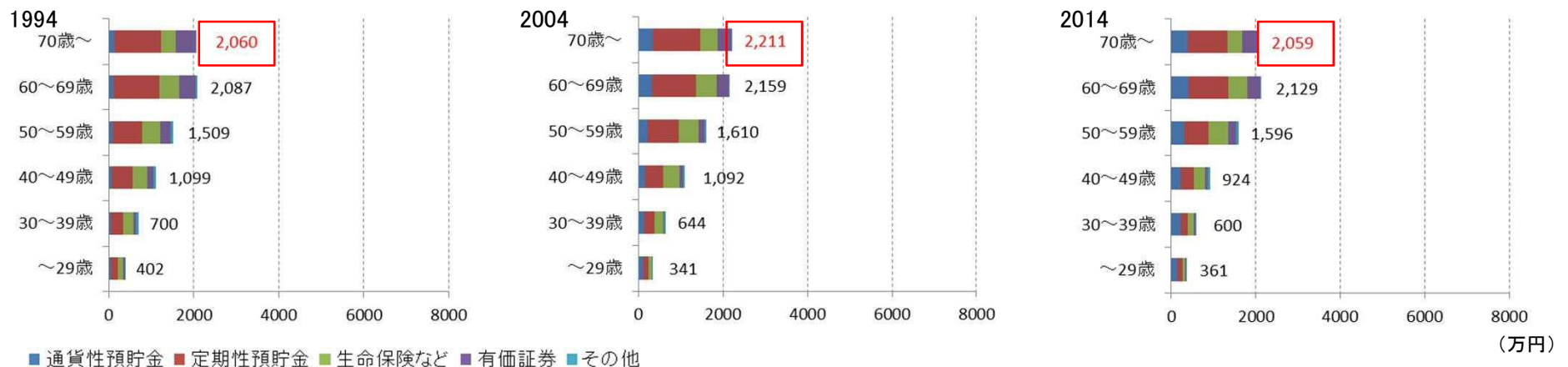
# 1. 高齢社会の現状とリスク ①日米比較

- 米国は、退職口座(IRA、401k等)、投資信託を中心として、退職後も含め現役時代から資産形成を継続し、退職世代等の金融資産は過去20年で約3倍に増加。
- 日本の家計の金融資産は過去20年間伸びておらず、直近では退職世代等の保有する世帯当たりの金融資産は米国の半分以下

米国における年齢階級別金融資産額の推移(一世帯あたり平均)



日本における年齢階級別金融資産額の推移(一世帯あたり平均)



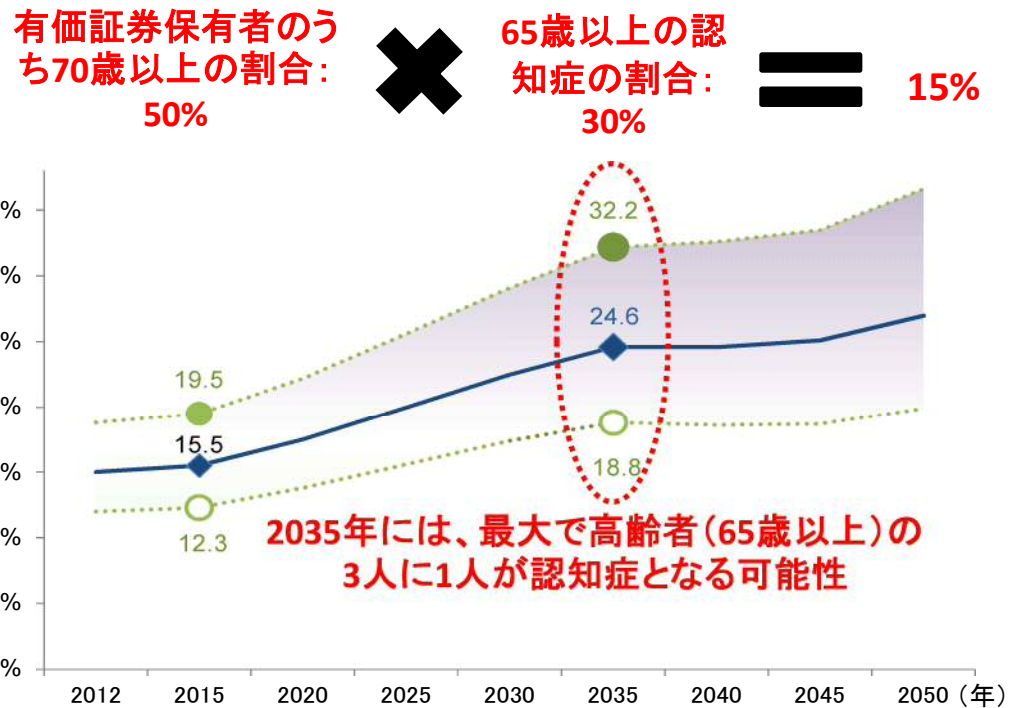
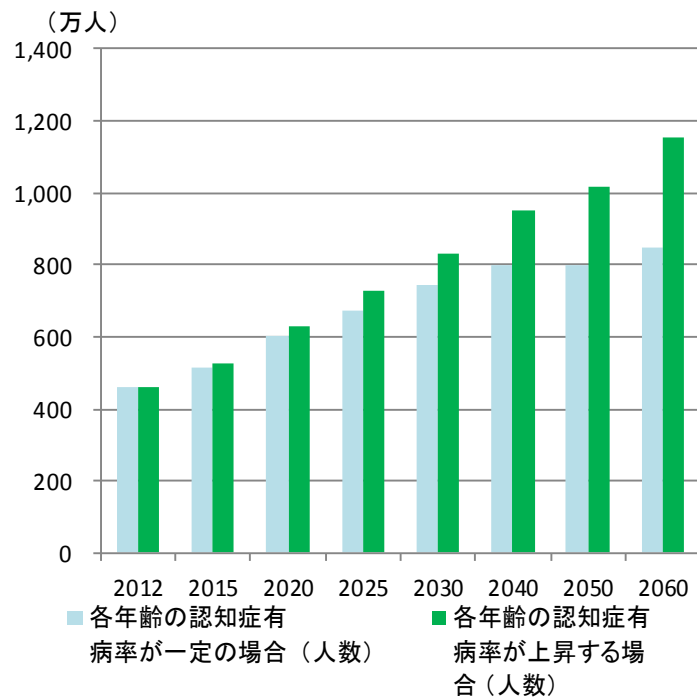
(注)米国の金融資産額は各年の円ドル相場の平均を用いて円換算

(出典)FRB「Survey of Consumer Finances」、日本銀行「外為為替市況」、総務省「全国消費実態調査」より金融庁作成

# 1. 高齢社会の現状とリスク ②認知能力の低下

- 2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となり、65歳以上の認知症患者の割合も最大で3人に1人となる可能性
- その場合、有価証券全体のうち、15%を認知症患者が保有することとなる可能性

【65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率】



(注) 有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。

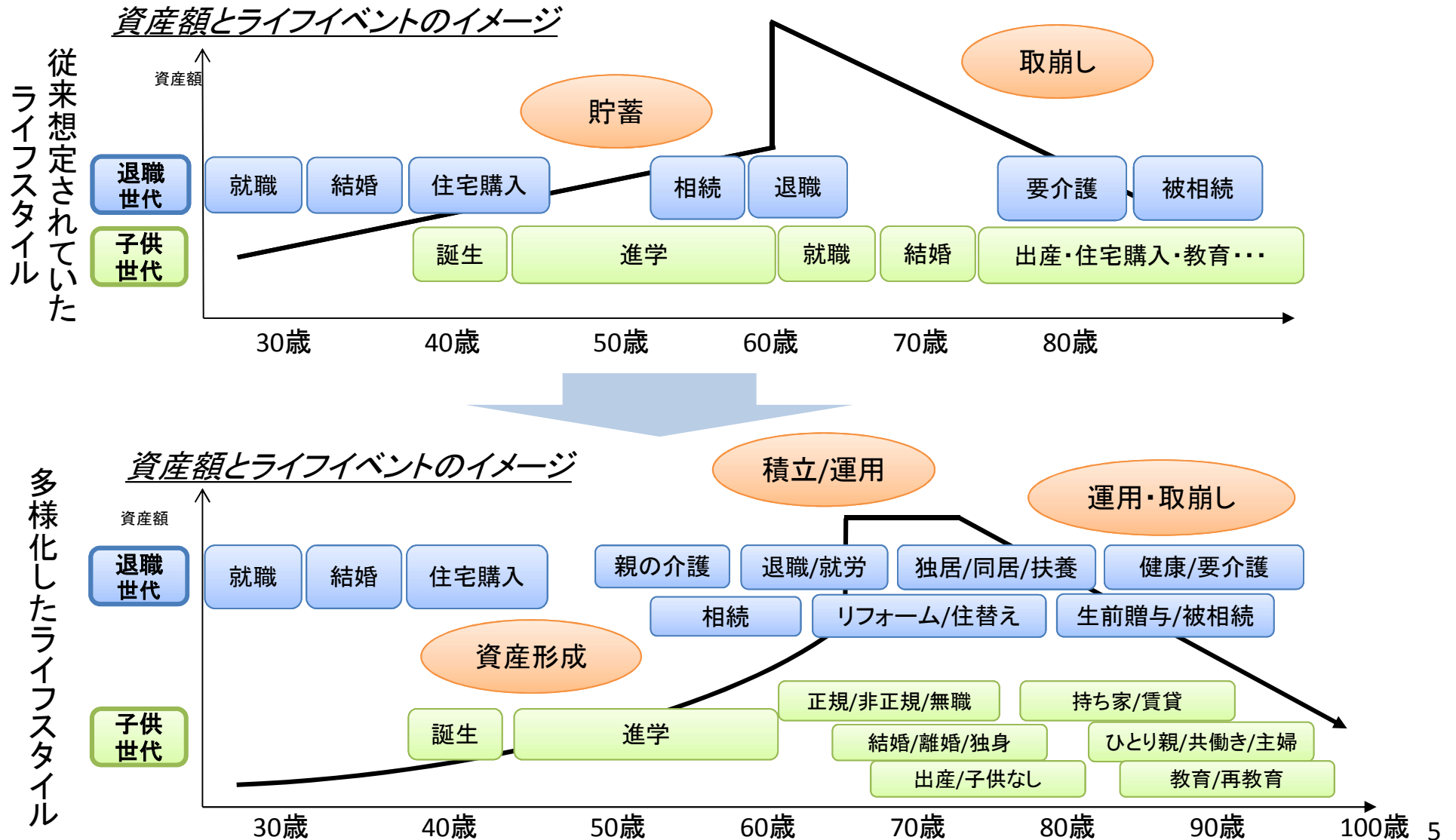
(資料) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)

(出典) みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」より、抜粋



## 2. 退職世代等の現状 ①多様化の進展と「モデルの空洞化」

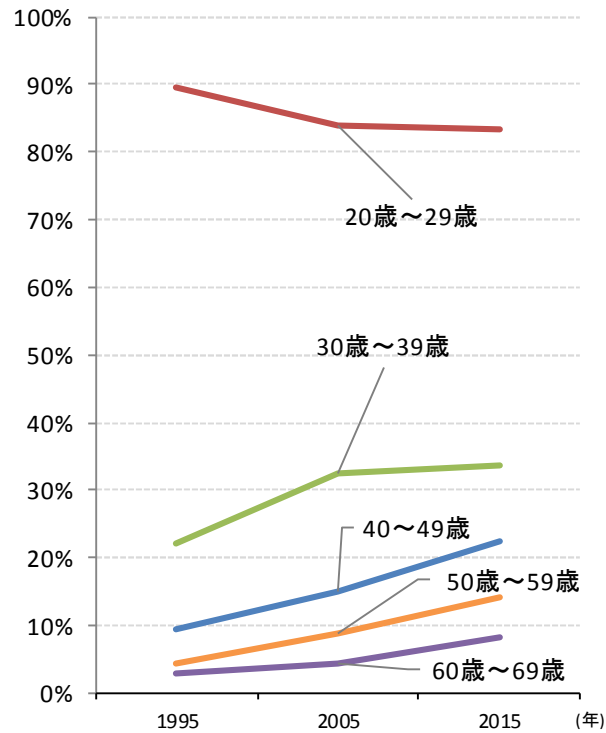
- 長寿化が進展する中、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展し、「モデル世帯」が存在しなくなっている(モデルの空洞化)。金融リテラシーの状況も多様
- 金融サービスには、多様化への対応が重要な課題となるのではないか



## 2. 退職世代等の現状 ②世帯構成・持ち家の状況の多様化

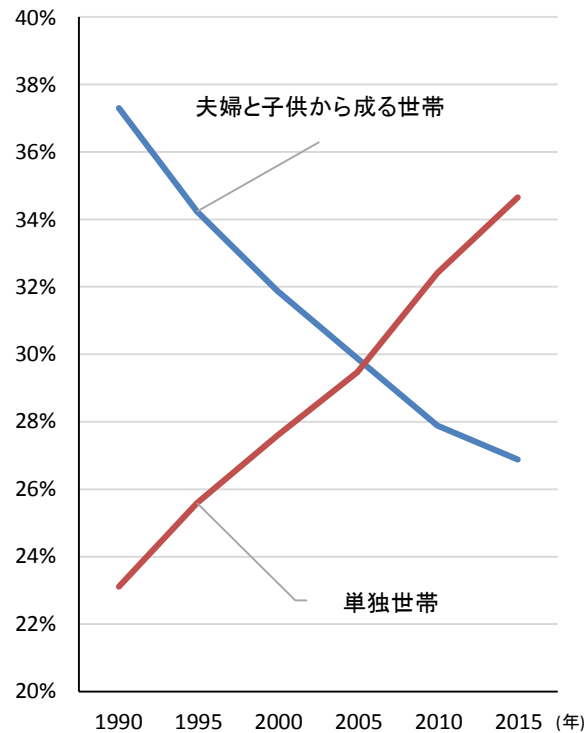
- 未婚率の上昇、夫婦と子供から成る世帯の比率の低下、持ち家比率の低下
  - 結婚し、夫婦子供二人で暮らし、持ち家を持つという、かつて標準的と考えられてきたモデルの空洞化

年齢階級別未婚率の推移



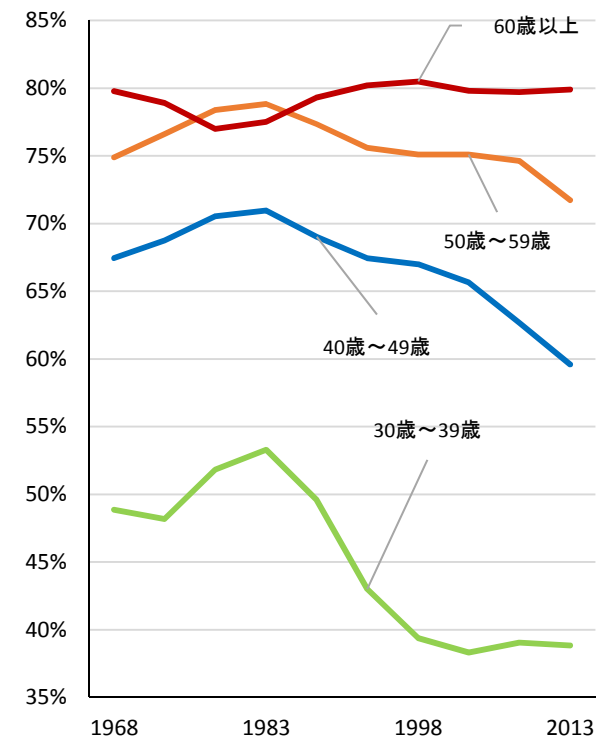
(出典)総務省「国勢調査」より、金融庁作成

夫婦と子供から成る世帯と単独世帯の比率の推移



(注)分母は総世帯数  
(出典)総務省「国勢調査」より金融庁作成

年齢階級別持ち家比率の推移



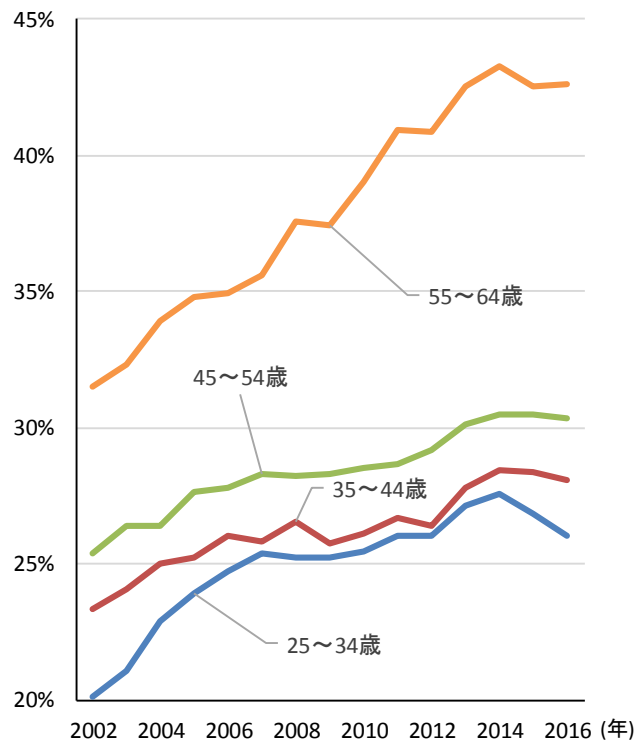
(出典)総務省「住宅・土地統計調査」より、金融庁作成

## 2. 退職世代等の現状 ③雇用状況・退職給付の状況の多様化

### ● 非正規雇用比率の上昇、60歳代の就業率の上昇、退職給付額の減少

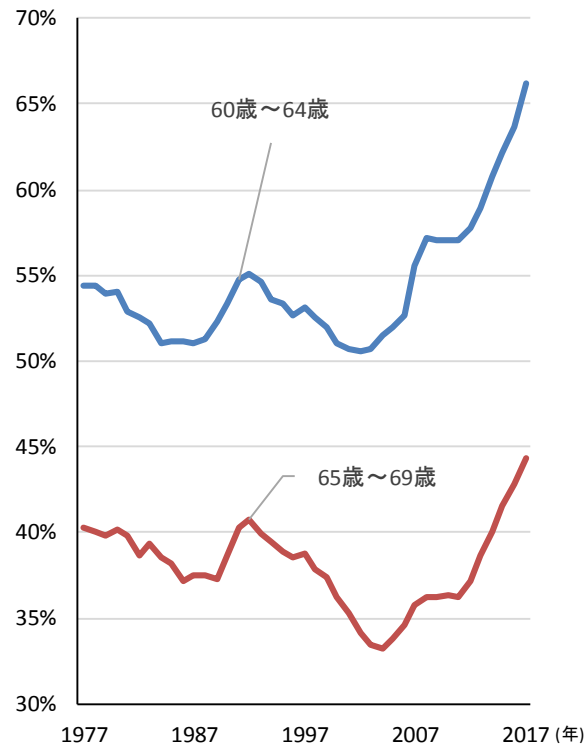
→ 定年まで正規雇用で働き、その後は退職し、退職金を取り崩しながら生活するというモデルの空洞化

年齢階級別  
非正規雇用比率の推移



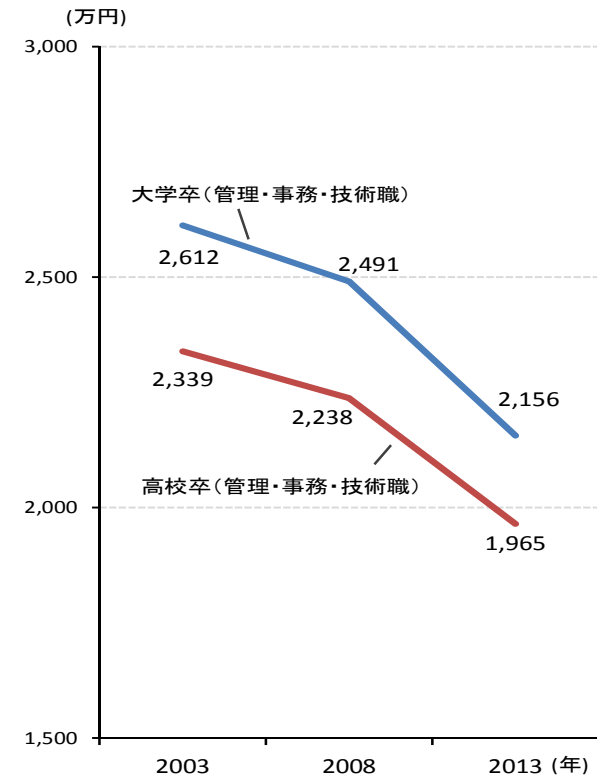
(出典)総務省「労働力調査詳細集計」より、金融庁作成

60歳代の就業率の推移



(出典)総務省「労働力調査」より、金融庁作成

退職給付額の推移

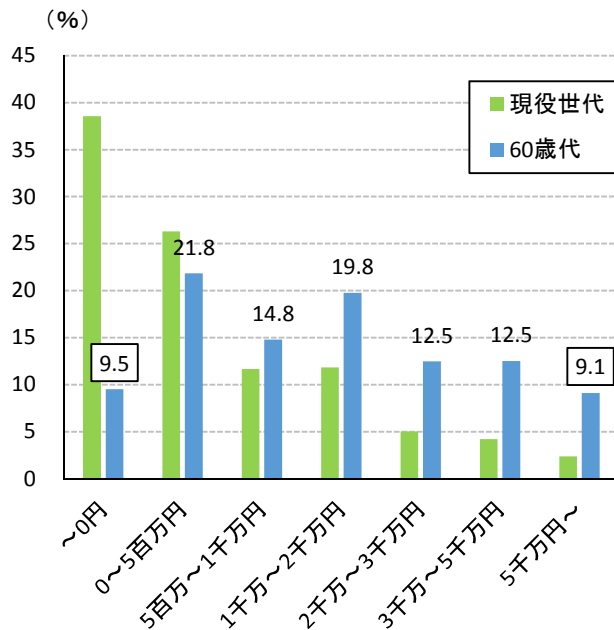


(注)勤続35年以上の退職者  
(出典)厚生労働省「就労条件総合調査」より、金融庁作成

## 2. 退職世代等の現状 ④資産の保有状況

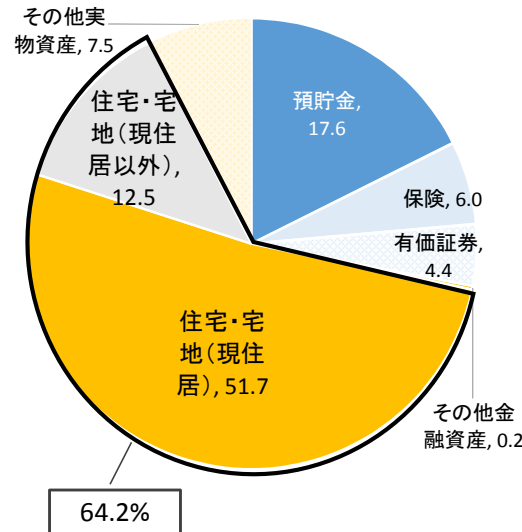
- 退職世代の金融純資産の保有額は現役世代と比べて幅広く分布
- 退職世代の資産全体の6割以上が住宅資産
- 退職世代は現役世代よりも住宅資産を保有している割合が高く、保有している住宅の資産額は現役世代と比べて幅広く分布

現役世代と退職世代の  
金融純資産の世帯数分布



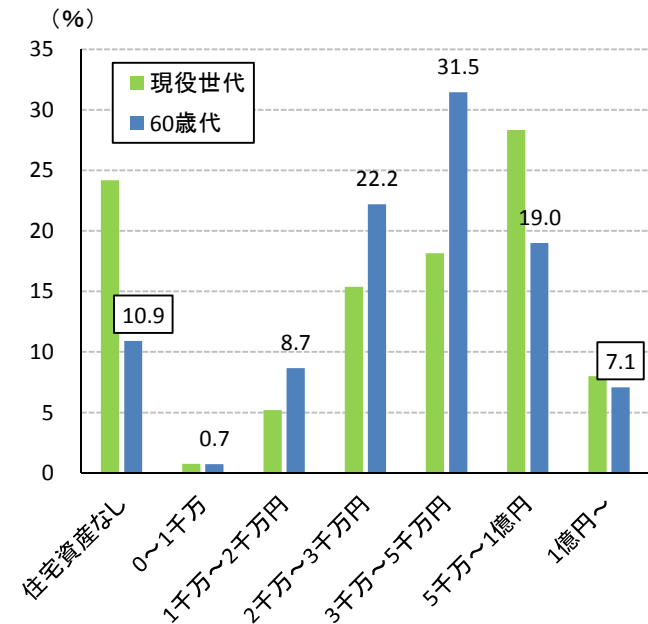
(注) 現役世代は世帯主年齢が59歳以下、退職世代は世帯主年齢が60代の世帯  
(出典) 総務省「平成26年全国消費実態調査」の個票データより、金融庁作成(二人以上世帯を単純集計したもの)

世帯主が60代の世帯の  
資産構成



(出典) 総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

現役世代と退職世代の  
住宅資産額別の世帯数分布

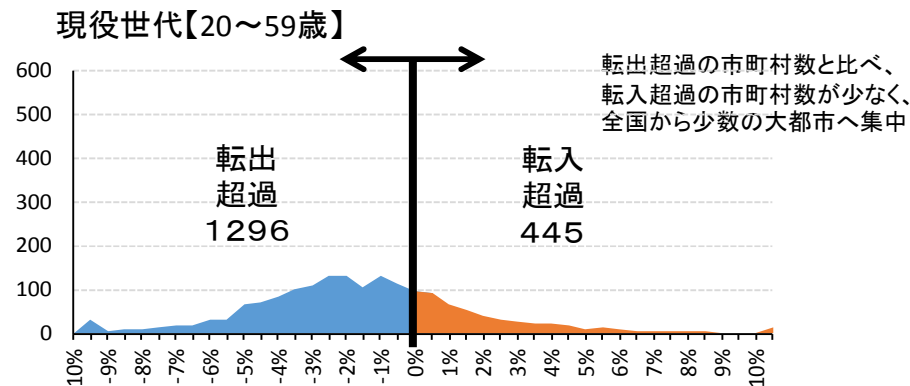
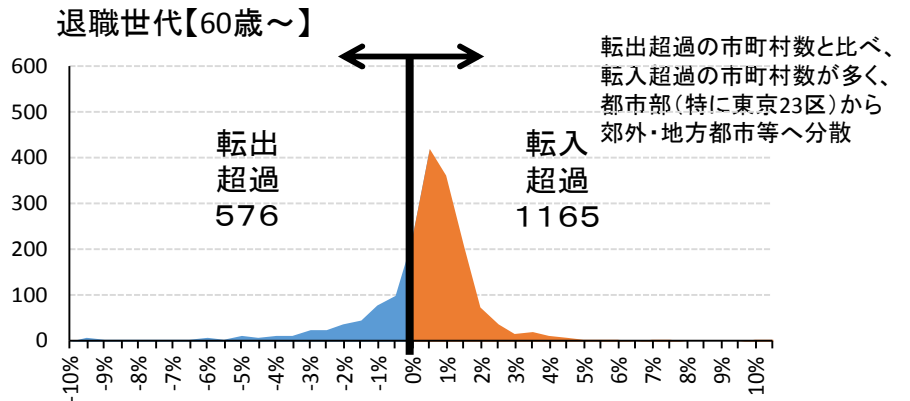


(出典) 総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

## 2. 退職世代等の現状 ⑤居住地の選択状況

- 全国的に高齢化が進む中、退職世代等は、自らのライフスタイルやニーズ(故郷、生活コスト、医療・交通環境等)を踏まえ大都市から地方都市や郊外への移住、若しくは利便性の高い都市部への移住等、居住地の選択が多様
- 地域ごとに流出入の理由や居住者の属性も様々であり、その多様性に応じた金融サービスの提供が重要

転入者対人口比別の市町村数(2014-2017)



(注) 東京23区はそれぞれ1市町村として計上

(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、金融庁作成

退職世代等の純転出入者数(2014-2017)

純転入者数上位20市区町村  
市区町村名 人数(人)

札幌市	11185
福岡市	3402
千葉市	2201
八王子市	1664
青梅市	1615
相模原市	1498
さいたま市	1479
柏市	1326
仙台市	1259
旭川市	1031
松山市	1013
つくば市	979
金沢市	973
高崎市	952
鹿児島市	950
伊東市	902
大分市	831
日の出町	806
印西市	793
岡山市	776

純転出者数上位20市区町村  
市区町村名 人数(人)

世田谷区	3458
大田区	3341
横浜市	3173
杉並区	2850
品川区	2619
練馬区	2399
新宿区	2192
北区	2190
目黒区	2189
中野区	2043
渋谷区	1991
江東区	1981
豊島区	1755
江戸川区	1605
北九州市	1552
文京区	1413
川崎市	1314
墨田区	1262
港区	1241
台東区	1234

(※) 中央区は565人の純転入

### 3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

高齢社会における金融サービスのあり方の検討に当たっては、以下の基本的な考え方が重要となってくるのではないかと

#### ➤ B to C から C to B のビジネスモデルへの転換

- ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、個々の顧客に合わせた顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- ✓ デジタル化(AIやビッグデータの活用を含む)による顧客ごとの対応の容易化

#### ➤ 金融・非金融の垣根を越えた連携

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)といった知見の活用
- ✓ 金融ニーズに加えて、非金融ニーズの増加(例・家事代行、見守りサービス等)を踏まえたグループ内外の金融サービス主体や金融以外も含めた地域のサービス主体との連携

#### ➤ 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出の「見える化」を通じた計画的な資産の活用
- ✓ 金融機関が提供している商品・サービスについて退職世代等のだのようなニーズに応えるものが「見える化」が進み、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

## 4. 検討の視点

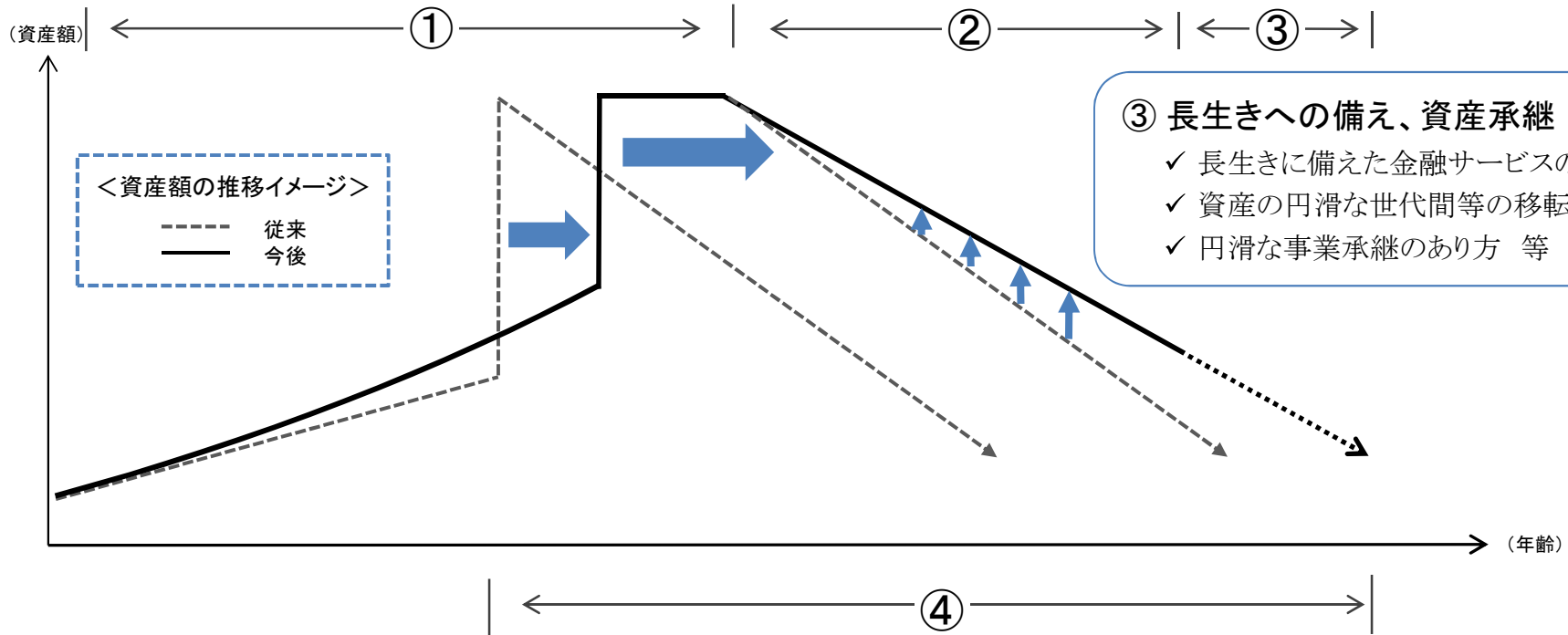
### ① 就労・積立・運用の継続による所得形成

(勤労収入に加えた財産収入確保の重要性)

- ✓ 退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成のあり方
- ✓ 老後資金の「見える化」のあり方
- ✓ 退職金・企業年金の活用のあり方 等

### ② 資産の有効活用・取崩し

- ✓ 資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービスのあり方
- ✓ 住み替えや住宅資産の有効活用のあり方 等



### ③ 長生きへの備え、資産承継

- ✓ 長生きに備えた金融サービスのあり方
- ✓ 資産の円滑な世代間等の移転のあり方
- ✓ 円滑な事業承継のあり方 等

### ④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジーの進展を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護のあり方
- ✓ 高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手のあり方
- ✓ 成年後見人による資産管理のあり方 等

## 5. 検討にあたっての指摘 ①就労・積立・運用の継続による所得形成

長寿化が進行する中、就労の継続による勤労収入の確保とともに、それまでに蓄積した資産を有効活用し、財産収入を確保していくことも重要

### 退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成

- ✓ 退職後も見据え、若いうちからの長期・分散・積立による資産形成を支援する「つみたてNISA」(時限措置)が導入されている。
- ✓ 確定拠出年金(DC)について、企業型では65歳、iDeCoでは60歳以降は拠出できない。また、拠出上限額についても企業型DCが最大で年66万円に止まるなど少額なものとなっている。

- ✓ つみたてNISAが長期・分散・積立の投資の手段として継続的に機能していくよう、20年間という投資期間が確保されることが重要ではないか。また、若年世代から退職後まで一貫した資産形成につながる制度の整備が求められるのではないか。
- ✓ 100年時代を見据えた老後のための資産形成には、DC等の拠出可能年齢や拠出上限額等の引上げが考えられないか。

### 老後資金の「見える化」

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出についての「見える化」が不十分

- ✓ 自らの老後の収入や支出についての「見える化」が進むことや、職場などにおける投資教育を通じて金融リテラシーを高めることが重要ではないか。

### 退職金・企業年金の活用

- ✓ 退職金や企業年金を退職時に一時金として受け取るケースが多い。しかし、受け取った退職一時金について、効果的な運用がなされていないことなどから、財産収入は少額にとどまっている。

- ✓ 退職金等について、過度にリスクの高い商品や複雑な商品で運用することがないようにしながら、高齢者に相応しい商品・サービスで運用する等の選択肢が考えられないか。



## 5. 検討にあたっての指摘 ②資産の有効活用・取崩し

退職後は年金受給と資産の取崩し等によって生活を賄うこととなるが、単に取崩すのではなく、効果的に運用しながら取崩すことや、住宅資産の活用も含めて考えることが重要

### 資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービス

- ✓ 退職世代の資産運用を、それぞれの人生設計に応じてどのように行うべきかということについて十分な議論が行われていない。



- ✓ 年齢、家族構成、家計、市場動向等に応じたポートフォリオの組換えや取崩しを行う運用商品やサービスなど、様々な商品・サービスが存在する。  
それらについて、それぞれにどういった特性があり、退職世代等のどのような属性の人に望ましい商品・サービスなのかという情報が「見える化」されるような環境整備を図ることが重要ではないか。

### 住み替えや住宅資産の有効活用

- ✓ 退職世代の中には、生まれ育った地域や、生活コストが安く、医療・介護サービス等が充実している郊外や地方都市などへ住み替える動きもみられる。
- ✓ 退職世代の保有する資産の約3分の2が住宅・宅地資産であり、リバースモーゲージの活用によって、住み替えの促進や、より豊かな老後につながる可能性があるが、金融機関による融資実績は一部を除き少ない状況。



- ✓ 既存住宅の流通やリフォームに関する市場の活性化に向けた
  - 公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金を確保
  - 良質な既存住宅の資産価値が適正に評価される等の環境整備といった取組みを進めることは、住宅資産を有効に利用できる環境整備という観点からも重要ではないか。

## 5. 検討にあたっての指摘 ③長生きへの備え、資産承継

退職世代について、予想以上に長生きした場合の備え、次世代への資産移転、事業承継に係るサービスの充実が重要

### 資産の円滑な世代間等の移転

- ✓ 年々、相続財産が増加しているが、高齢化の進展により老老相続となっており、現役世代に資金が回っていない。
- ✓ 相続税評価額の算出時に、不動産の時価に、一般的に時価より低いとされる路線価を用いていることなどにより有価証券より有利と考えられている。
- ✓ 英国では、夫婦間で相続が発生した場合、ISA口座で保有されている有価証券について、被相続人の非課税枠も含めて相続することを認めている



- ✓ 現役世代への資産移転を進めるための生前贈与の仕組みとして、教育資金贈与信託などの制度（時限措置）があるが、改善の余地がないか。
- ✓ 左記によって、不動産が金融資産よりも投資対象として選好されていることがないか等について研究を深め、資産選択に歪みが生じないことを目指すことが考えられるのではないか。
- ✓ 相続によって資産形成が途切れることのないよう、我が国でも同様の制度を検討することが考えられないか。

### 円滑な事業承継

- ✓ 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題であり、事業承継において金融機関に期待されている役割は大きいと考えられる。



- ✓ 円滑な事業承継のため、地域の金融機関が提供するサービスを充実させることが考えられないか。

## 5. 検討にあたっての指摘 ④高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

高齢者が資産の有効活用を行うため、きめ細かな投資家保護の枠組み、高齢者の立場に立ちアドバイス等ができる担い手のあり方、成年後見人による資産管理等のあり方の検討が重要

### フィナンシャル・ジェロントロジーの進展等を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護

✓ 現在の投資勧誘等のルールは、一定の年齢（75歳・80歳）を目安に、それ以上の高齢顧客に勧誘留意商品を販売するためには役席者の事前承認を必要とするなどの対応が求められている。



- ✓ 認知能力や判断能力に応じた対応など、よりきめ細かな投資家保護のあり方を検討することが考えられないか。
- ✓ リスクが高く、複雑な商品の提供を抑制する一方で、リスクが低く、簡素な商品については説明内容を軽減するなど、商品のリスクや複雑さに応じた対応をより徹底することが考えられないか。

### 高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手

✓ 高齢者の立場で、高齢者の多様な状況に応じた商品・サービスをアドバイスできる担い手が少ない。



- ✓ 高齢者の立場に立ってアドバイスできる担い手の充実を図ることが考えられないか。

### 成年後見人による資産管理等

✓ 成年被後見人の財産の後見人による不正引出しを防止するため、従来から取扱いのあった後見制度支援信託に加え、銀行でも導入できる仕組みについて本年3月に法務省、最高裁、金融庁、銀行等が報告書を取りまとめ。銀行等が新たな仕組みを導入するよう金融庁としても働きかけ。



- ✓ 後見制度支援信託では、その資産管理において元本保証が求められているが、被後見人の生活水準の維持・向上のため、一定の要件の下、運用対象を広げることが考えられないか。



## (資料6-12-1) 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II)

- ◆ 金融庁では、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、昨年10月、2回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(通称:Delta Wall (※) II)を実施

(※)Delta Wall: サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta) + 防御(Wall)

### 参加金融機関数

業態	地銀	第二地銀	外銀	信金	信組	労金	証券	生保	損保	貸金	合計
参加金融機関数	10	17	1	31	19	3	5	5	5	5	101

(※)業態別参加者数: 延べ約1,400名が参加。うち約9割の金融機関で経営層が参加

### Delta Wall II の特徴

- 演習実施までの間に自主的なインシデント対応能力の向上を促すために、**シナリオの骨子を事前に開示**(オープンシナリオ方式)
- 多くの関係部署(経営層、システム部門、広報、企画部門等)が参加できるよう、**自職場参加方式**で実施(⇔会場集合方式)
- 民間の**専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考**にしつつ、金融機関が陥りやすい弱点が浮き彫りとなり、**参加者に「気づき」を与える**ことができるシナリオ
- 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど**事後評価に力点**
- 本演習の結果は、参加金融機関以外にも**業界全体にフィードバック**(日本証券業協会:平成30年5月17日)

### 演習シナリオ

- ①身代金を要求するDDoS攻撃、②脆弱性を突いた不正アクセスによる情報漏洩

### 演習結果(概要)

- 多くの金融機関では、シナリオで提示された攻撃への対応のみに目がいきがち。**サイバー攻撃に的確に対応するためには、様々な可能性を考慮して行動することが重要**であり、以下のような、より**広い視野での対応が必要**

(例)

- ・ DDoS攻撃のシナリオにおいて、追加の攻撃を受ける可能性がある中で、インターネットバンキング等、DDoS攻撃を受けたホームページ以外のシステムも攻撃を受けるおそれがあることを考慮した防御策の検討
- ・ 脆弱性攻撃による情報漏洩のシナリオにおいて、顧客情報の漏洩の拡大を防止するためにメールサーバを停止することになるが、停止することによる影響評価や業務を継続するための代替手段の検討



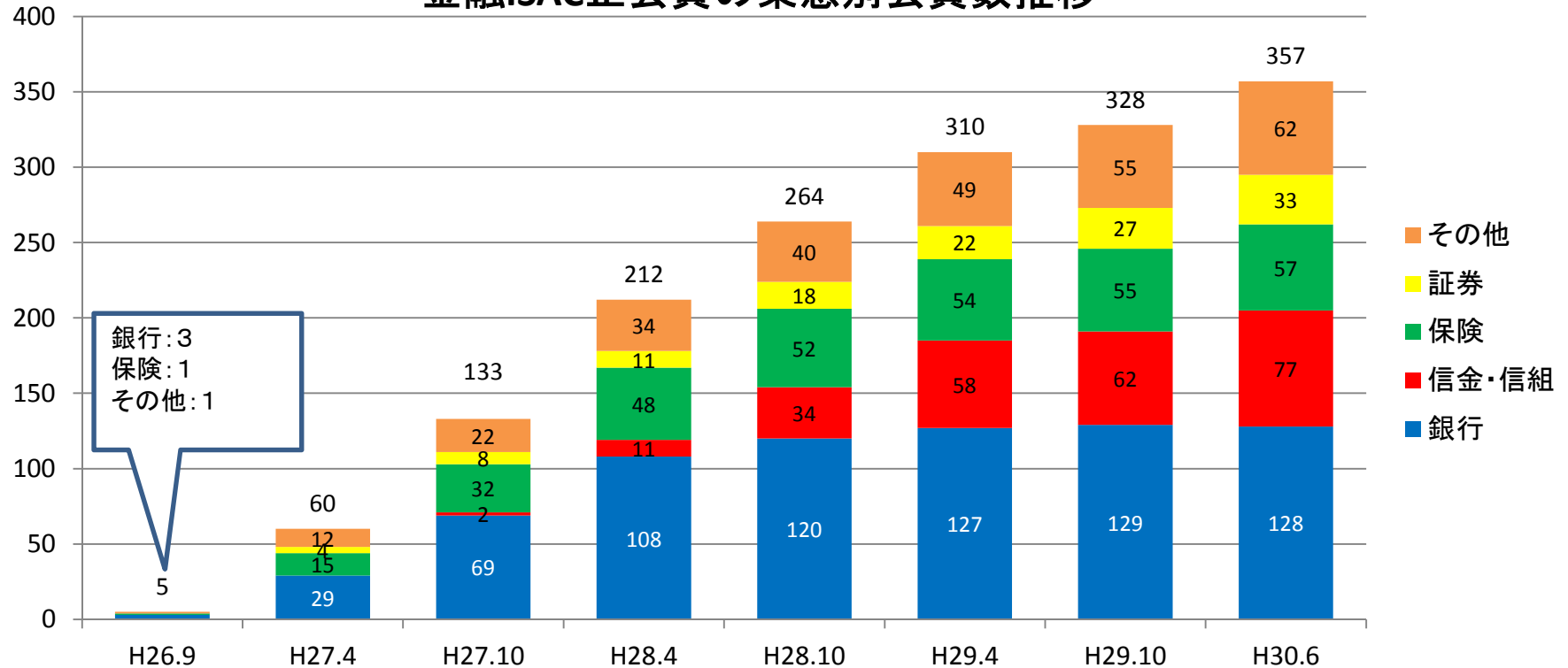
## (資料6-12-2) 金融ISACへの加盟状況

### □ 金融ISACへの加盟状況

参加金融機関は374社(正会員:357社、準会員:17社)(平成30年6月13日時点)

- ✓ 地銀・第二地銀、生・損保は加盟が進んでいるが、信金・信組、証券会社の加盟は進んでいない。

### 金融ISAC正会員の業態別会員数推移



【出典:金融ISACホームページ(2018年6月13日現在)を元に加工】

- ✓ サイバーセキュリティ2017 (2017年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部)  
金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。

参加  
無料

# 「明治150年」 関連シンポジウム



～明治時代の金融制度が果たした役割～

平成30年9月6日(木) 14:00～16:40  
(開場 13:15)

- ◆場所：中央合同庁舎7号館東館3階講堂
- ◆定員：400名(申込先着順)

## ◆プログラム

- 14:00～ 主催者からの開会挨拶
- 14:10～ 講演者からの報告
  - ▶宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」
  - ▶米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」
  - ▶小林 延人 氏「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」
- 15:40～ 休憩
- 15:50～ コメンテーターによるコメント、講演者からの回答
  - ▶コメンテーター：吉野 直行 氏
- 16:20～ 参加者との質疑応答
- 16:40 閉会

## ◆コメンテーター、講演者



(コメンテーター)  
**吉野 直行 氏**  
・アジア開発銀行研究所所長  
・慶應義塾大学名誉教授  
・金融庁金融研究センター顧問



(講演者)  
**宮本 又郎 氏**  
・大阪大学名誉教授  
・大阪企業家ミュージアム館長



(講演者)  
**米山 高生 氏**  
・東京経済大学経営学部教授  
・一橋大学名誉教授  
・金融庁金融行政モニター委員



(講演者)  
**小林 延人 氏**  
・首都大学東京経済経営学部准教授



## ◆会場のご案内

### 中央合同庁舎7号館東館3階講堂

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

銀座線虎ノ門駅新連絡口11番出口直結、千代田線霞ヶ関駅A13番出口徒歩5分

※金融庁(西館)ではなく、文部科学省や会計検査院のある建物(東館)ですのでご注意ください。

※専用の駐車場はありません。公共交通機関によりお越しください。



## ◆お申込方法

- ・郵送: 御名前、会社・団体名等、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお送りください。
- ・メール: meiji150@fsa.go.jpまで御名前、会社・団体名等、ご連絡先(Eメールアドレス)を明記の上、ご連絡ください。

※申込みは先着順とし、定員を超えた場合には、お断りの連絡を差し上げます(申込みを行った方で連絡がなかった方は、参加いただけます。)

※詳細は、金融庁「明治150年」関連シンポジウムページ (<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180727-2.html>) をご覧ください。

**お申込み締切日**  
**平成30年8月30日(木)**

参加お申込みに関するお問い合わせ  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1  
中央合同庁舎第7号館  
金融庁総合政策局総務課調整係  
TEL: 03-3506-6000(内線3710、3146)

## 外山脩造

---

### 銀行検査で活躍、「銀行簿記精法」の会読作業に貢献

#### (概要)

外山脩造は、天保13年(1842年)11月10日、越後国古志高波在栢尾郷小貫村(現在の新潟県長岡市小貫)に、父・伝と母・清の長男として生まれた。幼名は寅太、後に脩造と称した。外山家は京都の日野家を祖先とする、代々小貫村の庄屋の家柄であった。明治維新後、慶応義塾や開成学校を経て、明治5年(1872年)に共立学舎を卒業した。

明治6年(1873年)、慶応義塾時代の学友の推薦により、大蔵省紙幣寮(現在の国立印刷局)に任官した。当時は日本で初めての銀行制度確立の礎となる「国立銀行条例」が制定された直後であり、大蔵省では欧米の銀行実務の導入が急務となっていた。こうした中、外山は、大蔵省嘱託であったイギリス人のアレキサンダー・アラン・シャンドが執筆し大蔵省職員が翻訳した「銀行簿記精法」の会読作業に従事し、他の従事者が難解さに苦しむ中で、唯一全書の意味を理解したとされる。外山の学識をもってすれば特に難しいことではなかったが、近代的な複式簿記システムの理解が進んでいない中、外山の能力に対する評価が高まることとなった。

これを受けて、外山は、昇進して銀行課へ異動となった。銀行課においては、主に全国の国立銀行の経営状況に係る検査と立地地域の経済・産業動向の調査や分析を担当した。外山は、第一国立銀行(現在のみずほ銀行(旧第一勧業銀行))の検査も担当し、当時、同行の頭取を務めていた渋沢栄一と面識を持つこととなった。渋沢は、外山の才能を高く評価しており、外山について、「検査に関しては非常に緻密な考えを持っていて熱心であり、かつ自分の信じることは必ず断行する性質の人であった」と評した。

また、外山は、国立銀行の資本配当のための原簿作成においても功績を残した。当時、国立銀行創立の出願が続出したことを受け、大蔵省は、国立銀行の設立を抑制するため、全国の銀行資本金総額等を制限することで設立規制を行うという方針を打ち出した。大蔵省は、外山が作成した全国の銀行資本金総額を人口・税額等で各地に割り振った原簿を基に、地方の事情を勘案した国立銀行の設立指導を行った。

明治11年(1878年)、外山は、大蔵省銀行課を辞職した。明治12年(1879年)、第三十二国立銀行(現在の三井住友銀行(旧三井銀行))総監役に就任した後、明治15年(1882年)には、日本銀行初代大阪支店長に就任した。商業の発達には約束手形の活用が最大の成果を挙げるとの考えから、大阪支店において積極的な手形の割引を開始した。その結果、大阪支店の手形割引量は、明治17年(1884年)には、日本銀行全体の手形取引枚数のおよそ9割、金額にしておよそ6割を占めるほどとなった。

明治18年(1885年)に日本銀行を辞任した後は、2年間の静養を経て、明治20年(1887年)から翌年にかけて商工業視察を目的に欧米各地を周遊した。この視察で得た知見を元に、有限会社大阪麦酒会社(現在のアサヒビール株式会社)、阪神電気鉄道株式会社、商業興信所(明治29年(1896年)に渋沢が開業した東京興信所と昭和19年(1944年)に合併し、東亜興信所と改称)を設立するなど、数多くの事業を手掛け、関西経済界に今に続く多大な影響を与えた。

大正5年(1916年)1月13日、外山は大阪で73歳の生涯を終えた。



## 矢野恒太

---

### 初代保険課長、保険業法の起草に貢献

#### (概要)

矢野恒太は、慶応元年（1865年）12月2日、備前国上道郡角山村竹原（現在の岡山県岡山市東区竹原）に、父・三益と母・伊勢の長男として生まれた。矢野家は江戸時代から続く医者の家柄であった。明治22年（1889年）12月、第三高等中学校医学部を卒業した。

恩師の紹介で入社した日本生命では、医員として地方に出張し診査（保険契約の申込に対する諾否を判断するための被保険者の健康診査）を行う傍ら、独学で保険制度の研究を進め、入社3年目にして記念式典の医員総代に選ばれる程であったが、医員の待遇を巡る問題で副社長と対峙し、同社を退職した。

その後、自らの理想の実現を決心した矢野は、郷里には戻らず生命保険の研究に没頭し、1年間で16編の論文を発表するなど精力的に活動する中で、保険料を低廉におさえることができ、破産の恐れもほとんどない相互主義による保険会社が最も理想的であるとの確信に至った。

また、矢野が起草した保険事業に関する論文に注目した安田善次郎（安田財閥の創設者）に、相互主義に基づく保険事業の実施について提案したことをきっかけに、明治27年（1894年）4月、安田が経営する共済生命保険合資会社（現在の明治安田生命保険相互会社（旧安田生命保険相互会社））の支配人となった。同社在職中の明治28年（1895年）から2年間は渡欧し、ドイツのゴータ相互保険会社で保険事務を学ぶなどした後、明治31年（1898年）6月に退職した。

明治31年（1898年）6月、渡欧先のベルリンで知り合った農商務省参事官・岡野敬次郎の紹介で同省に入省した。当時、保険会社の法的な監督・取締りの強化が喫緊の課題である中、矢野は、留学や実務経験で培った豊富な知識を生かし、保険業法、保険業法施行規則及び勅令（外国保険会社に関する件）の起草に貢献した。特に、監督官庁に提出する報告書の様式等を規定した保険業法施行規則及び勅令（外国保険会社に関する件）の主な起草は、矢野の独力により成し遂げられたものである。

明治33年（1900年）5月、矢野は、農商務省に新設された保険課の初代課長に就任し、保険会社の検査を実施し、不良会社に対しては新契約停止命令や営業停止命令などの厳格な処分を断行することで、保険業界の健全化に貢献した。

明治34年（1901年）、矢野は、農商務省を辞職し、明治35年（1902年）9月、日本初の相互主義の保険会社である第一生命保険相互会社を設立した。大正4年（1915年）から昭和13年（1938年）まで23年間にわたり社長を、次いで昭和21年（1946年）まで会長を務めた。

そのほか、矢野は、明治38年（1905年）に設立された生命保険会社協会で、評議員、理事及び理事会会長を歴任し、生命保険の普及活動に尽力したほか、複数の電鉄会社の社長を歴任するなど、鉄道事業でも功績を残した。

昭和26年（1951年）9月23日、矢野は東京で85歳の生涯を終えた。

## アレキサンダー・アラン・シャンド

---

### 「銀行簿記精法」の原著者、近代的銀行業務の指導に貢献

#### (概要)

アレキサンダー・アラン・シャンドは、天保15年(1844年)2月11日、スコットランド・アバディーンシャー・ターリフに、父・ジェームズと母・マーガレットの長男として生まれた。父は外科医で、名家の生まれであったといわれている。

文久4年/元治元年(1864年)、シャンドは、インド・ロンドン・チャイナ・チャータード・マーカンタイル銀行(Chartered Mercantile Bank of India, London & China、1959年にHSBCが買収)横浜支店の支店長代理として来日していた。明治初頭の日本は、欧米の正式な銀行経営の実務の導入が喫緊の課題であったことから、明治5年(1872年)、大蔵省は、欧米の銀行実務に精通しているシャンドを登用することとした。大蔵省紙幣寮(現在の国立印刷局)に勤務することとなったシャンドは、勤務と並行して銀行簿記に関する原稿を書き上げた。これは大蔵省内で翻訳され、同年12月、「銀行簿記精法」として刊行された。

「銀行簿記精法」に著されたシャンドの帳簿組織(簿記の管理記録システム)は、シャンド・システムと呼ばれ、長年にわたり銀行実務の教科書として採用されることとなり、日本の銀行簿記の基礎をつくったものとして高く評価された。また、シャンド・システムは、全国各地の銀行のみならず、多くの会社及び商人たちの間にも普及し、明治、大正、昭和に至るまで、銀行及び商工業の簿記実務に採用されることとなった。

明治7年(1874年)10月、シャンドは、紙幣寮銀行課内に開設された銀行学局において、経済学や簿記等の講義を行った。この講義コースは、明治12年(1879年)まで存続し、大蔵省や銀行から340名以上の受講生を受け入れることとなった。このようにシャンドは、銀行の帳簿・検査その他の近代的銀行業務に係る指導に尽力し、大蔵省官吏のみならず各銀行の社員の人材育成にも貢献した。

明治8年(1875年)、シャンドは、第一国立銀行(現在のみずほ銀行(旧第一勧業銀行))に対する検査に派遣され、国立銀行条例第17条に基づく日本初の銀行検査を実施した。シャンドの検査は厳格かつ緻密であり、第一国立銀行の総監役としてシャンドの検査を数回受けた渋沢栄一も、検査によって大いに利益を得たと評している。また、シャンドは、同行以外にも複数の国立銀行の検査で活躍した。

明治10年(1877年)2月、シャンドは大蔵省を退職し、同年3月に帰国した。帰国した翌年の明治11年(1878年)、ロンドンのアライアンス銀行(Alliance Bank、現在のロイヤルバンク・オブ・スコットランド(旧パース銀行))に入行し、明治35年(1902年)には、パース銀行ロンドン支店長に昇進した。明治37年(1904年)、日本国政府から、外債募集の任を受けて渡英した高橋是清(当時、日本銀行副総裁、後の内閣総理大臣)の依頼を受け、外債引受を躊躇するパース銀行の幹部をシャンドが説得したことから、同行が引受団中最高額を引き受けることとなるなど、日本の外債募集にも尽力した功績から、明治39年(1906年)、勲三等旭日中綬章を受章した。

昭和5年(1930年)4月12日、シャンドはイギリスドウセット州パークストーンで86歳の生涯を終えた。

## 金融庁 明治 150 年関連施策 特設ページ



平成 30 年（2018 年）は、明治元年（1868 年）から起算して満 150 年に当たります。明治以降、近代国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていきました。近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることです。こうした基本的な考え方を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、民間団体は、具体的な関連施策に積極的に取り組んでいくこととされています。

（参考）

- ・「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議／内閣官房「明治 150 年」
- ・明治 150 年ポータルサイト

金融庁は、この一環として、以下の施策に取り組みます。

- 「明治 150 年」関連シンポジウムの開催（開催案内は[こちら](#)）（当日配付資料は[こちら](#)（PDF:2,405KB））

平成 30 年 9 月 6 日に、明治時代の金融制度が果たした役割をテーマとしたシンポジウムを開催します。

### 【「明治 150 年」関連シンポジウム】

#### 1. 日程、場所

平成 30 年 9 月 6 日（木）（14:00～16:40 予定）

中央合同庁舎 7 号館東館 3 階講堂

#### 2. テーマ

明治時代の金融制度が果たした役割

#### 3. コメンテーター、講演者

（コメンテーター）

- 吉野 直行 氏（アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター顧問）  
（講演者）
- 宮本 又郎 氏（大阪大学名誉教授、大阪企業家ミュージアム館長）
- 米山 高生 氏（東京経済大学経営学部教授、一橋大学名誉教授、金融庁金融行政モニター委員）
- 小林 延人 氏（首都大学東京経済経営学部准教授）

#### ○明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査

明治期の金融制度の確立等に貢献した人物 3名の活躍を(株)エアクレーレンに依頼し、委託調査しました。

（概要、人物写真）

- ・ [外山脩造（PDF:1,173KB）](#)
- ・ [矢野恒太（PDF:498KB）](#)
- ・ [アレキサンダー・アラン・シャンド（PDF:529KB）](#)
- ※ 調査報告書の全体版は[こちら（PDF:2,482KB）](#)
- ※ 調査報告書の内容、意見などは金融庁の公式見解を示すものではありません。

#### 【金融庁関連業界団体の取組み】

- ・ 全国銀行協会：「明治 150 年」特設ページ
- ・ 生命保険協会：明治時代の生命保険事業について
- ・ 損害保険協会：明治 150 年関連特集
- ・ 日本証券業協会：証券会社等の明治期頃からの沿革（明治 150 年関連）
- ・ 日本取引所グループ：明治 150 年 明治期の証券市場誕生

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
総務企画局政策課（内線 3710、3146）